

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書

〔 債権管理に関する事務の執行について 〕

豊中市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4.	監査対象年度	1
5.	監査の方法	2
(1)	監査の視点	2
(2)	主な監査手続	2
(3)	監査の対象	3
6.	監査の実施期間	3
7.	補助者	3
8.	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
1.	地方自治体における債権管理	4
(1)	地方自治体における債権の定義及び分類	4
(2)	地方自治体における債権管理の概要	7
2.	豊中市の債権の状況	16
(1)	平成24年度末の収入未済額の状況	16
(2)	監査の対象とした債権	18
3.	豊中市における債権管理適正化に向けた取組み	19
(1)	債権管理室の概要	19
(2)	とよなか納税・納付コールセンター等の設置	21
(3)	豊中市債権回収対策会議の設置	22
(4)	債権管理条例の制定	22
第3	監査の結果及び意見	26
1.	共通的事項	26
(1)	市の債権情報の一元管理について	26
(2)	債権管理室への引継ぎ対象債権の拡大について	31
(3)	訴訟提起への専決処分の活用について	32
(4)	債権回収・整理計画の公表内容について	33
(5)	債権管理条例に基づく債権放棄について	34
(6)	同意書の徴取について	38
(7)	延滞金の徴収について	39

(8) 督促手数料の徴収について	41
(9) 収納方法の多様化について	43
(10) とよなか納税・納付コールセンターについて	44
(11) 地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について...	45
2. 個別の債権に関する事項	48
(1) 市税	48
(2) 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料...	69
(3) 保育所保育料	78
(4) 生活保護法第 63 条に基づく返還金	
・生活保護法第 78 条に基づく徴収金	92
(5) 国民健康保険療養給付費返還金	100
(6) 児童扶養手当返還金	104
(7) 市営住宅使用料（市営住宅駐車場使用料を含む）	115
(8) 学校給食費収入	126
(9) 災害援護資金貸付金	135
(10) 母子寡婦福祉資金貸付金	145
(11) 下水道使用料、水道料金	157
(12) 患者窓口納付金	167
おわりに	178

（注：本報告書の表記方法について）

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 法令等の表記について

報告書における法令等の名称の記載にあたっては、次の略称を使用している。なお、このほか、報告書中に適宜略称を表記し、使用している場合がある。

地方自治法	自治法
地方自治法施行令	自治令
地方税法	地税法
国税徴収法	国徴法

3. 債権管理事務担当部署の人員数について

監査の対象とした各債権の概要に記載している「債権管理事務担当部署の人員数」は、平成 25 年 3 月 1 日現在のものである。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

債権管理に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

豊中市における平成 24 年度末の一般会計及び特別会計の収入未済額は 7,918 百万円、地方公営企業会計の未収金は 6,980 百万円と多額に上っている。これらの債権の管理、徴収に関する事務は、各所管課（室）が担っているが、徴収事務の全庁的な改善・改革を進める必要性から、平成 21 年度には債権管理室及び豊中市債権回収対策会議を設置するなどの取組みが行われている。さらに、平成 24 年度には、全庁的な債権管理・回収の統一的な基準を整備するため「豊中市債権の管理に関する条例」の制定に向けた検討が行われ、平成 25 年 4 月 1 日に同条例が施行された。

このような状況の中で、債権の管理、徴収に関する事務の執行が関連法令等に基づいて適正に処理されているか、また、その手続について、効率性、有効性の観点から改善すべき事項はないか等について第三者の立場で検証することは、「豊中市債権の管理に関する条例」の円滑な運用や債権管理水準の一層の向上につながるものと考えられる。

以上のことから、本年度、債権管理に関する事務の執行について監査を行うことは、今後の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 24 年度

（必要に応じて平成 23 年度以前の各年度及び平成 25 年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 債権管理事務が法令等に準拠して行われているか。
- ・ 債権の発生について適時、適切に把握しているか。また、その発生原因に異常性はないか。
- ・ 債権管理台帳（以下「台帳」という。）の整理等、日常の債権管理を適切に実施しているか。
- ・ 滞納発生時における督促等の対応を適切に実施しているか。
- ・ 債務免除等の徴収緩和制度及び財務会計上の不納欠損処理について適切に運用しているか。
- ・ 債権回収促進のため、市全体として情報共有化を行うなどの取組みが行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 債権の基礎となる制度等に関する法令、条例、規則等を確認する。
- ・ 債権の残高、回収額及び不納欠損額の推移を分析する。
- ・ 債権管理を担う組織体制、マニュアルの整備状況、システムの利用状況等を確認する。
- ・ 必要に応じて、各債権の大口滞納者リスト等から個別の債権を抽出し、関係資料の査閲を行う。
- ・ 債権管理室への質問及び債権回収対策会議の議事録及び資料の閲覧により、市全体としての取組み状況を確認する。

(3) 監査の対象

- ・ 財務部 債権管理室
- ・ 平成 24 年度末における収入未済額（未収金残高）が 10 百万円以上の下記の債権の所管課（室）

監査の対象とした債権	所管課（室）
市税	財務部 税務センター 納税管理課
国民健康保険料、 介護保険料、 後期高齢者医療保険料	健康福祉部 保険窓口センター 保険収納課
保育所保育料	こども未来部 保育幼稚園室
生活保護法第 63 条に基づく返還金、 生活保護法第 78 条に基づく徴収金	健康福祉部 福祉事務所
国民健康保険療養給付費返還金	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課
児童扶養手当返還金、 母子寡婦福祉資金貸付金	こども未来部 こども政策室
市営住宅使用料、 市営住宅駐車場使用料	都市計画推進部 まちづくり総務室
学校給食費収入	教育委員会事務局 学校給食室
災害援護資金貸付金	健康福祉部 地域福祉室
下水道使用料、 水道料金	上下水道局 お客さまセンター 窓口課
患者窓口負担金	市立豊中病院 事務局 医事課

6. 監査の実施期間

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

7. 補助者

公認会計士 宮本和之
公認会計士 青山伸一
公認会計士 木下 哲
公認会計士 加藤 聡
公認会計士 谷川 淳

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査対象の概要

1. 地方自治体における債権管理

(1) 地方自治体における債権の定義及び分類

① 債権の定義

自治法上の「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」とされ（自治法第 237 条第 1 項）、「債権」とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」とされている（自治法第 240 条第 1 項）。

したがって、一般的に、債権は金銭の給付を目的とする金銭債権と財物又は労務の給付を目的とする非金銭債権とに区分されるが、自治法に基づいて地方自治体が管理すべき財産としての債権は金銭債権に限定されることとなる。

② 債権の区分

ア) 債権の法的性質による区分

地方自治体が有する債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）に区分することができる。

公債権は市税などのように法律上の規定に基づく徴収金であり、地方自治体の一方的な意思決定により発生し、原則として相手方の同意を必要としない。これに対し、私債権はその発生根拠が私人間の契約等に基づく行為と同様に解されるため、原則として地方自治体と相手方の同意に基づいて発生する。

また、公債権と私債権は、消滅時効についての時効援用の要否という点において差異がある。すなわち、公債権については、地方自治体と納付義務者等との関係を画一的に処理する必要性があることから、法律で定められた時効期間が経過すれば債務者が時効を援用しなくても債権は消滅するのに対し、私債権については、時効期間の経過により直ちに債権が消滅するのではなく、債務者が時効を援用して初めて債権が消滅することになる。

イ) 徴収方法の相違による区分

私人間では自力救済が禁止されており、滞納等があった場合における権利の強制的実現には裁判所が関与する強制執行手続に

よるのが原則である。これに対して、地方自治体の有する一部の公債権については、地方自治体自らの手で強制徴収することが可能となっている。

地方自治体が強制徴収できる公債権（以下「強制徴収公債権」という。）については、地税法に税目ごとに滞納処分の規定が設けられている（地税法第 331 条、第 373 条、第 459 条等）。このほか、自治法第 231 条の 3 第 3 項において、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている。したがって、地方税、分担金、加入金、過料及び個別の法律で地方税の滞納処分の例により処分することができることとされる国民健康保険料、保育所保育料などが強制徴収公債権に該当する。

一方、公債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収公債権」という。）及び私債権については、私人間と同様、裁判所の関与する強制執行手続により強制徴収することになる。

地方自治体の債権管理においては、上記のように、強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の区分ごとに、徴収方法や時効による消滅等に関して異なった取扱いとなっていることに十分に留意することが求められる。

以上の債権の区分について、監査の対象とした債権との関係をまとめると、表 1 のとおりである。

表 1 債権の区分

債権の区分		自力 執行力	時効 援用	監査の対象とした債権 (所管課(室))
公債権	強制徴収 公債権	あり	不要	市税 (財務部 税務センター 納税管理課) ----- 国民健康保険料、介護保険料、 後期高齢者医療保険料 (健康福祉部 保険窓口センター 保険収納課) ----- 保育所保育料 (こども未来部 保育幼稚園室) ----- 下水道使用料 (上下水道局 お客さまセンター 窓口課)
	非強制徴収 公債権	なし	不要	生活保護法第 63 条に基づく返還金、 生活保護法第 78 条に基づく徴収金 (健康福祉部 福祉事務所) ----- 国民健康保険療養給付費返還金 (健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課) ----- 児童扶養手当返還金 (こども未来部 こども政策室)
私債権		なし	必要	市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料 (都市計画推進部 まちづくり総務室) ----- 学校給食費収入 (教育委員会事務局 学校給食室) ----- 災害援護資金貸付金 (健康福祉部 地域福祉室) ----- 母子寡婦福祉資金貸付金 (こども未来部 こども政策室) ----- 水道料金 (上下水道局 お客さまセンター 窓口課) ----- 患者窓口納付金 (市立豊中病院 事務局 医事課)

(2) 地方自治体における債権管理の概要

① 調定、納入通知及び収納管理

ア) 調定及び納入通知

地方自治体の債権は法令、条例、規則若しくは契約等に基づいて成立するが、成立した債権について権利を行使するためには、公債権か私債権かという債権の区分にかかわらず、歳入の根拠を調査・決定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法第 231 条、地税法第 13 条第 1 項）。納入の通知は、通常、納入義務者に対し、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由等を記載した納入通知書等の書面により行う。

なお、地方公営企業法の全部又は財務規定を適用する地方公営企業（以下「法適用企業」という。）以外の会計においては、現金の未収の整理を行うため会計年度終了後の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間の出納整理期間が設けられており、この期間に収納が完了しなかった額について収入未済として翌年度に繰り越される。そして、繰り越された収入未済は、翌年度における滞納繰越分として調定されることとなる。

一方、法適用企業においては、出納整理期間は設けられておらず、会計年度終了時点において現金の収納が完了しない債権の額が未収金として貸借対照表に計上されることとなる。

イ) 収納管理

調定を行った債権は、債権の調定状況のほか、各納入義務者の収入や資産の状況等を記録した台帳により管理される。台帳には各納入義務者との交渉記録や督促及び催告、財産調査の状況等を適切に記録し、管理することが重要である。

そして、収入があった場合には、台帳に収入の事実を記録し、収入の消込みを行う。

なお、台帳の管理にあたっては、コンピュータシステムが用いられることも多い。

② 督促及び催告

ア) 督促

督促とは、債権について履行期限までに履行しない者があるときに期限を指定してその履行を催告する行為のことである。

公債権の場合は、自治法第 231 条の 3 第 1 項（地方税の場合は地税法第 329 条第 1 項等、その他個別法として国民健康保険法第 79 条等）に基づき、私債権の場合は、自治法第 240 条第 2 項及び自治令第 171 条に基づき、督促を行わなければならないこととされている。

イ) 督促の効果

1) 督促による時効中断

地方自治体が行う督促による時効中断については、民法の一般原則に対する特則が自治法に設けられている。すなわち、督促による時効中断の効力は暫定的なものであり、6 ヶ月以内に裁判上の請求等を行わない限り、その効力は確定的に生じない（民法第 153 条）とする民法の一般原則にかかわらず、地方自治体が行う督促は、絶対的な時効中断の効力を有するとされている（自治法第 236 条第 4 項）。

2) 督促と強制徴収

強制徴収公債権については、督促を行うことが滞納処分を行う前提とされており、督促をした後、滞納処分手続に入ることができる。これに対し、非強制徴収公債権及び私債権については、督促を行っても滞納処分を行うことはできず、権利の実現には裁判所の関与する強制執行手続が必要となる。

以上の債権の区分ごとの督促の取扱いを整理すると、表 2 のとおりである。

表 2 督促の取扱い

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
根拠条文	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法第 231 条の 3 第 1 項 ・地税法第 329 条第 1 項 ・国民健康保険法第 79 条 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法第 231 条の 3 第 1 項 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法第 240 条第 2 項 ・自治令第 171 条
時効中断	絶対的な時効中断の効力を有する		
強制徴収	滞納処分を行う前提	裁判所の関与する強制執行手続が必要	

ウ) 催告

督促を行ったとしてもなお期限までに納付されない場合に、文書、電話、訪問などにより自主納付を促すために行う請求のことを催告という。なお、絶対的な時効中断の効力については、1 回目の督促のみに認められ、2 回目以降の催告に関しては民法の一般原則のとおり、暫定的な時効中断の効力しかないと解するのが一般的である。

③ 財産調査

財産調査とは、滞納者の納付能力についての判断材料の収集や、督促及び催告を行ってもなお納付のない滞納者に対して滞納処分又は強制執行を行うため、滞納者の財産の有無や換価価値を調査することをいう。

ア) 強制徴収公債権

強制徴収公債権については、滞納者の納付能力を調査するために、滞納者自身や勤務先、取引先等の滞納者の関係先に対して調査を行ったり、市町村や税務署といった機関に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる（地税法第 298 条、第 331 条第 6 項、第 20 条の 11、国徴法第 141 条等）。さらには、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見するため捜索を行うこともできる（地税法第 331 条第 6 項、国徴法第 142 条）。

イ) 非強制徴収公債権及び私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、財産調査を行うための根拠法令がないため、任意の調査として行うこととなる。

④ 延滞金等

ア) 公債権

公債権の場合は、自治法第 231 条の 3 第 2 項等の規定により、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができる。豊中市においては、豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例（以下「延滞金等条例」という。）において延滞金等を徴収することができる旨の規定がある。また、地方税、国民健康保険料等については、それぞれの個別法（地税法、国民健康保険法等）に延滞金の定めが置かれている。

イ) 私債権

自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定は私債権には適用されない。私債権については同条に基づく延滞金を徴収することはできないが、民法第 404 条に定める法定利率 5%（又は契約において定められた約定利率）による遅延損害金を徴収することは可能である。

⑤ 滞納処分・強制執行

滞納者に対し、督促及び催告を行ってもなお自主的な納付に至らない場合には、滞納者の財産に対して差押えを行い強制的に換価することが、最終的な債権回収の手段となる。

前述のとおり、強制徴収公債権については、地方自治体自らの手で強制徴収することが可能であるのに対し、非強制徴収公債権及び私債権については、裁判所の関与する強制執行手続による必要がある。

ア) 強制徴収公債権

強制徴収公債権については、納期限までに納付されない場合、地方自治体が自らの手で、差押えから、換価、配当に至る一連の滞納処分の手続を行うことができる。

1) 差押え

滞納者に対して督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされている（国徴法第47条）。

2) 換価

換価とは、差押財産を金銭に換えて滞納債権の徴収金に充てるための強制的な手続の総称であり、債権の取立と財産の売却に分類される（国徴法第89条、第67条、第94条）。

3) 配当

配当とは、差押財産の売却代金や取立てた金銭を滞納債権等に充当し、残余があれば滞納者に交付する手続をいう（国徴法第128条）。

イ) 非強制徴収公債権及び私債権

非強制徴収公債権及び私債権については、滞納となったにもかかわらず、滞納者が納付交渉に応じなかったり、納付交渉の進展が見込めなかったりする場合には、裁判所の関与する強制執行手続によることとなる。

具体的には、自治令第171条の2において、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として表3の措置をとらなければならないこととされている。

表3 非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等

担保権の実行等 （自治令第171条の2第1号）	担保の設定されている債権又は保証人がある債権に対して行う。
強制執行手続の実施 （自治令第171条の2第2号）	債務名義がある債権について強制執行手続をとる。
訴訟手続による履行請求 （自治令第171条の2第3号）	訴訟手続により履行請求し、債務名義を取得する。

債務名義とは、債権の存在を明確にし、法律的に権利の存在を認めた文書であり、裁判手続等を行い判決等により取得される。裁判所への強制執行の申立ては、この債務名義に基づいて行うこ

とが必要である。債務名義を得るための手続としては、支払督促（民事訴訟法第 382 条）、少額訴訟（民事訴訟法第 368 条）、民事訴訟等があるが、地方自治体が訴訟を行うには、地方公営企業を除き、自治法第 96 条第 1 項第 12 号により、原則として議会の議決が必要となる。また、支払督促は簡易裁判所における書類審査のみの簡単な手続であるものの、債務者が異議を申し立てると訴訟に移行し、議会の議決が必要となる。

⑥ 徴収緩和制度

ア) 強制徴収公債権

1) 滞納処分の執行停止

自治法第 231 条の 3 第 3 項、地税法第 15 条の 7 第 1 項の規定により、滞納処分をすることができる財産がないときなどには、滞納処分の執行を停止することができる」とされている。

2) 徴収の猶予

自治法第 231 条の 3 第 3 項、地税法第 15 条第 1 項の規定により、債務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったときなどの場合であって、債務を一時的に納付することができないと認めるときには、納付することができないと認められる額を限度として、債務者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる」とされている。

3) 免除

自治法第 231 条の 3 第 3 項、地税法第 15 条の 7 第 4 項の規定により、1) で述べた滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときには、債権は消滅することとなる。

また、執行を停止した債権が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、地方自治体の長は当該債権を直ちに消滅させることができるとされている（地税法第 15 条の 7 第 5 項）。

イ) 非強制徴収公債権及び私債権

1) 徴収停止

自治令第 171 条の 5 の規定により、非強制徴収公債権及び私債権について、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときなどの場合であって、履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」とされている。

2) 履行延期の特約等

自治令第 171 条の 6 の規定により、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどには、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる」とされている。

3) 免除

自治令第 171 条の 7 の規定により、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる」とされている。

4) 放棄

自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するには議会で議決しなければならないとされている。3) で述べた自治令第 171 条の 7 に基づく免除は、自治法第 96 条第 1 項第 10 号の例外とされており、この場合には議会の議決は不要とされている。

⑦ 時効及び不納欠損処理

ア) 時効期間

時効期間は、自治法上は5年（自治法第236条第1項）、民法上は原則10年（民法167条）とされている。ただし、公債権については、個別の法律に定めがあるものがあり、私債権についても、民法上に特別の定めが設けられているものがある。監査の対象とした債権の時効期間及びその根拠条文は表4のとおりである。

前述のとおり、公債権については、時効期間が経過すれば債務者が時効を援用しなくても債権は消滅するのに対し、私債権については、債務者が時効を援用して初めて債権が消滅することになる。

表4 各債権の時効期間

債権の区分	債権の名称	時効期間	根拠条文
強制徴収 公債権	市税	5年	地税法 第18条第1項
	国民健康保険料	2年	国民健康保険法 第110条第1項
	介護保険料	2年	介護保険法 第200条第1項
	後期高齢者医療保険料	2年	高齢者の医療 の確保に関する 法律第160条
	保育所保育料	5年	自治法 第236条第1項
	下水道使用料	5年	自治法 第236条第1項
非強制徴収 公債権	生活保護法第63条に基づく返還金、 生活保護法第78条に基づく徴収金	5年	自治法 第236条第1項
	国民健康保険療養給付費返還金	5年	自治法 第236条第1項
	児童扶養手当返還金	5年	自治法 第236条第1項
私債権	市営住宅使用料、 市営住宅駐車場使用料	5年	民法第169条
	学校給食費収入	2年	民法第173条
	災害援護資金貸付金	10年	民法第167条
	母子寡婦福祉資金貸付金	10年	民法第167条
	水道料金	2年	民法第173条
	患者窓口負担金	3年	民法第170条

イ) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いのことであり、時効の完成や債権放棄により債権が消滅したものについて行うこととなる。

公債権については、時効期間の経過により債権は消滅するため、時効の完成により不納欠損の処理を行うことに問題はない。

これに対し、私債権については、決算上、不納欠損の処理を行ったとしても、債務者による時効の援用や地方自治体による債権放棄がない限り、債権自体は消滅したことにはならない。

2. 豊中市の債権の状況

(1) 平成 24 年度末の収入未済額の状況

① 一般会計の収入未済額の状況

平成 24 年度末における一般会計の収入未済額の状況は表 5 のとおりである。

表 5 一般会計の収入未済額（平成 24 年度末現在）

（単位：千円）

債権名		収入未済額
市税		4,331,538
市民税		2,340,604
固定資産税		1,524,443
軽自動車税		54,917
事業所税		11,441
都市計画税		400,131
分担金及び負担金		172,018
負担金	保育所保育料	159,274
	その他	12,743
使用料及び手数料		131,647
使用料	市営住宅使用料	118,267
	市営住宅駐車場使用料	12,232
	その他	696
手数料		450
諸収入		464,947
貸付金元利収入	災害援護資金貸付金返還金収入	63,762
	同和更生資金貸付金元金収入	6,648
雑入	学校給食費収入	14,041
	生活保護法第 63 条に基づく返還金	37,286
	生活保護法第 78 条に基づく徴収金	314,038
	児童扶養手当返還金	17,797
	その他	11,372
合計		5,100,150

② 特別会計（地方公営企業会計を除く）の収入未済額の状況

平成 24 年度末における国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計及び自動車駐車場事業特別会計の収入未済額の状況は表 6 のとおりである。

表 6 特別会計（地方公営企業会計を除く）の収入未済額
（平成 24 年度末現在）

（単位：千円）

特別会計名	収入未済額
国民健康保険事業特別会計	2,484,781
うち、国民健康保険料	2,472,245
うち、国民健康保険療養給付費返還金	12,496
介護保険事業特別会計	192,364
うち、介護保険料	192,183
後期高齢者医療事業特別会計	80,263
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	60,782
自動車駐車場事業特別会計	3
合計	2,818,195

③ 地方公営企業会計の未収金の状況

平成 24 年度末における水道事業会計、公共下水道事業会計及び病院事業会計の未収金の状況は表 7 のとおりである。

表 7 地方公営企業会計の未収金（平成 24 年度末現在）

（単位：千円）

公営企業会計名	未収金残高
水道事業会計	964,858
うち、水道料金	803,666
公共下水道事業会計	3,551,804
うち、下水道使用料	407,880
病院事業会計	2,464,238
うち、患者窓口納付金	106,458
合計	6,980,900

(2) 監査の対象とした債権

今回の包括外部監査においては、表 5 から表 7 に記載した債権のうち、収入未済額（未収金残高）が 10 百万円以上の債権を監査の対象とした。平成 24 年度における監査の対象とした債権の調定額、収入額、不納欠損額及び収入未済額の状況は表 8 のとおりである。

表 8 監査対象債権の状況（平成 24 年度）

（単位：千円）

債権名	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
市税	68,891,098	64,220,370	350,996	4,331,538
国民健康保険料	12,300,850	9,146,712	691,843	2,472,245
介護保険料	5,595,012	5,328,760	81,458	192,183
後期高齢者医療保険料	4,152,492	4,062,388	17,316	80,263
保育所保育料	1,458,897	1,292,527	7,096	159,274
生活保護法第 63 条に基づく返還金	136,075	98,789	—	37,286
生活保護法第 78 条に基づく徴収金	341,325	27,287	—	314,038
国民健康保険療養給付費返還金	18,032	5,315	220	12,496
児童扶養手当返還金	20,432	2,634	—	17,797
市営住宅使用料	705,813	587,545	—	118,267
市営住宅駐車場使用料	87,258	75,026	—	12,232
学校給食費収入	801,779	787,737	—	14,041
災害援護資金貸付金	65,279	1,517	—	63,762
母子寡婦福祉資金貸付金	107,080	46,297	—	60,782
下水道使用料	4,386,606	3,972,377	6,348	407,880
水道料金	8,222,410	7,404,281	14,463	803,666
患者窓口納付金	2,703,835	2,583,344	14,032	106,458

3. 豊中市における債権管理適正化に向けた取組み

(1) 債権管理室の概要

平成20年度に設置された市徴収金業務改革プロジェクト・チームにおいて、市全体の徴収事務を一定の水準まで引き上げる必要があること、各所管課（室）においては徴収だけでなく多様な業務を合わせ行っていることから、市税のような専門性の高い滞納処分等を十分に行うことは非常に困難であることという課題が明らかになった。プロジェクト・チームにおける検討の中で、これらの課題を踏まえ、滞納処分等の専門性の高い業務は一元的に対応する体制が有効であるとの判断から、平成21年4月に債権管理室が設置された。平成25年4月1日現在における債権管理室の体制は、図1のとおりである。また、豊中市事務分掌規則における職務分掌は表9のとおりである。

図1 債権管理室の体制

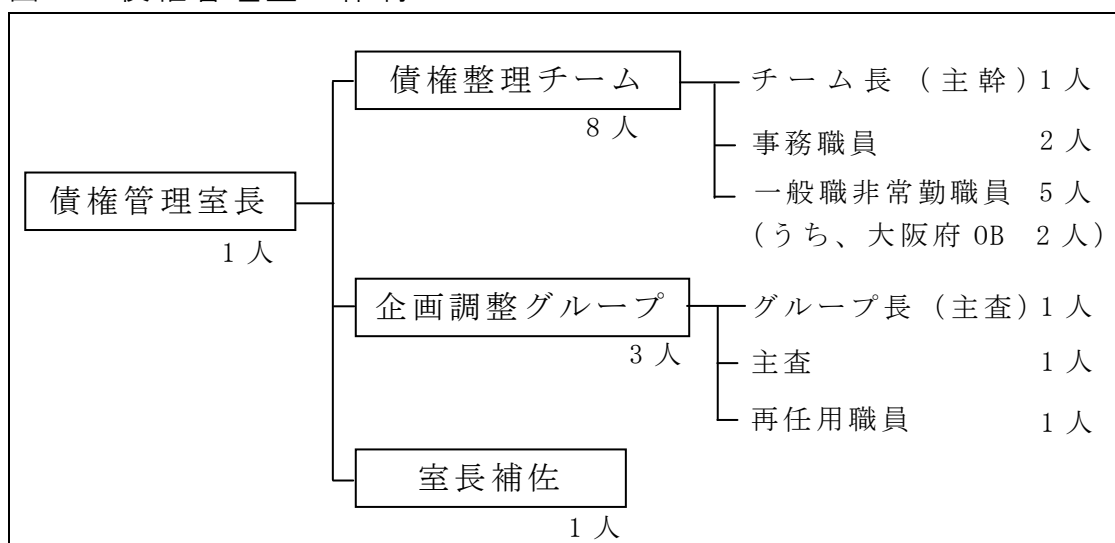


表 9 債権管理室の事務分掌

(1)	保育料並びに主管部課から引継ぎを受けた国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料及び介護保険料（以下「国民健康保険料等」という。）の滞納処分に関すること。
(2)	主管部課から引継ぎを受けた国民健康保険料等及び保育料の徴収に関すること。
(3)	督促後の市税、生活援護資金、放課後こどもクラブ会費、奨学金並びに市営住宅の家賃及び駐車場使用料に係る未納通知及び納付勧奨に関すること。
(4)	未収債権管理システムに係る企画調整に関すること。
(5)	未収金の徴収業務に係る指導及び主管部課との連絡調整に関すること。
(6)	公金収納に係る総合企画及び調整に関すること。
(7)	債権管理専用公印の管守に関すること。

（出所：豊中市事務分掌規則）

債権管理室が設置された当初は、強制徴収公債権を対象に一元的な回収を推進することが、歳入の確保にあたり効果的であると判断され、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（平成 22 年度に追加）及び保育所保育料の高額事案について各所管課（室）から引継ぎを受け、徴収や滞納処分を実施することとなった。このような各所管課（室）と債権管理室の事務分掌は現在においても踏襲されており、債権整理チームにおいて担当している。図 1 のとおり、債権整理チームは 8 人で構成され、一般職非常勤職員のうち 2 人は府税経験のある大阪府 OB である。

平成 24 年度末現在、債権管理室が各所管課（室）から引継ぎを受け、管理している債権の残高は表 10 のとおりである。

表 10 債権管理室が管理している債権残高（平成 24 年度末現在）

債権名	件数	金額
国民健康保険料	528 件	428,774 千円
介護保険料	89 件	9,274 千円
後期高齢者医療保険料	42 件	14,377 千円
保育所保育料	160 件	41,409 千円

(2) とよなか納税・納付コールセンター等の設置

平成 21 年 2 月、債権の早期回収を図るため、初期納付勧奨の充実等を目的として、「とよなか納税コールセンター」が設置された。

その後、平成 22 年度には、「とよなか納税・納付コールセンター」に改称し、対象の債権を市税以外にも拡大した。「とよなか納税・納付コールセンター」の概要は表 11 のとおりであり、電話・文書による納付勧奨業務及び経過記録の登録、納付書の再発行等の付随業務を行っている。

表 11 とよなか納税・納付コールセンターの概要

名称	とよなか納税・納付コールセンター	
設置年月	平成 21 年 2 月	
開設日時	月・水・金曜日	午前 9 時から午後 5 時まで
	火・木曜日	午前 9 時から午後 8 時まで
	休日（月 1 回）	午前 9 時から午後 5 時まで （市税については開庁日の午後 5 時まで）
従事体制	管理責任者 1 人、オペレータ 4 人	
取扱対象徴収金	市税 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料 放課後こどもクラブ会費 生活援護資金貸付償還金	

一方、表 12 のとおり、「とよなか納税・納付コールセンター」とは別に、保険収納課が国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険料等」という。）を対象としたコールセンターを設置している。

表 12 国民健康保険料等のコールセンターの概要

名称	保険料納付コールセンター	
設置年月	平成 23 年 8 月	
開設日時	月・水・金曜日 及び第 4 日曜日 (12 月は第 3 日曜日)	午前 9 時から午後 5 時まで
	火・木曜日	午前 9 時から午後 8 時まで
従事体制	管理責任者 1 人、オペレータ 4 人	
取扱対象徴収金	国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料	

(3) 豊中市債権回収対策会議の設置

債権回収対策会議は、平成 21 年 7 月、未収対策の推進並びに市の徴収金業務の改革・改善の方向性の検討を行い、歳入の確保を図るために設置された。会議は、議長、副議長及び各債権の所管課（室）の所属長で構成され、債権管理室が事務局となっている。

豊中市債権回収対策会議設置要綱第 2 条によると、所掌事務は表 13 のとおりである。

表 13 債権回収対策会議の所掌事務

(1)	市債権の徴収に係る対策の検討に関すること。
(2)	市債権の徴収に係る目標設定及び取組みの進捗管理に関すること。
(3)	市の徴収業務の改革・改善等の検討及び推進に関すること。
(4)	その他議長が必要と認める事項に関すること。

債権回収対策会議は、平成 21 年度以降、各年度 3 回開催されている。また、平成 24 年度については、さらに、臨時会が 2 回開催されている。

(4) 債権管理条例の制定

平成 24 年度の債権回収対策会議において「豊中市債権の管理に関する条例」（以下「債権管理条例」という。）の制定に向けた検討を進め、平成 25 年 4 月 1 日、債権管理条例が施行された。

債権管理条例の規定の内容は、表 14 のとおりである。

表 14 債権管理条例の規定内容

条文	項目	内容
第 1 条	目的	市の債権の管理の一層の適正化を図り、公正かつ健全な行財政運営に資することを条例の目的とすることを規定したものの。
第 2 条	定義	「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」等の用語の意義を規定したものの。
第 3 条	市の債権の区分等	市の債権の区分及び他の法令との適用関係を規定したものの。
第 4 条	市長の責務	市長の責務として市の債権を適正かつ効率的に管理することを規定したものの。
第 5 条	台帳の整備	市の債権を適正に管理するための台帳の整備を規定したものの。
第 6 条	債権回収・整理計画	債権回収・整理計画の策定及び公表を規定したものの。
第 7 条	督促	履行期限までに履行しない者に対する督促を規定したものの。
第 8 条	強制執行、徴収停止等	非強制徴収公債権及び私債権に対する強制執行等及び徴収停止等について規定したものの。
第 9 条	債権の放棄	非強制徴収公債権及び私債権の放棄について規定したものの。
第 10 条	報告	非強制徴収公債権及び私債権の放棄に係る議会への報告について規定したものの。
第 11 条	公営企業管理者が管理する債権への適用	公営企業への条例の適用について規定したものの。
第 12 条	委任	規則への委任を規定したものの。

また、大阪府内及び近畿地方の中核市における債権管理条例の制定状況は表 15 のとおりである。

表 15 債権管理条例の制定状況

団体名	条例の名称	制定年月日
吹田市	吹田市債権管理条例	平成 25 年 3 月 29 日
寝屋川市	寝屋川市私債権の管理に関する条例	平成 24 年 12 月 18 日
堺市	堺市債権の管理に関する条例	平成 24 年 9 月 27 日
東大阪市	東大阪市債権の管理に関する条例	平成 24 年 3 月 30 日
和泉市	和泉市債権管理条例	平成 24 年 3 月 28 日
高槻市	高槻市債権の管理に関する条例	平成 23 年 3 月 17 日
貝塚市	貝塚市債権管理条例	平成 23 年 9 月 30 日
茨木市	茨木市債権の管理に関する条例	平成 23 年 3 月 29 日
八尾市	八尾市債権管理条例	平成 22 年 12 月 24 日
奈良市	奈良市債権管理条例	平成 25 年 3 月 28 日
姫路市	姫路市債権管理条例	平成 25 年 3 月 27 日
大津市	大津市債権の管理に関する条例	平成 23 年 12 月 19 日
和歌山市	和歌山市債権管理条例	平成 22 年 3 月 23 日
西宮市	西宮市債権の管理に関する条例	平成 20 年 3 月 27 日

表 15 に掲げた各市の債権管理条例の規定の内容をみると、表 16 のような違いが見られる。

表 16 各市における債権管理条例の規定の比較

項目	各市の規定の状況
債権回収・整理計画等	豊中市及び貝塚市：有 その他の市：無
債権の徴収に係る 訴えの提起についての 市長専決	東大阪市：有 その他の市：無 ※西宮市以外は専決処分事項に指定 (ただし、奈良市、姫路市は支払督促の申立てに係る訴えの提起及び和解のみ)
履行期限を経過した 債権の一元管理	和泉市及び西宮市：有 その他の市：無
私債権に係る 遅延損害金	和泉市及び高槻市：有 その他の市：無
私債権の放棄の要件に おける時効の取扱い	豊中市は時効期間の経過に加えて債務者の財産状況などにより一定の場合に限定しているが、その他の市は債務者の財産状況等による限定はない。

債権管理条例を制定する目的の一つは、債権の放棄について条例の中に特別の定めを置くことで、自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を経ずに債権放棄することを可能とすることにある。他市では、私債権の時効期間の経過に伴う放棄について、「債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さない場合」、「債務者が時効の援用をすると見込まれる場合」、「債務者から時効の援用をしない意思表示がある場合を除く」などという規定を置くにとどまっているのに対し、豊中市は「債務者に差し押さえることができる財産がないとき」など、債務者の財産状況を要件に加えている。債権管理室によると、私債権の時効期間の経過に伴う放棄は「最後の最後」の手段であり、基本的には他の要件による債権の放棄を想定していることから、このような規定ぶりとなったとのことである。

また、豊中市の債権管理条例は、他市ではあまり見られない債権回収・整理計画についての策定及び公表についての規定を置いている。

第3 監査の結果及び意見

1. 共通的事項

(1) 市の債権情報の一元管理について（監査の意見）

債権管理に係る他団体の取組みとして、徴収の一元化や債務者の名寄せ及び所管部課相互間の情報交換が取り上げられる。

表 15 に記載した債権管理条例を制定している市のうち、和泉市及び西宮市では条例中に次の条項を置いている。

【和泉市債権管理条例】

第8条第2項

債権管理者は、市の債権を履行期限までに履行しない者が、他の市の債権について履行遅滞にあるときは、これらの市の債権を併せて管理することができる。

【西宮市債権の管理に関する条例】

第7条第2項

履行期限までに納付されない市の債権に係る債務者の情報は、当該債務者に係る他の市の債権の徴収を行う際に利用することができる。

豊中市においては、現在のところ、複数の債権に跨って重複滞納している債務者を名寄せし、当該債務者に対する債権総額を把握できるシステムの整備が行われていないため、実際にどの程度の重複滞納があるのかを正確に把握することはできない。しかし、債権管理室によると、同室が引継ぎを受けた債権の中にも重複滞納が散見され、市全体では相当数の重複滞納の存在が見込まれるとのことである。徴収の一元化や債務者の名寄せ及び所管課(室)相互間の情報交換は、このような重複滞納者に対する債権回収の効率化にもつながる。

したがって、今後の方向性としては、市の全債権を対象とした共通の情報システムを整備し、徴収の一元化や債務者の名寄せ及び所管課(室)相互間の情報交換が可能な基盤整備に向けた検討を進めることが考えられる。検討にあたっては、地税法第22条の守秘義務、地方公務員法第34条第1項の守秘義務及び豊中市個人情報保護条例との関係について、十分に考え方を整理しておくことが求められる。

【地税法】

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

【地方公務員法】

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【豊中市個人情報保護条例】

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

第 12 条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

① 強制徴収公債権の所管課（室）間の情報交換

ア) 守秘義務との関係について

強制徴収公債権の所管課（室）間の情報交換と地税法第 22 条の守秘義務との関係については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（平成 19 年 3 月 27 日総税企第 55 号総務省自治税務局企画課長）」において、以下のとおり整理されている。

国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第 79 条の 2 及び地方自治法第 231 条の 3 ③）ことから、国税徴収法第 141 条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

そして、地税法第 22 条は地方公務員法第 34 条第 1 項よりも高度の守秘義務を課したものと解されることから、強制徴収公債権の所管課（室）間の情報交換については、地税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務違反の問題が生じる可能性は低いと考えられる。

イ) 豊中市個人情報保護条例との関係について

豊中市個人情報保護条例は、本人以外からの情報収集の制限（第 7 条）及び目的外利用と外部提供の制限（第 12 条）を定めている。強制徴収公債権の所管課（室）が行う債務者情報の収集及び提供は、国徴法第 141 条に基づく質問及び検査に基づくものであり、第 7 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 2 項第 2 号に規定する適用除外の要件である「法令等に定めのあるとき」に該当すると考えられる。

以上より、強制徴収公債権の所管課（室）間の情報交換は、現行制度下においても、推進する余地があると考えられる。

② 非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）間の情報交換

ア) 守秘義務との関係について

非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）間の情報交換については、地方公務員法第34条第1項の守秘義務との関係を整理する必要がある。同項の守秘義務については「免除すべき正当な理由があれば免除される」と解されている。

したがって、今後、守秘義務違反の疑義が生じないように、債権管理室の主導により、情報交換に係る一定の基準の策定や、情報交換を行う際に準拠すべき決裁手続等の整備を検討する必要がある。

イ) 豊中市個人情報保護条例との関係について

前述のとおり、豊中市個人情報保護条例は、本人以外からの情報収集の制限（第7条）及び目的外利用と外部提供の制限（第12条）を定めている。この点、「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」（第7条第2項第1号、第12条第2項第1号）を適用除外としており、事前に債務者に対して「個人情報の収集及び利用に関する同意書」の提出を求めることで、債務者情報の収集及び提供が可能となると考えられる。ただし、同意書の取得時点に関して、例えば、貸付金について貸付実行時に同意書の提出を求めることとすると、同意書の提出と引換えに貸付けを行っているという印象を与えるとの見解もある。

また、「法令等に定めのあるとき」（第7条第2項第2号、第12条第2項第2号）の「法令等」には条例も含まれると解されることから、債権管理条例等に情報交換に関する定めを置くことにより、債務者情報の収集及び提供が可能となると考えられる。前述の西宮市債権の管理に関する条例第7条第2項の規定はこのような趣旨によるものと推察される。

いずれにしても、今後、非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）間において債務者の情報交換を行うとした場合、対象となる個人情報の範囲や手続のあり方に関して、予め豊中市情報公開・個人

情報保護運営委員会の意見を聴くなど、市全体として十分に考え方を整理しておく必要がある。

以上より、非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）間の情報交換については、情報交換に係る一定の基準の策定や豊中市個人情報保護条例との関係の整理を前提として、推進することができると考えられる。

③ 強制徴収公債権の所管課（室）から非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）への情報提供

ア) 守秘義務との関係について

強制徴収公債権の所管課（室）が地税法第 20 条の 11 に基づく官公署等への協力要請や国徴法第 141 条に基づく質問及び検査に基づき収集した情報については、当該職員に対して地税法第 22 条に基づき高度の守秘義務が課せられている。したがって、強制徴収公債権の所管課（室）から非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）への情報提供は原則として許されないと考えられる。ただし、「滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでない」ので、地方税法第 22 条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」に該当するものであること」（「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について（通知）（昭和 49 年 11 月 19 日自治府第 159 号）」）とされている。したがって、「滞納者名及び滞納税額の一覧等」については、豊中市として情報交換を行う際に準拠すべき決裁手続等を整備した上で実施すれば、守秘義務違反は生じないと考えられる。なお、この通知の趣旨は「滞納者名及び滞納税額の一覧」に限って「秘密」に該当しないとするものではないと考えられるが、「滞納者名及び滞納税額の一覧」以外で「秘密」に該当しない情報の範囲については明確になっていない。

イ) 豊中市個人情報保護条例との関係について

②イ) で述べた非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）間の情報交換と同様と考えられる。

以上より、強制徴収公債権の所管課（室）から非強制徴収公債権・私債権の所管課（室）への情報提供については、特に地税法第22条の守秘義務との関係を豊中市単独で整理することが難しい面があり、総務省等において一定の指針が示されることを期待する。ただし、名寄せについては、市全体の「滞納者名及び滞納税額の一覧」の一元化と考えられることから、守秘義務との関係で問題となる可能性は低いと考えられる。

このように、市の債権情報の一元管理、とりわけ、債務者情報の交換については、①から③までに述べた区分ごとに整理すべき論点や豊中市として対応可能な範囲が異なる。

したがって、今後の検討にあたっては、豊中市として対応可能なものから、段階的に推進することが求められる。

(2) 債権管理室への引継ぎ対象債権の拡大について

(監査の意見)

豊中市は、平成24年7月、「歳入確保に係る基本方針」を策定し、既存の歳入の確保に係る基本方針として次の事項を掲げている。

- ・市税の課税対象の把握・市税ほか強制徴収公債権の徴収実績の向上については、これまで積み上げてきた課題分析や方策に基づき、現行の取組みを強化します。
- ・今後は、非強制徴収公債権と私債権の徴収についても取組みを一層強化し、強制徴収公債権と同様の債権管理・回収の水準を全庁的に確保します。

この方針によると、今後は、非強制徴収公債権及び私債権の管理についても強制徴収公債権と同水準を確保することが求められることになる。

非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治体自らの滞納処分が認められておらず、債務者の財産調査についても任意の調査によるものであるなど、法律上の制約があるため、強制徴収公債権に比べ取組みが遅れていたり、統一的な事務処理ルールが確立していなかったりすることが多いのではないかと思われる。

このような状況のもと、債権管理室が非強制徴収公債権及び私債権の管理にあたって、どのような役割を果たすことが適切であるのか、方向性を明確にする必要がある。確かに、日常の債権管理は所管課（室）において行うのが原則であるが、例えば、非強制徴収公債権及び私債権について裁判所の関与する強制執行手続を行う場合などは、所管課（室）において個別に実施するよりも、債権管理室において同一債務者に対する市の債権について一元的に実施する方が効率的と考えられる。また、債権管理室への引継ぎそのものが滞納者に緊迫感を与え、債権の回収につながることも考えられる。

したがって、強制徴収公債権のみならず、非強制徴収公債権及び私債権についても一定の基準を設けて、所管課（室）から引き継ぐことを検討すべきである。この際、強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権の徴収を同一部署で行うこととなることから、(1)③ア)で述べた守秘義務との関係についても整理しておく必要がある。例えば、千葉県船橋市債権管理課においては、組織上、市税及び強制徴収公債権の一元徴収、交付要求を担当する徴収班と非強制徴収公債権及び私債権の法的手続等を担当する債権班に区分している。このような他団体の取組みも参考に、債権管理室の事務分掌や体制のあり方を検討することが望ましい。

(3) 訴訟提起への専決処分の活用について（監査の意見）

専決処分とは、本来、議会の議決、決定を経なければならない事項について、地方自治体の長が議会の議決、決定を経ずに自ら処理することであり、自治法第179条及び第180条に規定がある。

このうち、自治法第180条に基づく専決処分は、議会の委任により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長の専決処分にすることができるというものである。

豊中市では、「豊中市が所有し、若しくは管理する財産が不法行為又は契約の不履行により損傷を受けた場合に、それについての訴訟の提起又は和解若しくは調停の申立に関すること。」を専決処分事項に指定しており、市営住宅の住宅明渡等請求訴訟について、専決処分により実施した実績がある。

一方、表 15 に記載した債権管理条例を制定している各市についてみると、西宮市以外において、債権の徴収に係る訴えの提起を専決処分事項に指定している状況である。（ただし、奈良市及び姫路市は支払督促の申立てに係る訴えの提起及び和解に限定されている。）

豊中市においても、債権管理条例に規定された非強制徴収公債権及び私債権に係る法的な債権回収手続を迅速に実施するために、一定額以下の債権の徴収に係る訴えの提起に関して専決処分事項に指定することを検討することが望ましい。

(4) 債権回収・整理計画の公表内容について（監査の意見）

平成 25 年 9 月 25 日、債権管理条例第 6 条の規定に基づき、「平成 25 年度豊中市債権回収・整理計画（当初計画）」が公表された。

公表の対象となった債権は、平成 24 年度末における収入未済額が 50 万円以上の債権及び滞納が発生しているすべての貸付金である。

例えば、国民健康保険料については、以下のように公表されている。

債権名	国民健康保険料	所管課名	健康福祉部 保険収納課
債権の種類	公債権（強制徴収）	問合せ先	06-****-****
1. 現年度分目標収納率 単位：%			
24 年度 （実績）	25 年度 （目標）		
89.6	90.0		
2. 滞納繰越分の目標 単位：円			
24 年度末 収入未済額	25 年度 整理目標額		
2,472,245,612	1,136,800,000		
3. 取組み目標			
夜間・休日の納付督促を強化し、債権管理を徹底する。 担当者ごとに、管理すべき納付約束等の履行状況を把握できるようにし、システム及び事務の改善とする。 庁内外の研修を積極的に受講し、人材を育成する。 現年度分のみ滞納者の滞納期別数の管理を行い、早期着手に取り組む。			

上記のように、現年度分については収納率の目標を示すとともに、滞納繰越分については平成 25 年度における整理目標額を公表している。このうち、整理目標額とは、実際の歳入につながる債権の回収目標額及び不納欠損処理を行うことによる債権の整理目標額の合計額となっている。

前述のとおり、豊中市では、「歳入確保に係る基本方針」に基づき、債権管理・回収の水準を全庁的に向上させる取組みを行っており、債権管理の最終的な目的は歳入の確保にある。また、債権回収に向けた取組みを行ってもなお回収が見込めない債権については整理を進めることにより、回収可能な債権の徴収に注力する必要がある。しかし、今回の債権回収・整理計画の公表内容からだけでは、当年度の取組みによる、歳入増加の目標額及び整理する債権の見込み額について判然としない。

したがって、債権回収・整理計画の公表内容について、文字どおり「回収」及び「整理」の目標額が明らかになるようなものに改善を行うべく、今後、継続的に検討を行うことが必要である。

なお、豊中市では、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に基づき貸借対照表等を作成し、「とよなかの家計簿」として公表している。このうち、平成 24 年度における貸借対照表（普通会計）によると、未収金に対する回収不能見込額が 69,493 千円計上されている。今後、債権回収・整理計画において、「整理」の目標額を公表することとなる場合には、貸借対照表における回収不能見込額との関連性や相違点についても合理的な説明ができるよう検討しておく必要がある。

(5) 債権管理条例に基づく債権放棄について（監査の意見）

豊中市では、債権管理条例の施行に伴い、議会の議決を経ることなく、非強制徴収公債権及び私債権（債権管理条例において「私債権等」と定義されている。）の放棄を実施することが可能となった。また、これに伴い、債権放棄の対象債権と会計上の処理である不納欠損処理の対象債権を一致させる方針としている。

債権の放棄については、第 9 条に次のように規定されている。

- 第9条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。
- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
 - (3) 第8条第2項に規定する徴収停止の措置をとった当該私債権等について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお引き続き当該措置を継続しているとき。
 - (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (5) 当該私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過した場合において、次のいずれかに該当する事実があると認められるとき。
 - ア 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
 - イ 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - ウ 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
 - エ 債務者が死亡し、かつ、相続人全員が相続放棄したとき又は相続人が存在しないとき。

このうち、第2号は債務者の破産免責の場合の規定であり、その適用は形式的に判断することが可能である。また、第4号は死亡した債務者の債務について限定承認や相続放棄があった場合の規定であり、適用される機会は限定的となることが想定される。

残る第1号、第3号及び第5号の適用にあたっての課題は次のとおりと考えられる。

ア) 第1号の適用にあたっての課題

第1号は生活困窮による時効期間経過前の債権放棄について規定している。債権管理室によると、生活困窮状態の例示として、「生活保護法の適用を受けている若しくは適用基準に近い状態」

等を想定しているとのことである。そして、このような生活困窮状態にある債務者が「資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき」に債権放棄の対象となる旨を規定している。この点、例えば、生活保護受給者が滞納額を分納する場合、分納期間の上限について一定の基準を設け、当該期間を超過しても納付が見込まれない額に限って、債権管理条例第9条第1号に基づく債権放棄の対象とすることも考えられる。

ただし、保証人が存在する場合においては、主たる債務者が生活困窮状態に陥ったことのみをもって債権放棄の対象とすることはできず、保証人についても第1号から第5号のいずれかの要件に該当することを確認しない限り、債権放棄の対象とすることはできない。

イ) 第3号の適用にあたっての課題

第3号は自治令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとったのち、相当の期間（債権管理条例施行規則により1年を下らない期間とされている。）を経過してもなお状況が変わらない場合の債権放棄について規定している。

そして、自治令第171条の5における徴収停止の要件は、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときとされている。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

まず、自治令第171条の5第3号に関しては、法人、個人を問わず、例えば「少額」の基準を1万円とすることなどの基準を設け、徴収停止の適用後、1年の経過をもって債権放棄する取扱いとすることも考えられる。

一方、債権金額が「少額」とする基準以上となる場合には、同条第1号又は第2号が適用されることになる。このうち、第1号は、法人にのみ適用が限定されることから、個人である債務者については第2号にあるように所在不明の場合とならない限り適用することはできない。

ウ) 第5号の適用にあたっての課題

第5号では、私債権の時効期間が経過した場合について規定している。前述のとおり、豊中市の債権管理条例は他市の条例と比較して要件を厳格なものとしている。これは市の方針として、厳格な債権管理を目指す姿勢を示すものといえ、評価すべきことであると考えられる。

しかし、要件を厳格化したことにより、回収が見込めない債権の債権放棄及び不納欠損処理が先送りされ、結果的に、収入未済額に計上されたままとなることは避けなければならない。第5号の趣旨は、時効期間の経過により債権放棄を行う場合には、債務者の所在及び財産の状況を再度調査した上で実施することにより、安易な債権放棄を防止することにあると考えられる。債務者の所在調査に関しては、債権の所管課（室）において継続的に実施する必要がある。一方、財産調査に関しては、一定の専門性が求められることから、各債権の所管課（室）と債権管理室が十分な連携をとった上で実施する必要がある。

いずれにしても、債権管理条例第9条に基づく債権放棄について個別の債権に適用するにあたっては、債権管理室において債権管理の実情を勘案しつつ統一的な指針を作成するとともに、所管課（室）において対象債権の状況を十分に見極めた上で実施することが望まれる。

【「個別の債権に関する事項」における関連事項】

ページ	債権名	監査の結果又は意見
122 ページ	市営住宅使用料、 市営住宅駐車場使用料	滞納繰越分収納率の向上に向けた方策について
144 ページ	災害援護資金貸付金	債権管理条例に基づく債権放棄について
155 ページ	母子寡婦福祉資金貸付金	債権管理条例に基づく債権放棄について
163 ページ	水道料金	不納欠損処理の基準について
176 ページ	患者窓口納付金	不納欠損処理及び債権放棄について

(6) 同意書の徴取について（監査の意見）

非強制徴収公債権及び私債権については、債務者の財産調査に関して、任意の調査によるものとされている。

この点、他市町村、法務局、金融機関等の調査依頼先から回答をもらえる可能性を高めるために、豊中市が収入及び資産の状況等に関する調査を行うことについて債務者自らが同意している旨の文書を添付し、協力を求めることが考えられる。

また、(1)②イ)で述べたとおり、豊中市個人情報保護条例との関係において、「個人情報の収集及び利用に関する同意書」を入手しておくことで、他の所管課（室）が保有する債務者の情報の提供を受けることができる可能性がある。

これらの同意書を滞納が発生していない段階で入手することについては、慎重な検討が必要であるが、少なくとも、滞納が発生している債務者について、分納や償還期間の延長を承認する場合にあっては、必ず同意書の提出を求めることが望ましい。

【「個別の債権に関する事項」における関連事項】

ページ	債権名	監査の結果又は意見
163 ページ	水道料金	不納欠損処理の基準について

(7) 延滞金の徴収について（監査の結果）

自治法第 231 条の 3 第 2 項において、公債権について督促を行った場合においては、条例の定めるところにより、延滞金を徴収することができることとされている。また、市税、国民健康保険料等については、それぞれの個別法に延滞金に関する定めが置かれている（地税法第 326 条第 1 項、国民健康保険法第 79 条第 3 項等）。

これを受け、豊中市では、延滞金等条例等において、延滞金の徴収に係る規定を置いている。監査の対象とした公債権における延滞金の取扱いは、表 17 のとおりであった。

表 17 豊中市における延滞金の取扱い

債権名	根拠条例	取扱い
市税	市税条例第 10 条他	市税条例施行規則第 26 条による減免について、納税管理課作成の「延滞金減免の取扱い」に基づき運用している。
国民健康保険料	国民健康保険条例第 21 条	国民健康保険条例第 21 条第 3 項等による減免について、平成 25 年度より保険収納課作成の「延滞金の減免に関する取扱基準」に基づき運用している。
介護保険料	介護保険条例第 10 条	
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療に関する条例第 5 条	
保育所保育料	延滞金等条例第 3 条	延滞金の徴収実績はない。また、債務者からの減免申請書の提出もない。
生活保護法第 63 条に基づく返還金		
生活保護法第 78 条に基づく徴収金		
国民健康保険療養給付費返還金		
児童扶養手当返還金		
下水道使用料		

表 17 のとおり、市税については、「延滞金減免の取扱い」に定められた要件を満たす場合を除き、原則として、該当する納税義務者には必ず延滞金が課せられている。また、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、平成 25 年度以降「延滞金の減免に関する取扱基準」に基づく運用を行っている。

しかし、保育所保育料、生活保護法第 63 条に基づく返還金、生活保護法第 78 条に基づく徴収金、国民健康保険医療給付費返

還金、児童扶養手当返還金及び下水道使用料については、延滞金を徴収した実績はなく、延滞金相当額の算定もなされていない。確かに、滞納者の中には、経済的に困窮している者も多いと推測されるが、延滞金には期限内の納付を促進するとともに、納付者間の不公平感を抑制する意義がある。このため、事後的に徴収できるか否かにかかわらず延滞金の存在を周知することが、期限内納付の促進の点からは望ましい。また、延滞金等条例第4条にて、納期限までにその諸収入金を納付しなかったことについてやむをえない理由があると認める場合は、延滞金額を減免することができる旨が定められており、減免することに問題はないが、平成24年度まではこれらの債権について延滞金の減免申請書を徴収した実績はない。個別の減免事由を明確にし、徴収事務の公平性を担保する上でも、延滞金の存在を前提とした上で減免申請書を徴収し、減免事由に適ったものについて承認を行う運用とすることが必要である。ただし、下水道使用料については、水道使用量を算定根拠とし、継続的に私債権である水道料金と同時に徴収していることから、他の公債権とは事情を異にする点があるため、留意する必要がある。

なお、延滞金は、通常督促状1通あたり定額とされる督促手数料（(8)参照）とは異なり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて額が算定される。今後、延滞金を実際に徴収するにあたっては、滞納者が納付のため所管課（室）の窓口を訪れたり、問い合わせを行ったりした際、収納すべき延滞金の額を迅速かつ正確に計算することが求められる。手作業による延滞金の計算では、計算結果の信頼性が担保できない可能性があるため、共通の債権管理システム上において延滞金の計算を行うことを検討すべきである。また、このことにより、個々の滞納者に係る延滞金の管理のみならず、各債権全体、ひいては市全体としての延滞金の発生状況や収納状況を把握することが可能となり、延滞金の減免のあり方等についての判断材料を提供することとなると考える。

(8) 督促手数料の徴収について（監査の意見）

公債権について督促を行った場合、延滞金と同様、督促手数料についても、条例の定めるところにより、徴収することができる（自治法第 231 条の 3 第 2 項、地税法第 330 条等）。

豊中市では、昭和 61 年 4 月に行われた市税条例、国民健康保険条例及び延滞金等条例の改正において、督促状を発した時は 1 通につき 10 円の督促手数料を徴収する旨の規定を廃止し、現在は督促手数料の徴収を行っていない。

この点、過去 3 年間の市税及び国民健康保険料等の督促状送付件数の推移は表 18 のとおりであり、督促状 1 通あたりの送付コストを 80 円と仮定しても、平成 24 年度には、25,329 千円（80 円×316,618 件）のコストがかかっていることになる。さらに、他の公債権においても同様に督促状を発送していることに加え、督促状の作成等に係る事務作業のコストを考えると、督促そのものに多大なコストがかかっているといえる。

表 18 督促状の発送件数の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市税	130,926 件	125,894 件	123,514 件
国民健康保険料等	213,204 件	199,463 件	193,104 件
合計	344,130 件	325,357 件	316,618 件
送付コスト（80 円/通）	27,530 千円	26,028 千円	25,329 千円

表 15 に記載した各市のうち、督促手数料の徴収を行っている市について、根拠条例及び督促状 1 通あたりの督促手数料をまとめると、表 19 のとおりである。

表 19 督促手数料の状況

市名	条例名	督促手数料 (1通あたり)
吹田市	吹田市市税条例	70円
	吹田市国民健康保険条例	70円
寝屋川市	寝屋川市市税条例	80円
	寝屋川市国民健康保険条例	80円
和泉市	和泉市市税条例	80円
	和泉市国民健康保険条例	80円
	和泉市債権管理条例	80円
貝塚市	貝塚市市税条例	50円
	貝塚市国民健康保険条例	20円
	納入金に係る督促手数料及び 延滞金の徴収に関する条例	10円
大津市	大津市市税条例	100円
	大津市分担金等の督促手数料 及び延滞金の徴収に関する条例	100円
和歌山市	和歌山市市税条例	50円
	和歌山市国民健康保険条例	50円
	和歌山市財務に関する条例	50円

表 19 に示したように、督促手数料を徴収している市においてもその額は 1 通あたり 10 円から 100 円と幅が見られ、豊中市と同様、督促手数料の徴収を行っていない市も多い。

実際に督促手数料を徴収するとした場合には、現行システムの改修なども必要となる可能性がある。しかし、督促手数料は、督促状の発送の時点において額が確定できることから、実際の納付日にならないと額が確定できない延滞金よりも簡便に徴収することが可能であることや、今後、消費税率の引き上げに伴う督促状の送付コストの増大が見込まれることなどから、豊中市としても督促手数料に対する考え方を再検討する必要があると考える。

なお、私債権については、自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定の適用はなく、同項に定める督促手数料を徴収することはできないが、督促状の発送に要する実費相当額の徴収について条例で定めるとともに、契約書等に明記することにより請求することは可能であると考えられる。

(9) 収納方法の多様化について（監査の意見）

債権の収納にあたっては、金融機関窓口における納付書による納付のほか、収納が定期的に発生する債権については、口座振替による収納が行われている。監査の対象とした債権のうち、口座振替による収納が可能な債権は次のとおりである。

市税（市民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税）、国民健康保険料等、保育所保育料、母子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費収入、下水道使用料、水道料金

口座振替による収納は、債務者にとっても一度手続を行っておけば、以後の納付が簡便となり、豊中市にとっても確実性の高い収納方法といえる。したがって、まずは、口座振替を導入している債権について可能な限り口座振替の利用率を向上させることが求められる。

一方、市税及び国民健康保険料について、コンビニエンスストア納付及びモバイルレジ（納付書に印刷されたバーコードを携帯電話で読み取り、モバイルバンキングを利用して納付する方法）、下水道使用料及び水道料金について、コンビニエンスストア納付、患者窓口納付金について、クレジットカードによる納付が可能となっている。このような新たな収納方法の導入は、納付の利便性の向上に資すると考えられるが、反面、豊中市にとっては収納手数料の負担の増大にもつながることとなる。

したがって、今後、他の債権について、新たな収納方法の導入を検討する際には、導入済みの債権における費用対効果を十分に検証しておく必要がある。また、例えば、各債権において個別に導入を検討するのではなく、共通の納付書様式等を整備した上で導入するなど、収納手数料の低減が可能となる方策を検討しておくことも必要である。

【「個別の債権に関する事項」における関連事項】

ページ	債権名	監査の結果又は意見
58 ページ	市税	口座振替制度の利用率向上について
132 ページ	学校給食費	未納が発生した場合の納付方法について

(10) とよなか納税・納付コールセンターについて（監査の意見）

収納率の向上のためには、督促状の発送後、速やかに完納されない場合には、間を置かず電話での納付勧奨を実施するなど、滞納初期における対応が重要である。

この点、豊中市は、現年度分を早期に滞納整理し、翌年度に持ち越さないことが重要であるとして、とよなか納税・納付コールセンターを活用し、現年度滞納について、早期納付勧奨に努めるとしている。

現在は、表 11 のとおり、とよなか納税・納付コールセンターにおける早期納付勧奨の対象とされる債権は限定されている。しかし、とよなか納税・納付コールセンターの設置の目的は、債権の種類にかかわらず、滞納が発生した場合には、必ず電話による納付勧奨が行われる体制を整備することにあると考えられることから、対象とする債権を拡大することが望ましい。

一方、現在とよなか納税・納付コールセンターにおける早期納付勧奨の対象としている債権についても、対象事案の件数に対する電話での納付勧奨件数の割合（以下「架電率」という。）を向上させることが求められる。例えば、表 20 は、平成 24 年度におけるとよなか納税・納付コールセンターによる架電率を示したものである。なお、勧奨対象者数とは、納付済や市対応、分納管理中などの勧奨不可分を除いた件数である。

表 20 とよなか納税・納付コールセンターの架電率

債権名	勧奨対象者数	架電数	架電率
市税	29,002 件	12,936 件	44.6%
市営住宅使用料、 市営住宅駐車場使用料	2,606 件	2,545 件	97.7%
放課後こどもクラブ会費	2,714 件	2,258 件	83.2%
生活援護資金貸付償還金	755 件	581 件	77.0%
合計	35,077 件	18,320 件	52.2%

（受託者作成の年度末報告資料に基づき債権管理室が作成）

表 20 をみると、市税の架電率は 44.6% と低く、全体の架電率も 52.2% にとどまっている。滞納者と直接対話し、納付意思を確認することで早期納付に寄与するという所期の目的からすると、更なる架電率の向上が求められる。とよなか納税・納付コー

ルセンターでは電話番号が判明している勧奨対象者については全件架電しているが、市税については、課税に先立って納税義務者に電話番号を届出させる機会が比較的少なく、電話番号が判明しないことが多いため、架電率が低い状況となっている。現在、豊中市では、納税管理課が質問及び検査権を行使し、コールセンターによる納付勧奨段階にある滞納者の電話番号について、他の強制徴収公債権の所管課（室）へ照会することについては慎重に捉えているが、(1) ①で述べたように、強制徴収公債権の所管課（室）間の情報交換は、現行制度下においても実施する余地があると考えられる。したがって、今後、課題を整理したうえで、他の強制徴収公債権の所管課（室）への電話番号の照会を行うことも検討すべきである。

以上のように、豊中市は、対象債権の拡大や架電率の向上に向けた課題や問題点を分析し、その対応策を検討し、とよなか納税・納付コールセンターを最大限活用する必要がある。

【「個別の債権に関する事項」における関連事項】

ページ	債権名	監査の結果又は意見
102 ページ	国民健康保険療養給付費返還金	電話催告等の実施について
130 ページ	学校給食費収入	未納回数別の対応について

(11) 地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について
(監査の意見)

地方分権改革の推進の一環として、地方公営企業会計基準の見直しが行われ、昭和 41 年以來、46 年ぶりに実施された。新基準は、平成 26 年度の予算・決算から適用することとされており、豊中市では、水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計において対応が求められる。

地方公営企業会計基準の見直しにあたっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとされたことから、新基準では、貸倒引当金の計上が求められることとなった。

貸倒引当金は、未収金等の債権のうち回収することが困難と見込まれる額を計上する引当金であり、貸借対照表の資産の部における控除項目として計上される。

現在のところ、豊中市では、過去5年間における不納欠損処理の実績額をもとにして、貸倒引当金を計上する方向で検討を進めている。

この点、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」においては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することとなっている。また、総務省が公表している「地方公営企業会計基準見直しQ&A」においては、次のとおり記載されている。

【番号】 3-16

【質問】 貸倒引当金の算定にあたって未収金等の債権に区分を設定する場合、企業会計基準の「金融商品に関する会計基準」と同様、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3区分を設ける必要があるか。

【回答】 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定（指針第4章第1節第6）されていれば、必ずしも全ての公営企業において3区分を設ける必要はない。ただし、たとえば破産手続等の法的整理が開始されるなど、通常の企業活動において入手可能な情報に基づいて、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなったことを把握できる債権については、貸倒実績率により一律に引当金を計上する債権区分とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方が合理的であると考えられる。なお、破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。

このように、債権全体について合理的な基準に基づき貸倒引当金を算定することは、必ずしも否定されていないが、明らかに貸倒リスクが高くなったことが把握できる債権については、個別に回収可能性を検証し、貸倒引当金を計上することが合理的である。

したがって、法的整理の開始などの事象が発生している債権については、一般債権と区分して貸倒引当金を設定することが望ましい。

また、民間の病院においては、表 21 のような貸倒引当金の計上基準を置いている例があり、病院事業会計においても参考にすることができると思う。

表 21 民間病院における貸倒引当金の計上基準の例

区分	引当率
住居及び連絡先が不明なもの（行路人等）	100%
患者が死亡退院でありかつ身寄りのいないもの	100%
支払催告を行っているが、支払いが遅れているもの	50%
分割支払いはされているが、支払いが完了するまでに1年以上かかると思われるもの	50%
分割支払いはされているが、支払期日に遅れているもの	50%

なお、債権管理条例の制定に伴い、不納欠損処理の基準についても見直しが必要であり、このことが、貸倒引当金の算定にも影響を及ぼすことにも留意する必要がある。

2. 個別の債権に関する事項

(1) 市税

① 概要

ア) 債権の概要

名称	市税		
所管課（室）	財務部 税務センター 納税管理課		
債権の種類	強制徴収公債権		
根拠法令	地方税法		
時効期間	5年		
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	68,891,098千円	
	収入済額	64,220,370千円	
	不納欠損額	350,996千円	
	収入未済額	4,331,538千円	
徴収方法	普通徴収（口座振替、納付書）、特別徴収		
債権管理事務担当部署の人員数	<ul style="list-style-type: none"> ・納税管理課 第1整理グループ 常勤職員6人（うち当該事務専従職員6人） その他職員5人（うち当該事務専従職員5人） ・納税管理課 第2整理グループ 常勤職員8人（うち当該事務専従職員8人） その他職員5人（うち当該事務専従職員5人） ・納税管理課 特別整理グループ 常勤職員5人（うち当該事務専従職員5人） その他職員2人（うち当該事務専従職員2人） 		
債権管理システム	滞納整理支援システムにより管理		

イ) 制度の概要

豊中市における市税は、市民税（個人市民税・法人市民税）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び都市計画税の8種類である。

市税の概要は、以下のとおりである。

【市民税】

1) 個人市民税

個人市民税は、市内に住所を有する個人で、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課される「所得割」と、所得が一定額以上の人に広く均等に一定

の税額で課される「均等割」とがある。豊中市では、均等割は年額 3,000 円とし、所得割は前年中の所得金額を基礎とし、6%を乗じて得た額で課税している。また、市内に事務所等を有する個人に対しても「均等割」が課される。

2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて課される「均等割」と法人税額に応じて課される「法人税割」とがある。均等割は、資本金等の額及び市内における従業者数の区分に応じ、6万円から 360 万円までの 9 段階により課税される。法人税割は、法人税額に税率 14.7%を乗じて得た額で課税している。

【固定資産税】

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）に対して課されるものであり、豊中市では、市内に毎年 1 月 1 日現在、固定資産を所有している者に対し、固定資産の評価額を基に算定した課税標準額に税率 1.4%を乗じて得た額で課税している。

【軽自動車税】

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車に対して課されるものである。

【市たばこ税】

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に製造たばこを売渡す場合などに課されるものである。

【特別土地保有税】

特別土地保有税は、一定規模以上の土地の所有又は取得に対して課されるものである。ただし、平成 15 年度以降は、新たな特別土地保有税の課税を停止している。

【入湯税】

入湯税は、温泉（鉱泉浴場）における入湯に対して課されるものである。

【事業所税】

事業所税は、一定規模以上の事務所又は事業所に対して課されるものである。事業所床面積にかかる資産割と従業者給与総額にかかる従業者割がある。

【都市計画税】

都市計画税は、市街化区域内（豊中市の場合は全域）に所在する土地・家屋を所有している者に対して課されるものである。

平成 24 年度における市税の状況は表 22 のとおりである。

市税の中では市民税の占める割合が大きい。平成 24 年度の調定額は 34,134 百万円で、市税全体の調定額の 49.5% を占めている。次いで大きいのが固定資産税で、平成 24 年度の調定額 25,074 百万円は市税全体の調定額の 36.4% を占めている。

表 22 市税の状況（平成 24 年度）

（単位：千円）

		調定額	収入額	還付 未済額	不納 欠損額	収入未済額
税目		A	B	C	D	E(=A-B+C-D)
市民税	普通徴収	9,789,260	7,511,221	2,519	202,164	2,078,394
	特別徴収	19,767,561	19,578,683	4,858	11,333	182,402
	法人市民税	4,577,768	4,492,972	860	5,848	79,807
	計	34,134,590	31,582,878	8,239	219,347	2,340,604
固定資産税	土地家屋	22,127,244	20,543,943	2,700	94,159	1,491,842
	償却資産	2,638,326	2,604,826	42	939	32,601
	交付金	309,079	309,079	—	—	—
	計	25,074,649	23,457,849	2,742	95,099	1,524,443
軽自動車税		269,486	205,113	104	9,560	54,917
市たばこ税		2,454,183	2,454,183	—	—	—
特別土地保有税		—	—	—	—	—
入湯税		—	—	—	—	—
事業所税		1,055,431	1,042,306	0	1,683	11,441
都市計画税		5,902,755	5,478,038	720	25,306	400,131
市税合計		68,891,098	64,220,370	11,806	350,996	4,331,538

ウ) 収入未済額等の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの収入未済額等の推移は表 23 のとおりである。

表 23 市税の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	68,420,204	68,725,985	68,891,098
収入済額	63,461,338	63,806,114	64,220,370
不納欠損額	269,373	244,757	350,996
収入未済額	4,705,308	4,682,626	4,331,538
収納率	92.8%	92.8%	93.2%
不納欠損率	0.4%	0.4%	0.5%

豊中市では、市税滞納整理実施要綱を毎年度策定し、収納率の向上に向けた取組みを進めている。平成 24 年度の市税滞納整理実施要綱においては、「高額滞納事案の優先的な処理」、「現年課税滞納分の早期着手」及び「滞納処分の停止等」を取組み方針として掲げ、徴収事務にあたっている。しかし、平成 22 年度から平成 24 年度にかけての市税の収納率は 93%前後で推移しており、現状維持にとどまっている状況にある。

なお、大阪府内他都市と比較した収納率の状況については、オ)に記載している。

エ) 徴収事務の概要

市税の徴収事務は、納税義務者ごとに管理されている。そのため、複数の税目の滞納がある場合でも、一体的に徴収事務を行っている。

徴収事務は、納税管理課の第 1 整理グループ、第 2 整理グループ及び特別整理グループで行っている。また、常勤職員のほか、府税 OB を任期付職員として採用するなど、徴収事務の体制強化を図っている。

オ) 大阪府内他都市との収納率比較

表 24 は、政令市（大阪市及び堺市）を除いた大阪府内 31 市の平成 24 年度と平成 23 年度の収納率を比較したものである。

豊中市の平成 24 年度の市税収納率は、現年課税分が 98.4%、滞納繰越分が 21.1%、市税合計が 93.2%で、市税合計の収納率は 31 市中 22 番目である。豊中市の収納率は平成 23 年度より上昇しているが、他都市との比較でみると、市税合計の収納率は 31 市中 20 番目から 2 つ順位を下げている。

表 24 大阪府内 31 市（政令市を除く）の市税収納率比較

（単位：％）

市名	平成 24 年度				平成 23 年度			
	順位	市税合計	現年課税分	滞納繰越分	順位	市税合計	現年課税分	滞納繰越分
泉佐野市	1	97.5	99.3	34.3	1	97.0	99.1	32.7
高槻市	2	96.7	99.1	33.3	4	96.2	99.0	34.0
泉大津市	3	96.6	99.0	27.0	2	96.6	99.0	30.6
八尾市	4	96.5	98.8	31.1	3	96.3	98.8	31.1
交野市	5	96.3	99.1	33.7	7	95.6	98.8	34.6
吹田市	6	96.2	99.0	22.2	5	96.1	98.9	26.3
茨木市	7	96.1	98.9	22.2	6	96.0	98.9	28.0
枚方市	8	95.8	99.1	24.4	8	95.3	99.0	22.7
摂津市	9	95.1	98.6	28.7	9	94.8	98.5	29.4
和泉市	10	94.9	98.5	27.9	10	94.7	98.6	29.5
岸和田市	11	94.8	98.5	26.8	12	94.3	98.4	24.5
高石市	12	94.7	98.8	22.2	11	94.6	98.7	20.2
松原市	13	94.4	98.2	32.9	15	93.6	98.0	28.1
河内長野市	14	94.3	98.7	23.6	13	94.0	98.5	20.2
藤井寺市	15	94.0	98.3	26.7	16	93.6	97.8	25.2
東大阪市	16	94.0	98.2	34.5	21	92.8	97.3	32.9
貝塚市	17	93.9	98.6	20.7	14	93.7	98.6	21.8
柏原市	18	93.9	98.1	31.1	17	93.5	97.9	30.9
四條畷市	19	93.8	98.6	25.5	18	93.3	98.1	23.3
池田市	20	93.8	98.3	27.9	29	91.2	97.9	18.5
大東市	21	93.3	98.0	25.5	19	93.2	97.9	22.7
豊中市	22	93.2	98.4	21.1	20	92.8	98.2	19.3
富田林市	23	93.0	98.1	25.8	22	92.5	97.9	22.3
箕面市	24	93.0	98.5	17.2	25	91.7	98.2	18.2
泉南市	25	92.6	98.2	18.9	23	92.3	98.1	22.6
阪南市	26	92.2	97.7	25.1	24	92.1	97.9	25.5
羽曳野市	27	91.8	98.0	24.1	28	91.3	97.9	23.6
守口市	28	91.5	97.9	20.1	26	91.5	97.8	22.0
大阪狭山市	29	91.5	98.3	16.1	27	91.4	98.2	14.9
門真市	30	91.2	98.1	22.4	30	90.6	97.5	22.5
寝屋川市	31	90.0	97.7	20.7	31	89.1	97.3	20.6

（注）出所は、公益財団法人大阪府市町村振興協会ホームページ「市町村税徴収実績」データであり、収納率が同一の市については、収納率を％未満第 5 位まで算出した上で、順位付けしている。

以下では、豊中市と人口規模が類似した市との比較を行うため、表 24 に記載した 31 市のうち、平成 25 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口が 20 万人以上の市を対象として、収納率の比較を行った。

比較対象とした市は表 25 のとおりである。

表 25 比較対象とした市（平成 25 年 3 月 31 日現在）

市名	住民基本台帳人口 (人)	世帯数 (世帯)
東大阪市	502,164	230,636
枚方市	408,966	173,530
高槻市	356,329	155,749
吹田市	356,768	159,408
八尾市	270,029	119,544
茨木市	276,662	118,796
寝屋川市	242,087	107,607
岸和田市	201,467	84,272
豊中市	397,334	181,234

(大阪府ホームページより)

表 26 から表 28 は、表 25 に示した豊中市を含む 9 市について、平成 24 年度の収納率を比較したものである。なお、出所は表 24 と同じく、公益財団法人大阪府市町村振興協会ホームページ「市町村税徴収実績」データであり、収納率により順位付けしている。

表 26 は市税合計の収納率を比較したものであるが、豊中市の収納率は 93.2% で、9 市のなかで 8 番目であった。

表 27 は現年課税分の収納率を比較したものであるが、豊中市の収納率は 98.4% で、9 市のなかで 7 番目であった。

表 28 は滞納繰越分の収納率を比較したものであるが、豊中市の収納率は 21.1% で、9 市のなかで 8 番目であった。

豊中市の現年課税分の収納率は、最も高い枚方市 (99.1%) より 0.7 ポイント低く、滞納繰越分は、最も高い東大阪市 (34.5%) より 13.4 ポイント低い。

以上のことから、調定額が多い滞納繰越分において、その収納率で大きな差が生じていることが、豊中市の市税の収納率が低い要因といえる。

表 26 収納率（市税合計）比較（平成 24 年度）

順位	市町村	調定額（千円）	収入済額（千円）	収納率
1	高槻市	50,062,088	48,410,180	96.7%
2	八尾市	39,409,995	38,033,326	96.5%
3	吹田市	64,198,443	61,770,040	96.2%
4	茨木市	45,115,204	43,347,260	96.1%
5	枚方市	56,940,124	54,538,132	95.8%
6	岸和田市	25,367,519	24,039,308	94.8%
7	東大阪市	79,827,398	75,010,688	94.0%
8	豊中市	68,891,099	64,220,370	93.2%
9	寝屋川市	31,041,868	27,938,969	90.0%
	合計	460,853,738	437,308,273	94.9%

表 27 収納率（現年課税分）比較（平成 24 年度）

順位	市町村	調定額（千円）	収入済額（千円）	収納率
1	枚方市	54,414,309	53,921,794	99.1%
2	高槻市	48,260,658	47,810,670	99.1%
3	吹田市	61,853,999	61,249,147	99.0%
4	茨木市	43,445,578	42,977,309	98.9%
5	八尾市	38,052,492	37,611,822	98.8%
6	岸和田市	24,034,665	23,681,810	98.5%
7	豊中市	64,256,415	63,244,275	98.4%
8	東大阪市	74,469,930	73,163,573	98.2%
9	寝屋川市	27,945,783	27,296,571	97.7%
	合計	436,733,829	430,956,971	98.7%

表 28 収納率（滞納繰越分）比較（平成 24 年度）

順位	市町村	調定額（千円）	収入済額（千円）	収納率
1	東大阪市	5,357,468	1,847,115	34.5%
2	高槻市	1,801,428	599,510	33.3%
3	八尾市	1,357,473	421,504	31.1%
4	岸和田市	1,332,854	357,498	26.8%
5	枚方市	2,525,815	616,338	24.4%
6	吹田市	2,344,444	520,893	22.2%
7	茨木市	1,669,626	369,951	22.2%
8	豊中市	4,634,684	976,095	21.1%
9	寝屋川市	3,096,085	642,398	20.7%
	合計	24,119,877	6,351,302	26.3%

カ) 高額滞納事案の現状

平成 25 年 9 月 12 日時点での滞納額上位 100 件の高額滞納事案の現状を分析した結果は、表 29 のとおりである。

表 29 高額滞納事案の概況

項目	内容			
最高滞納額	119,442 千円			
滞納額合計	997,483 千円 (上位 100 件の滞納額合計)			
課税主体	個人	法人	合計	
	76 件	24 件	100 件	
滞納区分	差押	過年滞納者	差押分納	執行停止者
	17 件	23 件	15 件	16 件
	分納管理中	執行停止予定者	現年滞納者	合計
	23 件	2 件	4 件	100 件
滞納者所在地	市内	市外(府内)	市外(府外)	合計
	79 件	18 件	3 件	100 件
滞納税目	個人(普通徴収)	個人(特別徴収)	法人	固定資産税
	58 件	6 件	14 件	77 件
	償却資産税	軽自動車税	合計	
	9 件	13 件	177 件	
(注) 複数の税目を滞納している滞納者もいるため合計は 100 件を超えている。				
最古年度	平成元年度以前	平成 2~10 年度	平成 11~20 年度	平成 21~23 年度
	3 件	10 件	43 件	34 件
	平成 24 年度	平成 25 年度	合計	
	6 件	4 件	100 件	
	(注) 滞納している税債権のうち最も古いものの年度を示している。			

高額滞納事案のうち、滞納額 10 百万円以上の事案 21 件について、納付交渉の経過を確認したところ、表 30 のような特徴があった。

表 30 高額滞納者の特徴

内容
ア 滞納が常態化・長期化している。平成元年以前から納税折衝が行われている事案も見受けられる。
イ 過去に生じた多額の滞納が現在まで継続している事案だけではなく、一旦滞納が解消しても、またすぐに新たな滞納が発生し、結果として納税折衝が長期化している事案が見受けられる。
ウ 誠実な対応を見せている滞納者もいるが、来庁・臨戸等の日時を取り決める、あるいは滞納税額に関する納付計画(納期・金額)を約定しても、それを反故にすることを繰り返す滞納者が見受けられる。
エ 市税だけを滞納するケースは少なく、国税、府税等も滞納している。
オ 事案が長期化していることから、滞納者の高齢化が進んでいる。
カ 高齢化により就労が難しく、十分な収入を得ることが困難となっている。また、病気を患っている滞納者も見受けられる。

② 監査の結果及び意見

ア) 収納率向上に向けた取組みの検証について(監査の意見)

市税は市の歳入の根幹をなすものであり、適切に収納管理・債権管理を行い、現年課税分、滞納繰越分ともに収納率の向上を図っていく必要がある。

豊中市の市税収納率は高いとは言い難い状況だが、その状況を改善するためには、現状の問題点を把握して、問題解決のために適切な対応を図り、その結果を正確に分析し、今後の活動にフィードバックしていくことが重要である。

豊中市では、特定のプロジェクトを立ち上げ収納率の向上を目指している。

平成23年度には、滞納額が30万円以下の市民税の普通徴収分を重点的に滞納整理していく方針が示されており、合計件数2,477件、滞納額4.4億円を、地区担当者10人と滞納整理専門員5人、グループ長3人、徴収担当補佐2人及び滞納整理指導員2人の合計22人で対応を図るとしている。しかし、プロジェクトの実施により、従前と比較して収納率の向上が実現したのかどうか等、成果の分析や問題点の把握が十分に行われていない。

平成 24 年度は、現年単独滞納者（滞納繰越なし）で、滞納額 40 万円以上の事案（表 31 参照）及び平成 24 年 9 月に一斉文書催告した事案のうち、その後の納付や滞納者からの連絡がない固定資産税を含む事案（表 32 参照）に対する滞納整理を実施している。これらのプロジェクトについては、平成 25 年 8 月に滞納整理の結果としてまとめられている。しかし、その結果に対する評価とそれを踏まえた今後の対応については検討が未了となっている。

特定のプロジェクトについては、結果の集計にとどまるのではなく、課題や問題点について分析するなどして成果を検証することにより、今後の滞納整理業務に活用する必要がある。

表 31 高額滞納者に対する滞納整理の状況

項目	内容					
目的	現年課税分の徴収率の更なる向上を目指し、出納閉鎖時期（平成 25 年 5 月末日）までに処理を済ませ、徴収を確保する。					
対象	原則として、現年単独滞納者（滞納繰越なし）で、滞納額 40 万円以上					
期間	平成 25 年 2 月 1 日～5 月 31 日					
結果	（単位：件、千円）					
		当初滞納金額 （本税）	収納額 （本税）	延滞金	合計収入額	未回収額
	件数	68	44			
	税額	73,947	37,193	956	38,150	36,796
	（単位：件）					
	完納	催告中	分納中	差押	執行停止	催告見合
件数	32	19	7	2	1	7

表 32 催告後の納付等がない固定資産税を含む事案に対する滞納整理の状況

項目	内容						
目的	平成 24 年 9 月に一斉文書催告した事案のうち、その後も納付や滞納者からの連絡がない固定資産税を含む事案に対する滞納整理						
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 9 月に一斉催告したもの。 ・過年滞納者である。 ・半年間納付がなく、かつ半年間経過記録がないもの。 ・滞納金額が本税 20 万円以上である。 ・固定資産税が課税されているもの。 						
結果	(単位：件、千円)						
		当初滞納金額 (本税)	収納額 (本税)	未回収額	収納率		
	件数	195					
	税額	53,492	13,859	39,633	26%		
結果	(単位：件)						
		完納	催告等	分納中	差押	執行停止	催告見合
	件数	31	64	58	17	12	13

イ) 口座振替制度の利用率向上について（監査の意見）
 豊中市における市税の納期限は表 33 のとおりである。

表 33 豊中市における市税の納期限

税目		納期限
市民税	普通徴収	6 月、8 月、10 月の末日、12 月 28 日
	特別徴収	6 月～翌年 5 月の翌月の 10 日
固定資産税		5 月、7 月、9 月の末日、12 月 28 日
軽自動車税		5 月末日
市たばこ税		翌月末日

市税は、納期限までに納付しなければならないが、納期限までに納付されず、滞納する市民が存在する現状がある。「1. (8) 督促手数料の徴収について」で述べたとおり、督促状の送付やその後の滞納整理事務に関する事務コストを軽減するとともに、納

期限までに納付している市民との公平を図る観点からも、納期内納付の向上に向けた取組みを十分に検討する必要がある。

現在、豊中市においては、市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について、窓口納付、口座振替、コンビニエンスストア納付（平成 18 年度より）、モバイルレジ（平成 23 年度より）の 4 種類の納付方法を採用している。

このうち、口座振替制度は、コンビニエンスストア納付における地理的遍在も生じにくく、納税義務者等にとって納入手続が大幅に簡素化されることから、納期内納付の向上が期待できる。市としても確実性の高い納付方法であることやコンビニエンスストア納付よりも負担する収納手数料が低く収納事務の効率化が期待できる。

したがって、口座振替の利用率の更なる向上が見込まれる場合は、その励行策を着実に実施していくことが望ましい。

表 34 は豊中市の平成 24 年度の口座振替の利用状況を示したもので、表 35 は豊中市の口座振替の利用状況を東大阪市、吹田市、寝屋川市と比較したものである。

固定資産税・都市計画税の口座振替の利用率は豊中市が最も高いが、市（府）民税の利用率は吹田市及び東大阪市を下回っており、軽自動車税の利用率は吹田市を下回っている。

表 35 をみる限り、市（府）民税と軽自動車税は口座振替の利用率を高める余地があると考ええる。

例えば、東大阪市は、ホームページから口座振替依頼書・自動払込利用申込書やその記載方法を手入手することができる。このような試みも参考になると思われる。

表 34 豊中市の口座振替の利用状況（平成 24 年度）

	市府民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	合計
納税義務者数（人）	80,500	115,701	54,124	250,325
利用者数（人）	7,050	36,945	2,370	46,365
利用率	8.8%	31.9%	4.4%	18.5%

表 35 口座振替の利用状況比較

市名	市(府)民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	合計
豊中市 (平成 24 年度)	8.8%	31.9%	4.4%	18.5%
東大阪市 (平成 24 年度)	15.9%	26.8%	—	23.4%
吹田市 (平成 23 年度)	35.2%	29.6%	8.8%	25.5%
寝屋川市 (平成 22 年度)	8.6%	14.5%	3.9%	10.0%

(注) 東大阪市は軽自動車税には口座振替を採用していない。

ウ) 滞納初期の納税義務者に対する対応について(監査の意見)

収納率の向上のためには、滞納初期の納税者への対応が重要である。「1.(10)とよなか納税・納付コールセンターについて」で述べたとおり、豊中市では、現年課税分を早期に滞納整理し、翌年度に持ち越さないことが重要であるとして、とよなか納税・納付コールセンターを活用し、現年課税分の滞納について、早期納付勧奨に努めるとしている。

一方で、滞納事案の金額や状況によっては、とよなか納税・納付コールセンターの活用に加え、豊中市として早期対応すべき事案もある。

表 36 は、とよなか納税・納付コールセンターを活用した平成 24 年度の市税徴収・勧奨サイクルを示したものである。

固定資産税を例に挙げると、豊中市の納期は 5 月、7 月、9 月の末日及び 12 月 28 日であり、第 1 期(5 月)分について納期までに納付がなかった場合、6 月 28 日に督促状を発送する。督促状発送後も納付がない場合は、8 月からとよなか納税・納付コールセンターが勧奨(電話勧奨・文書勧奨)を実施し、とよなか納税・納付コールセンターが勧奨しても納付がない事案は 12 月に市が引き継ぎ、以後は市職員が滞納整理を行っている。

表 36 平成 24 年度市税徴収・勸奨サイクル

	各市税納期限	督促状送付	コールセンター勸奨	職員催告
4月			前年度10万円未満 勸奨 ↓	
5月	固定・都計税(注1) 通知書発送 第1期納期限5月31日 軽自動車税通知書発送 納期限 5月31日①			
6月	市府民税 通知書発送 第1期納期限7月2日②	固定・都計税 1期分督促発送 6月28日発送 7月9日指定納付期限①	市府民税電話対応	
7月	固定・都計税 第2期納期限7月31日③	市府民税 1期分督促発送 7月26日発送 8月7日指定納付期限②		
8月	市府民税 第2期納期限8月31日④	固定・都計税 2期分督促発送 8月28日発送 9月7日指定納付期限③	固定・都計税、 軽自動車税 1期末納分勸奨①	
9月	固定・都計税 第3期納期限10月1日⑤	市府民税 2期分督促発送 9月27日発送 10月9日指定納付期限④	市府民税 1期末納分勸奨②	
10月	市府民税 第3期納期限10月31日⑥	固定・都計税 3期分督促発送 10月30日発送 11月9日指定納付期限⑤	固定・都計税 1期～2期末納分 勸奨③	
11月		市府民税 3期分督促発送 11月28日発送 12月10日指定納付期限 ⑥	市府民税 1期～2期末納分 勸奨④	
12月	固定・都計税・市府民税 第4期納期限12月28日⑦		固定・都計税 1期～3期末納分 勸奨(注2)⑤	<まとめ>職員 12月からは、10万円 以上についてコール センターが最終催告 書を作成後、確認のう え職員が催告する。ま た、40万円以上はプ ロジェクトで処理。
1月		固定・都計税・市府民税 4期分督促発送 1月29日発送 2月8日指定納付期限⑦	市府民税 1期～3期末納分 勸奨(注2)⑥	
2月				
3月			固定・都計税、 市府民税 1期～4期末納分のう ち10万円未満を5月 まで(注2)⑦	
4月			↓	
5月			↓	

(注1) 固定・都計税：固定資産税・都市計画税

(注2) 10万円以上については最終催告書を作成する。

現年課税分の滞納整理を市職員が直接行うのは、固定資産税だけではなく市民税も12月からとなっており、それまでは督促状の発送、電話勧奨及び文書勧奨以外の滞納整理事務は行われていない。

現年課税分の滞納については、納税を単純に失念しているケースが多く、事案1件あたりの滞納額もそれほど多額ではないと思われる。そのような事案に対しては、現在行われているとよなか納税・納付コールセンターによる電話勧奨、文書勧奨の有効性も高いと思われるが、事案の性質によっては、12月を待たず、より迅速な対応が必要なものもあると考える。

例えば、それまで滞納したことがなく初めて高額の滞納が生じた納税者や、過去に高額の滞納が生じた納税者で、その滞納はその後解消したが現年課税分に再び滞納が生じた納税者などに対しては、より迅速な対応が必要と考える。

初めて高額の滞納が生じてしまった納税者や、納税と滞納を繰り返す納税者の場合、納税の意思自体は有していると思われるが、時間が経過し、その間に市側が具体的な措置を講じないと、滞納への不安感が失せてしまうことや、資力的に納税が困難になってしまうことが考えられる。

現年課税分についても、高額の滞納事案や過去に滞納を繰り返している納税者による滞納事案に対しては、12月を待たず迅速な対応を図る必要がある。例えば、滞納額に一定の基準を設けておき、督促状発送後も納付がない事案でその基準に該当するものはとよなか納税・納付コールセンターに対応を委ねるのではなく、当初から市職員による直接滞納整理事務に着手するのも一つの方法である。

このように、現年課税分の滞納について、画一的にとよなか納税・納付コールセンターに委ねるのではなく、滞納事案の金額や状況に応じて対応する等、弾力的な対応を図る必要がある。

エ) 滞納を長期化させている納税義務者に対する対応について (監査の意見)

収納率の向上のほか、公平性の観点から、滞納を長期化させている納税義務者に対する対応を強化する必要がある。

滞納を長期化させている納税義務者に対する対応の強化としては、迅速な差押えの実行や差押財産の範囲の拡大、インターネット公売の実施などが考えられる。

1) 差押財産の範囲の拡大について

表 37 は、豊中市の平成 24 年度の差押えの状況を示したものである。

表 37 差押え執行の状況（平成 24 年度：府民税を含む）

（単位：人、千円）

		動産	債権	電話加入権	不動産	その他	合計
24 年度 差押え執行	人員	—	228	—	243	2	473
	金額	—	155,204	—	161,456	1,314	317,975
24 年度以前 差押え執行	人員	—	161	7	439	3	610
	金額	—	145,943	4,405	711,986	1,950	864,286
合計	人員	—	389	7	682	5	1,083
	金額	—	301,148	4,405	873,443	3,264	1,182,262

豊中市では不動産及び債権が差押財産の中心となっているが、差押対象となりうる財産は、不動産や債権のほかに、動産、有価証券、自動車、特許権等の無体財産権などがある。

市税の滞納について収納率を向上させる観点からみると、差押財産は財産の換価性を重視する必要があるが、滞納者に対する対応の強化という観点からみると、差押財産の範囲を拡大し、差押えの執行件数の増加を図ることも検討の余地がある。

したがって、差押財産については、動産や有価証券などにも対象範囲を拡大し、滞納を長期化させている納税義務者の納税意識を高めていくことが望ましい。

2) インターネット公売について

インターネット公売とは、自治体など公的機関がネットオークションを利用して差押財産の売却などの公売を行なうもので、平成 16 年 7 月に東京都主税局が初めて実施している。

豊中市では、現在、市税についてはインターネット公売を実施していないが、今回比較対象とした8市のなかでは、茨木市、高槻市、枚方市、東大阪市及び寝屋川市の5市でインターネット公売を実施している。

インターネット公売には、差押財産の公売を積極的に行うことを滞納者にアピールすることにより、納税意識を高める効果があると考えられる。

インターネット公売は不動産や動産が対象となるが、現在の豊中市では、動産は差押えの対象としていない。差押財産の拡大と併せ、インターネット公売についても前向きに検討することが望ましいと考える。

オ) 経過詳細一覧の記載内容の充実について（監査の意見）

滞納者との納付交渉の状況は、滞納整理支援システムに記録しており、その記録は経過詳細一覧として確認することができる。

滞納整理事務において、この経過詳細一覧は、当該事案の納付交渉の進捗状況や今後の方向性を判断する際の重要な情報源である。したがって、経過詳細一覧は、その後の滞納整理事務に活用できるような記載内容とすることが求められる。

そこで、経過詳細一覧を確認した事案21件について、その記載内容が以後の滞納整理事務に活用できるものとなっているか検討した。

その結果、以下に示すとおり、納付交渉の顛末が明らかになっていない事例や納付交渉が滞っている事例などが見受けられた。

（事例1）

滞納者が法人の事案について、平成21年6月に会社を訪問し、社長と面談した際に、平成21年9月まで待つとお願いされ、市も了承していた。経過詳細一覧には、市側から「9月に再度話をします。」としているが、9月に話をしている記載はない。また、その後、平成23年8月に市が法人に電話をしているが、その際、社員が対応したため、市は折り返し電話を要請しているが先方からの連絡はなく、市側からも連絡をしていない。

事例 1 は、納付交渉後の顛末が明らかになっていない事例である。

市は滞納者との納付交渉において、納付の約束や、後日の来庁、架電の要請等、様々な約束を行っている。経過詳細一覧にはそのような納付約束等が記載されているが、約束が適切に履行されたのかどうか、不履行だった場合にはその後どのような対応を図ったのかなど、その顛末が記載されていないものが見受けられた。

納付約束等が不履行だった場合には速やかに対応を図り、適切に履行された場合も含めて、その顛末を経過詳細一覧に記載しておく必要がある。

(事例 2)

個人の滞納者で、平成 25 年度だけでも 4 月、6 月、7 月と三度自宅に電話し、7 月には来庁も受け、7 月の電話では、分納約束が長期間不履行であることを指摘している事案がある一方で、法人の滞納で、平成 21 年 6 月を最後に社長との接触がなく、電話による接触も平成 23 年 8 月以降行われていない事案がある。このように、事案によって対応が大きく異なっているものがある。

事例 2 は、電話催告等による滞納者との接触といった納付交渉の対応が、事案によって大きく異なっているものである。

事案によって滞納者との接触頻度などの対応が異なることがないよう、納付交渉の進捗管理を行う必要がある。そのためには、経過詳細一覧に、具体的な方針やスケジュールを記載しておく必要がある。

(事例 3)

預金調査を行った後、しばらく間をあけて生命保険の調査を行っているなど、財産調査を同時に行っていない。

事例 3 は、財産調査の進め方に検討の余地がある事例である。

財産調査は滞納処分につながるよう目的をもって実施する必要があるが、このように、いつまでに何を調査して、その調査結果をどのように活用しようとするのかが不明瞭な事案が見受けられた。

財産調査は考えられる項目に対して一斉に実施することが望ましい。したがって、財産調査にあたっては、その対象項目やスケジュール等についての検討内容について、経過詳細一覧に記載しておき、財産調査の目的を明確化するとともに、計画的な実施に努める必要がある。

以上のように、現状の経過詳細一覧の記載内容は、実施した行為についての事実の記載にとどまっている。前述のとおり、経過詳細一覧の記載は、その後の滞納整理事務に活用されるものでなければならず、事実の記載だけでは不十分である。

経過詳細一覧には、現状の問題点、今後の対応策、方向性、担当者の見解及びそれに対する管理者の意見等を記載する必要がある。これらを記載することで、これまで何にポイントを置いて滞納整理を進めてきたのか、今後どのような対応をとる必要があるのかを把握することが可能となる。もちろん、いつまでに連絡を取るといった具体的なスケジュールも明確にする必要がある。

経過詳細一覧の記載において情報共有を図ることで、管理者から担当者への的確な指示と担当者の対応を促すとともに、担当者の不在時、交代時等においても円滑な引継ぎが可能となる。

特に、高額滞納事案については、事案毎に滞納整理事務に関する計画を定め、担当者は原則としてその計画に従って事務を進行し、管理者がそのことを確認する仕組みが必要である。

豊中市においては、2ヶ月に1回方針ヒアリングを実施し、個別の事案についての方針を確認しているとのことであるが、今後の計画や方針等が経過詳細一覧に記載されていないため、情報の共有化がどこまで図られているのか不明確である。

情報共有の観点からも、経過詳細一覧の記載内容について見直しを行い、その充実を図る必要がある。

カ) 滞納者の現況把握について（監査の意見）

滞納整理事務にあたっては、滞納者の現況を把握したうえで、継続的に納付交渉を行うとともに、常に滞納者の現況に変化がないか把握することが必要である。

そこで、オ)と同様に、経過詳細一覧を確認した事案21件について、滞納者の現況把握が適切になされているか検証した。

その結果、以下に示すとおり、滞納者本人との接触がなされていない事例や現地調査がなされていない事例のほか、換価価値の検討や滞納者の資金繰りの十分な把握がなされていない事例が見受けられた。

(事例 4)

平成 21 年 6 月を最後に社長と接触していない。

平成 24 年 1 月に架電しているが、現在使用されていないとのことで、同月に本店を訪問している。その際には「表札はあるが施錠されており人気なし」としている。

平成 25 年 6 月に商業登記を取り寄せている。

事例 4 は、滞納者本人と長期間接触していない事例である。

商業登記によれば、本店は変更されていない。再度、本店を訪問し、現状に変化がないのであれば、法人が入居しているビルのオーナーなどから家賃の支払状況などを確認する必要がある。

(事例 5)

滞納者は不動産業を営んでいるが、経過詳細一覧によると所有物件の現状や滞納者の生活状況を調査している形跡がない。

事例 5 は、十分な現地調査が行われていない事例である。

滞納者の生活状況や財産状況を把握し、滞納処分など、滞納者の状況に応じた対応を検討するためにも、現地調査を実施する必要がある。

(事例 6)

市内にマンションを所有しており差押え済みだが、抵当権が付されており競売しても配当は見込めず、現在は分納により滞納額の回収を図っている。

滞納者の親族からマンションの入居状況、月額の家賃収入、ローン返済額、生活費等について報告を受けている。しかし、市はその正確性を確認する手続を特に行っていない。

(事例 7)

市内に賃貸マンションを有している。

滞納者よりマンションの入居状況の報告は受けているが、ローン返済額や生活費等については把握していない。また、マンションの現状や滞納者の生活状況を調査していない。

(事例 8)

平成 13 年 2 月から滞納整理事務を開始している法人について、市が初めて当該法人の決算書入手・閲覧したのは、平成 23 年 7 月であった。

(事例 9)

10 年以上滞納が続いている事案で、毎年度発生する現年課税分から滞納が生じないことを優先しており、滞納繰越分の回収まで十分に手が回っていない状況である。

滞納者は不動産を複数所有しているが、いずれも換価価値が乏しいとして公売手続は実施しておらず、滞納者の任意売却による納付に任せている。

平成 21 年度以降、所有不動産の現況を確認していない。

事例 6 から事例 9 は、換価価値の検討や滞納者の資金繰りの十分な把握がなされていない事例である。

滞納者の家賃収入等のキャッシュ・フローの把握は、滞納者の自己申告だけによるのではなく、その正確性を確認する手続が必要である。また、家賃収入の額や家賃収入以外の収入の有無などについても把握しておく必要がある。これにより、どの程度の分納が可能であるかを検討することも可能となる。

また、換価価値や滞納者の資金繰りについては、状況の変化に即して、継続的な把握に努める必要がある。同様に、執行停止とした事案についても、定期的に状況変化の有無について把握する必要がある。

以上のように、滞納者の現況把握が十分とはいえない事案が見受けられた。

今後は、滞納者の現況を把握したうえで、継続的に納付交渉を行うとともに、常に滞納者の現況に変化がないか注視することが必要である。

(2) 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

① 概要

ア) 債権の概要

名称	国民健康保険料	
所管課（室）	健康福祉部 保険窓口センター 保険収納課	
債権の種類	強制徴収公債権	
根拠法令	国民健康保険法	
時効期間	2年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	12,300,850千円
	収入済額	9,146,712千円
	不納欠損額	691,843千円
	収入未済額	2,472,245千円
徴収方法	普通徴収（口座振替、納付書）、特別徴収	
債権管理事務担当部署の人員数	・保険収納課 常勤職員7人（うち当該事務専従職員7人） その他職員26人（うち当該事務専従職員26人）	
債権管理システム	滞納整理システムにより管理	

名称	介護保険料	
所管課（室）	健康福祉部 保険窓口センター 保険収納課	
債権の種類	強制徴収公債権	
根拠法令	介護保険法	
時効期間	2年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	5,595,012千円
	収入済額	5,328,760千円
	不納欠損額	81,458千円
	収入未済額	192,183千円
徴収方法	普通徴収（口座振替、納付書）、特別徴収	
債権管理事務担当部署の人員数	・保険収納課 常勤職員7人（うち当該事務専従職員7人） その他職員26人（うち当該事務専従職員26人）	
債権管理システム	滞納整理システムにより管理	

名称	後期高齢者医療保険料	
所管課（室）	健康福祉部 保険窓口センター 保険収納課	
債権の種類	強制徴収公債権	
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律	
時効期間	2年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	4,152,492千円
	収入済額	4,062,388千円
	不納欠損額	17,316千円
	収入未済額	80,263千円
徴収方法	普通徴収（口座振替、納付書）、特別徴収	
債権管理事務担当部署の人員数	・保険収納課 常勤職員7人（うち当該事務専従職員7人） その他職員26人（うち当該事務専従職員26人）	
債権管理システム	滞納整理システムにより管理	

イ) 制度の概要

【国民健康保険の概要】

国民健康保険は、国民健康保険法第3条により市町村及び特別区が行うものとされている。その財源は、加入者が納付する保険料と国等からの負担金・市町村からの繰入金等で成り立っており、それらをもとに医療費やその他様々な給付を行っている。

豊中市に住民登録のある者は、他の社会保険等に加入している者と生活保護を受けている者を除き、すべて豊中市の国民健康保険の加入者（被保険者）となる。国民健康保険は、世帯ごとの保険となっており、国民健康保険料の支払いは世帯主が行うことになる。

保険料は、医療分、支援分、介護分により構成されている。医療分とは、基礎賦課額であり、国民健康保険加入者の医療給付費に使われる保険料である。支援分とは、後期高齢者支援金等賦課額であり、後期高齢者医療制度の保険財政を支援することを目的とした保険料である。介護分とは、40歳から65歳未満の者に課せられる介護給付金賦課額であり、介護保険制度を運営するために要する保険料である。

平成24年度及び平成25年度の各保険料は、表38のとおりである。

表 38 平成 24 年度及び平成 25 年度の国民健康保険料

医療分	所得割率	7.84%（平成 25 年度も同率）
	均等割額	1 人 29,510 円（平成 25 年度は 26,510 円）
	平等割額	1 世帯 21,702 円（平成 25 年度も同額）
	賦課限度額	510,000 円（平成 25 年度も同額）
支援分	所得割率	2.23%（平成 25 年度も同率）
	均等割額	1 人 8,299 円（平成 25 年度も同額）
	平等割額	1 世帯 5,965 円（平成 25 年度も同額）
	賦課限度額	140,000 円（平成 25 年度も同額）
介護分	所得割率	1.93%（平成 25 年度も同率）
	均等割額	1 人 13,076 円（平成 25 年度も同額）
	平等割額	なし
	賦課限度額	120,000 円（平成 25 年度も同額）

保険料は、月割りであり、1 年間の保険料を 6 月から翌年 3 月までの 10 回割で納付することとなっている。ただし、年度途中の加入の場合は、加入した月からの保険料計算となる。また、年度の途中で世帯の加入人数に増減が発生した場合は、加入人数の期間ごとに保険料を算定し、それぞれの期間の合計が年間保険料となる。

【介護保険の概要】

介護保険制度は全国民を対象とした制度として、平成 12 年度から実施されている。介護保険法第 3 条により市町村及び特別区が行うものとされており、国、都道府県、医療保険者等はこれを重層的に支えることとされている。

40 歳から 64 歳の者を第 2 号被保険者、65 歳以上の者を第 1 号被保険者といい、保険料の納付方法やサービスの利用方法に違いがある。

第 2 号被保険者の介護保険料は、国民健康保険や他の社会保険など加入している医療保険の算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納付する。国民健康保険の加入者の場合の保険料は、国民健康保険料の介護分として、世帯ごとに算定さ

れ、医療分の保険料と介護分の保険料を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納付する。

【後期高齢者医療保険の概要】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の者の医療を支えるための制度として、平成20年度から実施されている。高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、各都道府県の広域連合が運営全般を行い、市町村が保険料の徴収、各種申請や届出の受けなどの窓口業務を行う。

75歳以上の者は、それまで加入していた医療保険の種別にかかわらず、後期高齢者医療制度の被保険者となる。また、65歳から74歳の者で、申請により一定の障害があると認められた者も被保険者となる。なお、生活保護を受けている者は除かれる。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と所得に応じて負担する所得割額で構成され、被保険者ごとに賦課される。

保険料率については、各都道府県の広域連合が2年ごとに条例により設定する。大阪府の場合は、市町村を問わず均一であり、平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は51,828円、所得割率は10.17%である。

保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金受給者は、原則年6回の年金受給日に、その年金から特別徴収となる。特別徴収の対象とならない者は、1年間の保険料を毎年7月から翌年3月までの9回割で納付する。

ウ) 収入未済額等の推移

平成22年度から平成24年度までの収入未済額等の推移は表39、表40及び表41のとおりである。

表 39 国民健康保険料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	13,878,459	12,753,385	12,300,850
収入済額	9,286,117	9,239,401	9,146,712
不納欠損額	1,656,199	799,474	691,843
収入未済額	2,945,940	2,772,639	2,472,245
収納率	66.9%	72.4%	74.4%
不納欠損率	11.9%	6.3%	5.6%

表 40 介護保険料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	4,575,473	4,576,039	5,595,012
収入済額	4,244,960	4,317,672	5,328,760
不納欠損額	119,254	61,659	81,458
収入未済額	218,695	202,454	192,183
収納率	92.6%	94.2%	95.1%
不納欠損率	2.6%	1.3%	1.5%

表 41 後期高齢者医療保険料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	3,628,088	3,757,247	4,152,492
収入済額	3,504,968	3,665,365	4,062,388
不納欠損額	29,995	18,720	17,316
収入未済額	100,026	78,629	80,263
収納率	96.4%	97.4%	97.7%
不納欠損率	0.8%	0.5%	0.4%

市では、平成 20 年度に国民健康保険事業特別会計の収支状況が赤字となったことから、収支均衡の回復に向けて、平成 23 年 3 月に豊中市国民健康保険事業健全化計画を策定した。平成 23 年度から、この計画に基づき、保険料収入の確保及び収納率の向

上に向けた取組みを進めてきた結果、国民健康保険料の収納率は上昇傾向にある。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても、国民健康保険料と一体として徴収事務を行っているため、同様に収納率は上昇傾向にある。

なお、平成 25 年度においても、休日・夜間電話催告業務や夜間納付相談の回数を拡大するなど、保険料収入の確保及び収納率の向上に向けた取組みをさらに進めている。

具体的には、夜間電話催告を 9 月から 3 月の毎週火、木曜日実施、休日電話・訪問催告を 9 月から月 2 回実施、休日納付相談を 9 月から月 1 回実施、夜間納付相談を年 2 回実施している。

エ) 徴収事務の概要

国民健康保険料等の徴収事務は、被保険者ごとに管理されている。そのため、複数の保険料の滞納がある場合でも、一体的に徴収事務を行っている。

徴収事務は、保険収納課の滞納整理グループだけではなく、訪問・相談グループも行っており、課全体で取り組んでいる。また、常勤職員のほか、保険専門職員を採用し、徴収事務の体制強化を図っている。

保険収納課においては、「豊中市保険収納課 滞納整理業務運用マニュアル」を作成するとともに、「保険料徴収方針」を掲げ、徴収事務にあたっている。具体的には、滞納事案を初期滞納や中期滞納、後期滞納などステージという概念で整理し、滞納区分に応じた取組み体制の構築と計画の策定を行っている。

また、国民健康保険料等の債権の一部は、債権管理室に移管し、債権管理室において徴収事務を行っている。平成 22 年度までは、滞納額 50 万円以上の事案や難件事案のほか、滞納処分が可能な事案を移管していたが、平成 23 年度より、保険収納課においても滞納処分を実施するようになったため、平成 23 年度以降は、移管対象を変更した。移管対象は、滞納額が 30 万円以上で難件事案、又は不動産の差押え等、債権管理室において滞納処分するほうが良いと判断するもの、他の強制徴収公債権の滞納があり、同時に処分するのが良いものとしている。

なお、滞納繰越分を完納した事案や執行停止した事案については、債権管理室から保険収納課に戻される。債権管理室も同じ滞納整理システムを使用しているため、交渉記録等はもれなく移管されることとなる。

② 監査の結果及び意見

ア) 積極的な納付交渉の実施について（監査の意見）

納付交渉は、積極的かつ継続的に行う必要がある。例えば、文書催告で納付交渉が進展しない滞納者については、電話催告や訪問催告など積極的な納付交渉を行うことで、納付を促す必要がある。また、滞納者の収入状況等の変化の有無を確認する意味においても、納付交渉は継続的に行う必要がある。

そこで、平成 25 年 8 月時点の滞納者の中から任意に抽出した事案 16 件（保険収納課分 10 件、債権管理室分 6 件）について、納付交渉が積極的かつ継続的に行われているか検証した。

その結果、以下に示すとおり、納付交渉が積極的かつ継続的に行われていない事例が見受けられた。

（事例 1）

平成 21 年第 8 期分から滞納がある事案である。しかし、平成 22 年第 9 期（平成 23 年 2 月末納期）まで不納欠損処理されている。

当該事案の経過記録によると、平成 22 年 7 月以降、平成 23 年 8 月の訪問催告、電話催告までの間、約 1 年間文書催告のみ実施していた。

（事例 2）

平成 19 年第 5 期から平成 22 年第 9 期まで不納欠損処理されている事案である。

当該事案の経過記録によると、平成 21 年 6 月の訪問催告から、平成 24 年 4 月の訪問催告までの約 3 年間、文書催告のみを実施しており、電話催告も実施していない。

事例 1 は、滞納発生後速やかに、電話催告や訪問催告を実施し、滞納者と接触していれば、不納欠損を回避できた部分もあると考えられる。初動対応が重要である。

事例 2 は、電話番号を把握していない。電話番号を把握するとともに、より積極的な催告を実施することが重要である。

このように、文書催告だけでは納付交渉が進展しない滞納者に対しては、積極的かつ継続的に納付交渉を行う必要がある。

イ) 滞納者との接触について（監査の意見）

納付交渉は、滞納者と接触して行う必要がある。滞納者の収入状況等を確認するためにはもちろん、納付の意思を確認するためにも、滞納者と接触することは必要である。

そこで、ア) と同様に、平成 25 年 8 月時点の滞納者の中から任意に抽出した事案 16 件（保険収納課分 10 件、債権管理室分 6 件）について、滞納者との接触が行われているか検証した。

その結果、以下に示すとおり、滞納者との接触がない事例が見受けられた。

（事例 3）

当該事案の経過記録によると、平成 25 年 2 月の電話催告や、平成 24 年 2 月、4 月の訪問催告など、適宜、滞納整理に取り組んでいるが、滞納者と接触できたのは平成 17 年 8 月が最後であり、訪問しても子のみの対応となっている。

（事例 4）

当該事案の経過記録によると、納付の実績が確認できず、平成 22 年 9 期分まで不納欠損となっている。平成 16 年 9 月に訪問催告するも親族が対応し、滞納者本人とは接触がない。財産調査によって、執行停止予定とされている。

事例 3 においては、滞納者に、納付相談の意思がないといえるため、滞納処分の検討を行う必要がある。

事例 4 においては、滞納者本人と接触なしに、執行停止とならないように留意する必要がある。

事例 3、事例 4 とともに、滞納者と接触できていないが、滞納整理の次のステージに進むためにも、滞納者との接触を図る必要がある。

ウ) 滞納繰越分の管理について（監査の意見）

国民健康保険料等の債権管理においては、現年度分を優先徴収する方針により取組まれているところである。具体的には、現年度分の新規滞納が発生した場合は、保険料納付コールセンターにおいて電話による早期の納付勧奨を行うことで、完納に導く。また、滞納繰越分がある滞納者に新規滞納が発生した場合は、累積滞納とならないよう、訪問により資金繰り計画などきめ細やかな納付指導を実施し、現年度分については、納期内納付に導くこととしている。

この方針は、各債権の担当者の割り振りにも表れている。滞納整理システムには、各債権の担当者名が示されているが、滞納繰越分があるが現年度分に滞納がない事案については、担当者名が「―」となっており、明確な担当者が割り振られていない。

収納率の向上や新規滞納の防止の観点からは、現年度分を優先徴収することは理解できるが、滞納繰越分のみの滞納者への督促等が疎かになるため、滞納繰越分の圧縮につながらない。

したがって、滞納繰越分のみの滞納者に対しても、担当者を割り振り、滞納管理を行う必要がある。

(3) 保育所保育料

① 概要

ア) 債権の概要

名称	保育所保育料	
所管課（室）	こども未来部 保育幼稚園室	
債権の種類	強制徴収公債権	
根拠法令	児童福祉法	
時効期間	5年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	1,458,897千円
	収入済額	1,292,527千円
	不納欠損額	7,096千円
	収入未済額	159,274千円
徴収方法	口座振替、納付書	
債権管理事務担当部署の人員数	・保育幼稚園室 入所チーム 常勤職員6人（うち当該事務専従職員0人） その他職員6人（うち当該事務専従職員2人）	
債権管理システム	児童福祉総合システム	

イ) 制度の概要

児童福祉法第24条において、市町村は、保護者の労働や疾病等の理由により、その監護すべき乳幼児が保育に欠ける要件に該当する場合には、保護者からの申込みにより、保育所にて保育を実施しなければならないとされている。

様々な保育施設のうち、厚生労働省の定める保育士の数や保育室の広さ等の基準を満たし、都道府県知事等の設置認可を受けたものが、児童福祉法上の保育所に該当し、認可保育所と呼ばれる。

認可保育所には、市町村が設置する公立保育所の他、児童福祉法に基づき、社会福祉法人等が設置する民間保育所がある。いずれも厚生労働省の基準を満たしたものであり、その保育料は、公立保育所及び民間保育所の如何を問わず、同一の基準に基づき決定される。また、入所の選考手続や保護者（扶養義務者）からの保育所保育料（以下「保育料」という。）の徴収業務等についても、公立保育所と民間保育所との間に差はなく、いずれも市町村が行うこととなる。

平成 25 年 4 月 1 日現在、豊中市内には、豊中市が設置運営する公立保育所が 19 箇所（定員 2,245 人）、社会福祉法人等が設置運営する民間保育所（私立認定保育所を除く）が 30 箇所（定員 2,233 人）設置されており、合わせて 49 箇所（定員 4,478 人）が設置運営されている。各施設に在籍している児童の保育料については、豊中市の歳入となるものであり、豊中市が保護者（扶養義務者）より直接徴収する。

なお、上記以外にも、乳幼児を保育することを目的とした施設として、豊中市内には、認可外保育施設（家庭保育所を含む。）及び私立認定保育所（認定こども園）が存在するが、いずれも、保育料は各施設の収入となるものであり、豊中市の債権管理の対象となるものではない。

表 42 保育所の設置数及び定員

区分	設置数	定員（人）
公立保育所	19	2,245
民間保育所（私立認定保育所を除く）	30	2,233
合計	49	4,478

保育料は、児童福祉法第 56 条第 3 項において、入所児童の扶養義務者から、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、対象児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」とされている。

これを受けて豊中市では、保育の実施に関する条例施行規則第 9 条において、入所児童の扶養義務者から費用を徴収することを定め、同規則第 10 条において、保育の実施開始時及び毎年度当初に、課税状況証明書に基づき入所児童の扶養義務者について階層区分の認定を行い、徴収金の額を決定するとしている。

具体的には、入所児童の扶養義務者の前年分の所得税額の合計額（所得税が非課税の場合は、前年度の市民税額）に応じた階層区分ごとに、入所児童の年齢に応じた保育料が決定される。平成 24 年度における、保護者負担額表（月額）は表 43 のとおりである。

表 43 平成 24 年度保護者負担額表（月額）

（単位：円）

児童の属する世帯の階層区分			公立・民間保育所保育料		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）		0	0	0
B 階層	A 階層及び D 階層を除き 前年度分の市民税非課税世帯		1,500 (800)	1,500 (800)	1,500 (800)
C 階層	1	A 階層及び D 階層を除き 前年度分の市民税非課税世帯であって、 その市民税の額の区分が右欄の区分に 該当する世帯	均等割額のみ課税世帯 8,100 (4,100)	6,600 (3,300)	6,600 (3,300)
	2		所得割額課税世帯 9,600 (4,800)	8,400 (4,200)	8,400 (4,200)
D 階層	1	A 階層を除き前年分の 所得税課税世帯であって、その所得税の 額の区分が右欄の区分に該当する世帯	40,000 円未満 19,400 (9,700)	18,400 (9,200)	18,000 (9,000)
	2		40,000 円以上 45,000 円未満 28,000 (14,000)	25,900 (13,000)	24,600 (12,300)
	3		45,000 円以上 84,000 円未満 33,000 (16,500)	32,900 (16,500)	30,300 (15,200)
	4		84,000 円以上 103,000 円未満 37,700 (18,900)	37,000 (18,500)	32,000 (16,000)
	5		103,000 円以上 413,000 円未満 45,900 (23,000)	37,000 (18,500)	32,000 (16,000)
	6		413,000 円以上 734,000 円未満 57,700 (28,900)	37,000 (18,500)	32,000 (16,000)
	7		734,000 円以上 78,000 (39,000)	37,000 (18,500)	32,000 (16,000)

（注 1）同一世帯から 2 人以上同時に保育所、幼稚園、認定こども園、障害児通園施設に入所（園）又は利用している場合、保育料は、年齢の高い児童の順に 2 人目は、半額《上記保護者負担表の（ ）内の額》、3 人目以降は、無料となる。

（注 2）B 階層のうち、「ひとり親世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」等については、無料となる。なお、祖父母との同居で保護者の収入が一定の水準を超えない場合、祖父母の所得税額等により決定する場合がある。

ウ) 収入未済額等の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの収入未済額等の推移は表 44 のとおりである。

表 44 保育料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
調定額	1,176,818	166,979	1,343,797	1,231,972	169,721	1,401,693	1,294,602	164,295	1,458,897
収入済額	1,145,706	20,374	1,166,081	1,205,822	23,369	1,229,192	1,266,090	26,436	1,292,527
不納欠損額	-	7,995	7,995	-	8,206	8,206	-	7,096	7,096
収入未済額	31,111	138,609	169,721	26,149	138,145	164,295	28,511	130,762	159,274
収納率	97.4%	12.2%	86.8%	97.9%	13.8%	87.7%	97.8%	16.1%	88.6%
不納欠損率	0.0%	4.8%	0.6%	0.0%	4.8%	0.6%	0.0%	4.3%	0.5%

収納率は上昇傾向にあり、平成 24 年度の収納率は平成 22 年度と比べて 1.8 ポイント上昇している。収納率を現年度分と滞納繰越分に区分すると、現年度分は 0.4 ポイント、滞納繰越分は 3.9 ポイント上昇しており、主に滞納繰越分の回収状況の改善が合計の収納率の向上につながっているといえる。

エ) 不納欠損の状況

保育料は強制徴収公債権に該当し、時効期間（5 年）を経過すると債務者が時効を援用しなくても債権が消滅することから、該当する債権については、決算上も不納欠損処理を行う。平成 24 年度における不納欠損処理の内訳は、表 45 のとおりである。

このうち、「財産なし」とは、財産がないまま 5 年を経過したものを指し、「所在不明及び財産不明」とは、滞納者が住民登録上の住所に居住していない等、その住所が不明のまま 5 年を経過したものを指す。平成 24 年度の不納欠損処理対象者の約 6 割が「財産なし」に、約 4 割が「所在不明及び財産不明」に該当する。

表 45 平成 24 年度不納欠損処理の内訳

(単位：円)

発生年度	欠損理由				合計	
	財産なし		所在及び財産不明			
平成 11 年度	2 件	183,000	0 件	0	2 件	183,000
平成 12 年度	4 件	406,400	0 件	0	4 件	406,400
平成 13 年度	4 件	521,300	0 件	0	4 件	521,300
平成 14 年度	2 件	238,000	3 件	503,500	5 件	741,500
平成 15 年度	4 件	478,200	2 件	426,400	6 件	904,600
平成 16 年度	2 件	73,200	6 件	236,800	8 件	310,000
平成 17 年度	5 件	326,850	6 件	573,700	11 件	900,550
平成 18 年度	11 件	541,750	7 件	247,900	18 件	789,650
平成 19 年度	23 件	1,595,400	19 件	743,700	42 件	2,339,100
合計	57 件	4,364,100	43 件	2,732,000	100 件	7,096,100

オ) 保育料の債権管理に関する事務分掌

平成 21 年度より、保育料の債権管理に関する事務は、豊中市事務分掌規則において、滞納処分に関すること及び引継ぎを受けた保育料の徴収に関することは債権管理室が所掌し、債権管理室に属するものを除く保育料の調定及び徴収に関することは保育幼稚園室が所掌することとされている。

このため、保育料に関する調定、不納欠損処理、収納管理及び債権管理室に移管していない未納保育料に関する納付交渉等は保育幼稚園室にて行い、未納保育料に係る債権のうち、一定の基準に合致するものについては債権管理室に管理を移管し、債権管理室において財産調査や差押え等の滞納処分を行う。

移管基準は「1 世帯あたり滞納額 100,000 円以上又は難件事案」としており、滞納額が高額かつ未処理の事案を優先的に移管することとしている。平成 22 年度から平成 24 年度において移管した債権額及び件数は表 46 のとおりである。

表 46 債権管理室へ移管した債権額及び件数

(単位：円)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
債権額	23,440,650	23,676,250	14,029,650
件数	55 件	64 件	48 件

カ) 徴収事務の概要

保育料は 1 ヶ月単位にて発生し、毎月、当該月の保育料に係る調定を行う。納付方法は、原則、口座振替による方法と納入済通知書兼領収書（以下「納付書」という。）による方法とされており、豊中市としては、納付の確実性から、口座振替による方法を推奨している。

ただし、納付書での納付が困難な場合（市外転出者等、豊中市指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付することが困難な場合）等には、ゆうちょ銀行の現金自動預け払い機（ATM）からの納付が可能な払込取扱票による納付も可能としている。

1) 通常の納付の流れ

扶養義務者が口座振替を希望する場合、口座振替日（毎月 26 日）の 5 営業日前に、保育幼稚園室より振替情報を登録したフロッピーディスクを各金融機関に引き渡し、口座振替の実行を依頼する。また、振替日の 3 営業日後に、口座振替結果が登録されたフロッピーディスクの返却を受ける。

なお、口座振替による入金を確認できた者のうち、希望者に対しては、口座振替済通知書を、保育所を通して手交する。

一方、扶養義務者が納付書若しくは払込取扱票による納付を希望する場合、当月の 11 日頃に納付書を発行し、保育所を通して、扶養義務者等に対して手交する。この場合の納期限は、口座振替日と同日（毎月 26 日）である。

2) 納付が確認できない場合

口座振替による入金を確認できなかった者及び納期限までの納付がなされなかった者に対しては、翌月の 15 日付けにて督促状兼領収書（納付書）を郵送する。

督促状兼領収書（納付書）を郵送してもなお、納付がなされない場合、保育幼稚園室に所属する徴収員が、扶養義務者に対して電話連絡及び戸別訪問等を行い、催告、納付交渉及び徴収を行っている。その際の経過については、児童福祉総合システム上に折衝記録として記録する。また、納付交渉の過程で分割納付を認める場合があり、保育幼稚園室では、所定の「分納申請書」及び「未納保育料債務の承認及び納付確約書」等の提出を受け、承認を行うこととされている。

これ以外に、特別徴収と称し、毎年度 1 回から 2 回程度、保育幼稚園室職員による戸別訪問による徴収を実施している。平成 24 年度においては、平成 24 年 7 月 15 日（日）に職員 18 人にて、約 300 人を対象として実施している。

3) 未納保育料に対する滞納処分

保育料に対する滞納処分は、すべて債権管理室にて行われる。

保育幼稚園室から移管を受けた未納保育料に係る債権については、移管時において、全件、財産調査を行う。財産調査においては、滞納者の金融機関における預貯金や借入金の有無、生命保険契約の有無、不動産の保有状況や担保物権の状況、勤務先における給与の支給状況、年金の支給状況、確定申告書の閲覧等を行い、滞納者の納付能力や、所有する財産の換価価値を把握している。

その後、必要に応じて差押え等の滞納処分を行う。平成 24 年度における差押えの状況は、表 47 のとおりである。20 人の滞納者に対して総額 12,024,050 円の差押えを執行しているが、納付を勧奨することを優先しており、即座に公売による換価を行っていない。結果、差押えを行った滞納者 20 人のうち、9 人から 1,972,653 円の納付がなされている状況である。

なお、債権管理室においては、児童福祉総合システムのパソコン端末が備え付けられておらず、閲覧や登録ができないことから、滞納者との折衝記録や収納状況等については、別途、エクセルにて管理している。

表 47 平成 24 年度における差押えの状況

(単位：人・円)

差押財産	差押え執行額		収入済額	
	人員	金額	人員	金額
動産	0	0	0	0
債権	8	3,813,950	8	1,722,653
電話加入権	0	0	0	0
不動産	12	8,210,100	1	250,000
その他	0	0	0	0
合計	20	12,024,050	9	1,972,653

(注) 差押え執行額は、平成 24 年度中に執行したものの。
収入済額は、平成 24 年 4 月以降の収入額。

② 監査の結果及び意見

ア) 賦課決定の対象者の取扱いについて (監査の意見)

現状、保育所への入所申込書の保護者欄に記載した者に対して、保育料の賦課決定を行っている。一般的に、世帯主の配偶者(妻)が書類を作成することが多いため、世帯主の方が配偶者(妻)よりも所得が多いにもかかわらず、保育料の賦課決定は世帯主の配偶者(妻)に対してなされることがある。保育料の納付が適切になされている限りは問題ないが、滞納が生じた場合、滞納処分は賦課決定を行った者に対してしか行うことができないため、問題となる。

一方、平成 24 年 6 月以降、保育料は扶養義務者全員の連帯債務であり、児童福祉法第 56 条第 10 項及び地税法第 17 条の 5 第 3 項により、保育料の扶養義務者に対する遡及的な賦課決定処分は可能であるとの判断から、所得の低い配偶者(妻)に対して賦課決定を行ってきた事例については、必要に応じて、世帯主に対して遡及的に賦課決定を行うようになったところである。

このように遡及的な賦課決定を行うようになったとはいえ、事後的な対応とならざるを得ず、当初より、所得の多い者に対して賦課決定を行うことにより問題は回避できる。このため、入所申込書の保護者欄には、世帯主等、所得の高い者の氏名を記載する運用等を検討することが必要である。

イ) 時効の管理方法について（監査の意見）

時効は請求、差押え（仮差押え又は仮処分を含む。）及び承認によって中断し、新たに時効中断日の翌日から時効期間が進行することとなる。例えば、保育料の場合、分割納付の申請がなされた場合には、同時に「未納保育料債務の承認及び納付確約書」を徴取しており、この時点において時効が中断する。

現在、保育幼稚園室にて使用している児童福祉総合システム上では、時効の起算点を管理する機能がなく、どの未納保育料が時効の完成に近づいているかは、折衝記録上の分納申請書を受領した旨等の記載により、債権ごとに判断せざるを得ない状況である。数多くの未納保育料の時効管理を適切に行うためには、今後、時効の起算点について、折衝記録上に統一的に明示するよう、運用方法を検討することが望ましい。例えば、現状、あまり使用されていない折衝記録の「回答」欄にその旨を記載すること等が考えられる。

また、将来的に児童福祉総合システムを更新する場合には、時効の起算点を登録し、時効までの期間に応じて債権を抽出できる機能を付加する等、時効管理を効率的に行うことができる方策を検討することが望ましい。

ウ) 収支申立書の確実な徴取について（監査の結果）

滞納者との納付交渉に際しては、滞納者の納付意思や収入状況を確認するとともに、その財産状況を把握する必要がある。これらは、分割納付の承認を含む納付交渉の基礎となる情報であり、公平な保育料の徴収を図る意味でも、できる限り、確実な情報の入手を図る必要がある。

この点、平成23年7月に債権管理室が作成した「豊中市債権管理マニュアル」においては、生活困窮のために一括納付が困難であるとして、少額分納の申請を受けた場合には、所定の収支申立書により、収支、財産額及びその根拠資料を提出させることとされており、保育幼稚園室においては、原則、24ヶ月以上の分割納付を認める場合には提出を求めているとのことである。

しかし、滞納者に係る収支申立書等の徴取状況を確認したところ、収支申立書の提出は受けているものの、資産額等の記載欄が

空欄のままであり、その根拠となる預金通帳の写し等の添付もなされていないものがあった。

保育料の場合、児童が保育所に在籍中であれば、毎年度の保育料を決定するために、各世帯における前年分の源泉徴収票や確定申告書の控え等の提出を受けており、一定の収支の状況は把握できる。しかし、これらは特定の年度における収支の状況等を表すものであり、滞納者の資産や債務の状況を確認できるものではない。加えて、退所等により、児童が保育所に在籍していない場合には、源泉徴収票等の提出もなされない。

現実には、分割納付の申請時以外には、財産や収支の状況について、滞納者より説明を求める機会は少ないことから、収支申立書において、滞納者の財産の状況等が十分に把握できない場合、財産状況等の把握は、徴収員による滞納者へのヒアリングによることになる。

滞納者へのヒアリングにより得られた財産や収支の状況に関する情報に基づいて分割納付を認めることは、保育料の徴収業務の公平性を害するおそれがある。

確かに、収支申立書の提出及び根拠資料の添付に強制力はなく、滞納者の協力が前提であるものの、今後、保育料の分割納付を承認する際の要件とする等、収支申立書の徴取を徹底する必要がある。併せて、収支の状況に限らず、資産や債務の状況に関する網羅的な記載とともに、預金通帳の写し等、根拠資料の提示についても求める必要がある。

エ) 速やかな滞納処分の実施について（監査の意見）

滞納者の中から任意に抽出し詳細を検討した事案の中に、平成22年12月に債権管理室に移管後、財産調査によって新たに不動産の所有が確認できたものがある。当該事案においては、不動産の差押えに着手するため、平成23年3月に差押予告書を発送したものの、その1ヶ月程前の平成23年2月に当該不動産が既に売却されてしまっていた。このため、結果的に債権の回収ができないまま、平成23年7月に執行停止となっている。

滞納自体は平成15年度分の保育料から始まり、平成19年度分までに150万円程度の滞納額が積み上がっていたものである。こ

のため、早期に財産調査及び滞納処分を行ってれば、一定程度の回収が可能であったことを否定できない。

平成 21 年度より開始された債権管理室への移管前に発生した事案であるが、未納保育料の効果的な回収のためには、早期の財産調査とこれに基づく速やかな滞納処分が必須であることを示している。

今後、保育幼稚園室の納付相談や収支申立書の徴取等において不動産等の財産の保有の兆候を把握した場合には、速やかに債権管理室と連携し、必要な場合には、随時、債権管理室に移管し、財産調査を含む滞納処分を速やかに行うことが必要である。

オ) 債権管理室への移管基準等の見直しについて（監査の意見）

豊中市事務分掌規則上、債権管理室は保育料の滞納処分及び引継ぎを受けた保育料の徴収を行い、保育幼稚園室はこれ以外の保育料の調定及び徴収に関する事務を行うこととされている。このため、債権管理室に移管された債権については、財産調査や所在調査を実施の上、滞納処分を行うとともに、滞納処分できる財産がないこと等が確認された場合には、執行停止の対応を取っている。

一方、保育幼稚園室の分掌事務には滞納処分が含まれていないことから、財産調査は行われておらず、執行停止も行われていない。平成 24 年度における、保育幼稚園室から債権管理室への移管基準は「1 世帯あたり滞納額 100,000 円以上又は難件事案」とされているが、この基準に該当せず保育幼稚園室の管理とされている債権の中にも、本来は執行停止の対象とすべき事案が含まれている可能性がある。

現在、私債権等については、債権放棄を行うにあたっての各所管課（室）における債務者の所在調査や財産調査の実施対象範囲等について、債権管理室において整理が行われているところであるが、強制徴収公債権である保育所保育料については、少なくとも、これと同程度の管理水準が求められるものと考えられる。今後、移管基準に関して、私債権等における財産調査の実施対象範囲と整合性を図ることが必要である。

カ) 保育幼稚園室における徴収体制について（監査の意見）

現在、保育幼稚園室には徴収員が2人配置されており、滞納者に対する納付交渉、催告及び徴収の業務を担っている。徴収員の業務記録である「訪問記録」によれば、平成23年度、平成24年度及び平成25年度（4月から7月）における滞納者への戸別訪問件数は表48のとおりである。

平成23年度には、2人合わせて1ヶ月平均20件程度の戸別訪問が実施されていたが、平成24年度には1ヶ月平均で9件程度の水準まで激減している。保育幼稚園室によれば、平成24年度は、児童福祉総合システムの稼働に向けた事務負担が発生したこと、徴収員のうち1人について新規に発生した現年度分の督促及び催告業務に注力させるようにしたこと等によるとのことである。

また、これまでに土日の戸別訪問はほとんど実施されておらず、一部、平日の夕刻に実施されている場合もあるが、ほとんどが日中の戸別訪問となっている。

表 48 平成24年度における戸別訪問件数

年度	徴収員 A	徴収員 B	合計
平成23年度	133	117	250
平成24年度	101	4	105
平成25年度	26	0	26

（注）平成25年度は、4月から7月までの4ヶ月間。

徴収員は滞納者の戸別訪問のみを実施する訳ではないが、1ヶ月平均で10件の戸別訪問も実施できておらず、滞納者への催告や納付相談にまで十分な時間を割くことができていない状況にかんがみると、滞納繰越分を含めた徴収業務を、十分に実施できているのか疑問がある。

滞納処分に関する業務を除いたとしても、保育料の徴収業務は、本来、毎月の収納管理にとどまらず、電話での催告や面談による納付相談等を通して、滞納者の財産及び収入の状況等の情報を引き出すとともに、分割納付等の選択肢を提示しながら、滞納者の納付意思を高め徴収につなげることを含む、専門性の高い業務といえる。また、滞納処分に関する業務は債権管理室の分掌事務で

あるとはいえ、その前段階を担う徴収員は、債権管理室との密接な連携が不可欠であり、そのためには財産調査や差押えを始めとする滞納処分に関する一定の知識も必要となる。

現在、このような重要な役割を、1年ごとに契約期間を更新する雇用形態である一般職非常勤職員2人に担わせているが、徴収に係る専門知識やノウハウの蓄積及び継承のためには、将来的に、徴収担当の常勤職員の配置及び育成を検討する必要がある。

キ) 様々な滞納抑制策の検討について（監査の意見）

児童福祉法上、保護者が労働、疾病等により児童を保育することができない場合に、市町村は、その児童を保育しなければならないこととなっていることから、仮に保護者（扶養義務者）が保育料を滞納していたとしても、当該児童を強制的に退所させることはできないとするのが厚生労働省の見解である。このため、たとえ、一定の所得や財産を有し、支払能力がありながら滞納を続けている場合であっても、児童を強制的に退去させることはできず、財産の差押え等の滞納処分による対応をとることとなる。

しかし、滞納処分は滞納保育料の回収が主目的であり、悪質な滞納者に対する牽制として一定の効果は有するものの、その執行には限りがある。このため、他の自治体においては、滞納処分以外に保育料の滞納抑制策となり得る方策を実施している団体もある。

例えば、大阪市においては、「大阪市保育所入所に関する事務取扱要綱」において、保育所の入所選考時において、同一点数で並んだ入所希望者の順位付けをする際の一事項として、「過去3カ月分以上保育料の滞納がないこと。」を挙げている。また、茨木市においては、保育料の滞納者に対して、連帯保証人付きの保証書の提出を求めているが、人的担保としての意義以外にも、一定の滞納抑制の効果があるものと推測される。

滞納処分以外の滞納抑制策は、児童福祉法の趣旨から、児童の処遇に対してどれだけ不利益を与えることが許容されるか議論の分かれる所であるが、滞納抑制策を検討し試行すること自体は否定されるものではない。

現在、豊中市においては、滞納処分以外に、保育料の滞納者が特段の不利益を受ける制度はないが、今後、徴収や滞納処分の適

切な実施と併せて、滞納処分以外の滞納抑制策についても、他の自治体の事例や法制度上の課題等を整理した上で、その導入の適否を検討することが望ましい。

(4) 生活保護法第 63 条に基づく返還金
 ・生活保護法第 78 条に基づく徴収金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	生活保護法第 63 条に基づく返還金		
所管課 (室)	健康福祉部 福祉事務所		
債権の種類	非強制徴収公債権		
根拠法令	生活保護法		
時効期間	5 年		
平成 24 年度 における調定 額、収入済額、 不納欠損額、 収入未済額	調定額		136,075 千円
	収入済額		98,789 千円
	不納欠損額		—
	収入未済額		37,286 千円
徴収方法	納付書		
債権管理事務 担当部署の 人員数	・福祉事務所 企画グループ 常勤職員 5 人 (うち当該事務専従職員 0 人) その他職員 7 人 (うち当該事務専従職員 0 人)		
債権管理 システム	債権管理システム、エクセル台帳、紙台帳により 管理		

名称	生活保護法第 78 条に基づく徴収金		
所管課 (室)	健康福祉部 福祉事務所		
債権の種類	非強制徴収公債権		
根拠法令	生活保護法		
時効期間	5 年		
平成 24 年度 における調定 額、収入済額、 不納欠損額、 収入未済額	調定額		341,325 千円
	収入済額		27,287 千円
	不納欠損額		—
	収入未済額		314,038 千円
徴収方法	納付書		
債権管理事務 担当部署の 人員数	・福祉事務所 企画グループ 常勤職員 5 人 (うち当該事務専従職員 0 人) その他職員 7 人 (うち当該事務専従職員 0 人)		
債権管理 システム	債権管理システム、エクセル台帳、紙台帳により 管理		

イ) 制度の概要

1) 生活保護法第 63 条に基づく返還金

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（生活保護法第 63 条）。

返還額は原則として全額とすべきであるが、全額を返還額とすることが自立を著しく阻害すると認められる場合、「生活保護法による保護の実施要領について（厚生事務次官通知 最終改正平成 25 年 7 月 1 日）」、「生活保護法による保護の実施要領について（厚生省社会局長通知 最終改正平成 25 年 7 月 1 日）」に定める範囲を控除して差支えない。

2) 生活保護法第 78 条に基づく徴収金

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（生活保護法第 78 条）。

これは、被保護者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため保護費の不当な支給が行われた場合に適用される条項であり、損害追徴としての性格を有し、徴収額の決定にあたり、相手方の資力が考慮されるというものではない。

ウ) 収入未済額等の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの生活保護法第 63 条に基づく返還金（以下「法 63 条返還金」という。）及び生活保護法第 78 条に基づく徴収金（以下「法 78 条徴収金」という。）の収入未済額等の推移は表 49 及び表 50 のとおりである。

表 49 法 63 条返還金の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	55,738	68,761	136,075
収入済額	45,131	52,220	98,789
不納欠損額	—	—	—
収入未済額	10,606	16,541	37,286
収納率	81.0%	75.9%	72.6%
不納欠損率	—	—	—

表 50 法 78 条徴収金の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	248,544	304,121	341,325
収入済額	36,393	36,031	27,287
不納欠損額	—	—	—
収入未済額	212,151	268,090	314,038
収納率	14.6%	11.8%	8.0%
不納欠損率	—	—	—

法 63 条返還金及び法 78 条徴収金（以下、併せて「生活保護費返還金」という。）は、調定額が増加傾向にあることや昨今の経済環境から、ともに収納率が下落傾向にある。調定額が増加傾向にある要因としては、年金の受給資格調査の実施により、年金が遡及受給となったこと等があげられる。年金が遡及受給となった結果、生活保護費の法 63 条返還金又は遡及受給不申告による法 78 条徴収金が発生する。

エ) 徴収事務の概要

生活保護費返還金が決定されると、徴収事務が開始される。徴収事務は、平成 24 年度までは、企画グループの分掌であったが、平成 25 年度からは、制度適正化推進チーム制度適正化推進グル

ープを新設し、債権管理担当者を2人増員し、債権管理体制を強化している。

なお、生活保護受給中の滞納者に対する納付交渉等の徴収事務は、ケースワーカーが実施しており、制度適正化推進グループは、生活保護が廃止となった滞納者に対する徴収事務を行っている。ただし、制度適正化推進グループにおいて、債権全体を管理するために、年2回ケースワーカーに対して、督促状況票の作成を依頼し、その状況の把握に努めている。

② 監査の結果及び意見

ア) 規程類の整備について（監査の結果）

福祉事務所では、債権管理に関する規程やマニュアルがない。債権管理室が作成した「豊中市債権管理マニュアル」により、生活保護費返還金を管理しているとのことであるが、このマニュアルが作成されたのは平成23年7月であり、それまでの間は、生活保護費返還金の管理に関する規程類が存在しなかったこととなる。

例えば、従来から紙台帳「生活保護費63条（費用返還）償還金収納台帳」及び「生活保護費78条（費用徴収）償還金収納台帳」を使用しているが、この台帳の様式等の定めについては存在しない。分納の場合に作成している返済計画書についても様式の定めはない。

また、「豊中市債権管理マニュアル」は市債権に関する全般的なマニュアルであるから、生活保護費返還金の管理に特有の事項や具体的な取扱い等については、規程類を整備し、統一的な対応をとる必要がある。

生活保護費返還金に特有の事項として、現在、生活保護受給中の滞納者に対しては、ケースワーカーが、生活保護が廃止となった滞納者に対しては、制度適正化推進グループが納付交渉等を行っている。しかし、情報共有の観点から、両者の連携が不十分である事例が見受けられた。例えば、ケースワーカーに対し、年2回、督促状況票による状況報告を求めているが、督促状況票が回収できていない事案も散見された。また、交渉記録について、紙台帳のほか、ケースワーカーのケース記録に記載されているものもあるが、その記録が督促状況票に反映されていない事案も散見

された。ケースワーカーから制度適正化推進グループへの状況報告等、情報共有に関する取扱いも整理する必要がある。

イ) システムの債権管理機能の活用について（監査の結果）

債権管理台帳については、ア) で述べた紙台帳のほか、生活保護システム内の債権管理機能とエクセルで作成している台帳が併存している。システム台帳とエクセル台帳は、主に収納状況の管理に用いられており、紙台帳は、収納状況の管理のほか、納付書発送や交渉経過などの記録に用いられている。

各台帳は、債権ごとに作成管理されているため、例えば法 63 条返還金と法 78 条徴収金の双方の債権がある滞納者について、別個の管理をすることとなる。この結果、同一人に対する交渉記録等に一覧性がなく、法 63 条返還金は残っているものの、法 78 条徴収金は完納となったため、法 78 条徴収金の紙台帳は破棄している事例があった。双方の債権管理に有用な情報となる交渉記録等もあるであろうことから、引き継ぐべき情報等に留意する必要がある。

したがって、現在使用されていないが、システムには名寄せ機能もあることから、当該機能を活用し、紙台帳の編綴を債務者ごとにするなど、一元的な管理を行う必要がある。

ウ) 台帳間の整合性の確保について（監査の意見）

紙台帳では、収納予定と収納状況についての記載箇所はあるが、債権残高については記載されていない。債権残高については、システム台帳又はエクセル台帳により把握することとなる。債権管理事務の煩雑さを軽減するためには、台帳を統一化することが望ましいが、システム上の問題もあり、現状においては早急な対応は難しい。

したがって、現段階においては、台帳間の整合性を確保する必要がある。整合性を確保するためには、紙台帳に債権残高の記載項目を設けるなど、各台帳における記載項目の整理を行う必要がある。

また、紙台帳の収納予定と収納状況の記載が適切になされていない。収納の都度、適時に記載内容を更新する必要がある。

エ) 紙台帳の作成について（監査の結果）

平成 25 年 6 月に返還金が決定されたが、当年度発生債権であるため、紙台帳の作成対象外とされている事例があった。当該事案は、納付交渉を行い、履行延期の申請予定であり、今後長期にわたり債権管理することとなる。

したがって、債権管理を適切に行うために、納付交渉の記録先となる紙台帳は、作成すべきである。

オ) 督促について（監査の結果）

豊中市財務規則第 35 条により、納期限後 20 日以内に督促状による督促を行わなければならないが、対応が不十分である。

平成 24 年度については、督促状を年 1 回送付しているが、納期限後 20 日以内に送付されていないこととなる。また、督促状を送付する対象者について、保護廃止中の滞納者に限定しており、生活保護受給中の滞納者に対しては、ケースワーカーからの口頭による督促としている。すべての滞納者に対して、督促状を送付する必要がある。

カ) 納付交渉の徹底について（監査の結果）

紙台帳の裏面には、文書督促・納付書発送状況と処理顛末事項を記載する欄がある。しかし、“納付書発行”との記載のみであるものが多く、納付交渉の記録は記載されていない。

これまで、納付書発行以外の滞納整理事務がほとんど行われていなかったといえる。したがって、今後は「豊中市債権管理マニュアル」に従った納付交渉を徹底して行う必要がある。

なお、納付交渉を行うにあたっては、以下の点について留意する必要がある。

1) 納付交渉の早期実施について

平成 24 年 2 月に返還金が決定されたが、平成 25 年 7 月に電話催告するまで、督促状の送付を含めて納付交渉を行っていない事例があった。同 7 月に滞納者と接触するも、納付が困難な事案となっている。返還金決定後、速やかに納付交渉に着手するべきである。

また、平成 19 年 1 月に返還金が決定されたが、平成 23 年 9 月に督促状を送付するまで、納付交渉を行っていない事例があった。その後、平成 25 年 7 月に履行延期の承認となり、納付に向けて取組んではいるが、返還金決定後、速やかに納付交渉に着手していれば、早期に回収が進んだ可能性がある。

返還金の回収可能性を高めるために、納付交渉は、速やかに実施する必要がある。

2) 継続的な納付交渉について

平成 23 年 10 月までは分納が履行されていたが、それ以後納付がない事例があった。

ケース記録には、監査時点（平成 25 年 8 月）において、平成 23 年 10 月以降の債権に関する記録はなかった。また、督促状況票も保管されていなかった。

納付が滞らないように、継続的な納付交渉を行う必要がある。

キ) 不納欠損処理について（監査の結果）

生活保護費返還金は、公債権であるため、5 年の時効が完成した場合には不納欠損処理を行わなければならない。しかし、これまで、不納欠損処理は行われていない。

すべての債権について、時効の完成時期を再確認し、不納欠損処理すべきものは処理する必要がある。また、時効の中断が可能な債権については、適切に時効の中断のための手続をとる必要がある。

ク) 現金管理について（監査の意見）

ケースワーカーが、返還金の回収により、被保護者から現金を預かる場合がある。福祉事務所経理グループが「現金の預かりについて」（平成 23 年 10 月）で、示しているとおり、預り金はあくまでも一時的にやむを得ず預かるものであり、保管が長期間にわたることがないように、迅速に処理しなければならない。

しかし、平成 25 年 7 月に預かった現金 828 千円が、監査時点（平成 25 年 8 月 23 日）において、分割納入するための調査等、事務処理の完了を待っていたため、約 1 ヶ月の間保管されたままであった。預り金の保管等は適切になされてはいたが、現金は紛

失のリスクもあるし、預り金のままでは、市の歳入とならず不安定な状態となる。

したがって、現金は保管が長期とならないように、速やかに市の歳入とすべきである。なお、当該現金は監査日に、納付書を発行し、市の歳入に組み入れた。

ケ) 履行延期申請の徹底について（監査の結果）

平成 24 年 9 月に分納について合意しているが、監査時点（平成 25 年 8 月）においても未だ履行延期の承認申請がなされていない事例があった。履行延期の承認申請書は、債務承認となり、時効の中断の効果も有する。したがって、履行延期申請の手続を徹底する必要がある。

また、返済計画書の記載誤りの確認、訂正が不十分な事案があった。返済計画書は適切に作成すべきである。

コ) 返還決定通知について（監査の結果）

平成 24 年 5 月に返還金決定の決裁を受けているが、返還金決定通知は、11 月となっている事例があった。6 ヶ月間にわたり、費消してしまう期間を与える結果となる。

返還金決定通知は、速やかに行う必要がある。

(5) 国民健康保険療養給付費返還金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	国民健康保険療養給付費返還金		
所管課（室）	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課		
債権の種類	非強制徴収公債権		
根拠法令	国民健康保険法		
時効期間	5年		
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額		18,032千円
	収入済額		5,315千円
	不納欠損額		220千円
	収入未済額		12,496千円
徴収方法	納付書		
債権管理事務担当部署の人員数	・保険給付課 審査係 常勤職員4人（うち当該事務専従職員1人） その他職員13人（うち当該事務専従職員1人）		
債権管理システム	平成24年度調定分まで、エクセル台帳、紙台帳により管理 平成25年度調定分から、エクセル台帳により管理		

イ) 制度の概要

国民健康保険療養給付費返還金とは、資格喪失後受診による医療費の返還請求金であり、民法上の不当利得に該当する。

社会保険加入や市外転出などの理由により、豊中市の国民健康保険の資格がなくなってもかかわらず、豊中市の国民健康保険証で医療機関等を受診した場合は、豊中市から医療機関等に医療費の給付分（7割から9割）が支払われてしまう。これは、他の医療保険者等が負担すべき医療費であるため、豊中市が負担すべきものではない。

したがって、豊中市が医療機関等へ支払った医療費は、給付を受けた者に返還請求を行うことになる。なお、返還を行った者は、受診時に加入している医療保険者等に改めて、療養費として申請することになる。

ウ) 収入未済額等の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの収入未済額等の推移は表 51 のとおりである。

表 51 国民健康保険療養給付費返還金の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	12,244	14,593	18,032
収入済額	2,997	5,498	5,315
不納欠損額	3,052	1,298	220
収入未済額	6,193	7,796	12,496
収納率	24.5%	37.7%	29.5%
不納欠損率	24.9%	8.9%	1.2%

(注) 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書における「(款) 諸収入(項) 雑入(目) 返納金(節) 返還金」の額である。収納率及び不納欠損率も当該額に基づく率である。

平成 24 年度の収入未済額は、12,496 千円となっているが、「平成 25 年度豊中市債権回収・整理計画(当初計画)」(33 ページ参照)においては、14,330 千円となっている。この差額 1,833 千円は、平成 24 年度の戻入未済額である。戻入未済額とは、現年度において支出した療養給付費について生じた返還金のうち、返還されなかった額である。戻入は、歳出のマイナスとして処理されるため、歳入歳出決算書においては、「(款) 保険給付費(項) 療養諸費(目) ○○療養給付費」に含まれており、収入未済額に含まれていない。

したがって、実質的な債権残高は、収入未済額と戻入未済額を合計したものとなる。表 52 は、平成 22 年度から平成 24 年度における実質的な債権残高を示したものである。

表 52 国民健康保険療養給付費返還金の実質的債権残高の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入未済額 (a)	6,193	7,796	12,496
戻入未済額 (b)	561	1,230	1,833
実質的債権残高 (a)+(b)	6,755	9,027	14,330

収入未済額、戻入未済額とも増加傾向にあり、実質的な債権残高は平成 24 年度で 14,330 千円となっている。債権残高が、増加傾向にある要因としては、短期間の就職を繰り返さざるを得ない市民が増加傾向にあることが考えられる。つまり、社会保険と国民健康保険の加入、脱退を短期間に繰り返すこととなるため、資格喪失後の受診につながりやすいことが要因として考えられる。

エ) 徴収事務の概要

毎月、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）のデータから、資格喪失後の受診があったものをエラーリストとして抽出している。このうち、医療機関等と請求先変更等の調整ができなかった分について、審査係が徴収事務を行うこととなる。

上記エラーリストを CSV ファイルに変換し、エクセル台帳を作成している。平成 24 年度までは、当該エクセル台帳のほか、紙台帳「不当利得にかかる調定兼収入整理簿」により、債権を管理していた。督促状等の送付日や納期限、経過記録等については、紙台帳に記載している。なお、平成 25 年度現年度調定分からは、当該エクセル台帳に、督促状発送日や経過記録を記載するメモ欄を設けることで、紙台帳の作成を省略し、エクセル台帳により一元管理している。

② 監査の結果及び意見

ア) 電話催告等の実施について（監査の結果）

任意に抽出した事案について、納付交渉が適切に行われているか等、債権管理の状況を検討した。

納入通知書、督促状、催告書といった文書については、適切な時期に発行されているものの、電話催告や訪問催告は行われていなかった。つまり、滞納者から問い合わせがあった場合にのみ、滞納者と納付交渉が行われている。

滞納を累積させないためには、初動対応が重要であるから、能動的に、電話催告等を実施する必要がある。初動対応としては、とよなか納税・納付コールセンターを活用した納付勧奨を行うことも有用である。

また、納付交渉により分納となった滞納者について、分納が途中で滞っているにもかかわらず、電話催告していない事案もあった。納付の意思があった滞納者であることを考慮すると、分納の履行が滞った時点で、納付相談を行い、状況を確認することで、未納の解消につながったと考えられる。このような観点からも、電話催告等は、適宜実施する必要がある。

(6) 児童扶養手当返還金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	児童扶養手当返還金		
所管課（室）	こども未来部 こども政策室		
債権の種類	非強制徴収公債権 ただし、不正利得の場合には強制徴収公債権		
根拠法令	児童扶養手当法		
時効期間	5年		
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額		20,432千円
	収入済額		2,634千円
	不納欠損額		－千円
	収入未済額		17,797千円
徴収方法	納付書		
債権管理事務担当部署の人員数	・こども政策室 支援グループ 常勤職員7人（うち当該事務専従職員0人） その他職員17人（うち当該事務専従職員0人）		
債権管理システム	紙台帳による管理		

イ) 制度の概要

児童扶養手当とは児童扶養手当法に基づく制度であり、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

支給要件を有する児童は、原則、以下のとおりである。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母がDVにより裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

児童扶養手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得(1月から6月までの間に請求する場合は、前々年の所得)によって、全部支給、一部支給、全部停止(支給なし)の別が定まる。また、支給年度は8月1日から翌年の7月31日までであり、毎年8月に現況届の提出を受け、児童の監護状況や前年の所得等を確認した上で、8月分以降の手当の額等を決定する。

児童扶養手当の額は表53、所得制限限度額については表54のとおりである。

表53 児童扶養手当の額(平成24年8月現在)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額41,430円	月額9,780円～41,420円
2人目	月額5,000円を加算	
3人目以降	一人増えるごとに月額3,000円を加算	

(注) 一部支給の額は、所得に応じて月額9,780円～41,420円(対象児童1人の場合)の間で、定められた算式により算定される。

表54 所得制限限度額

扶養親族等の数	請求者(父、母又は養育者)		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満
所得制限加算額	老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき10万円加算 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円加算		老人扶養親族1人につき6万円加算(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

(注1) 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円を加算する。

(注2) 所得額には養育費の8割相当額が含まれる。なお、養育費とは、児童を監護していない父又は母から、扶養義務を履行するための費用として、児童及びその児童を監護する母又は父が受け取った金品等をいう。

ウ) 児童扶養手当返還金の発生要因

児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当法第9条第1項、第10条又は第11条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは14日以内に児童扶養手当支給停止関係届を、また同法第4条に定める支給要件に該当しなくなったときは速やかに児童扶養手当資格喪失届を提出しなければならないこととされている。(児童扶養手当法施行規則第3条の2、第11条)

しかし、故意又は過失によりこれらの届出を提出しなかった場合には、資格喪失等の事由が発生した日から当該届出の提出までの間までに支払われた手当について、豊中市に対して返還する義務が生じる。

さらに、児童扶養手当は公的年金との併給が制限されているため、年金受給開始日の前日において児童扶養手当の受給資格は喪失することとなる。公的年金の請求においては、受給権が最大5年間遡及され決定されることもあり、児童扶養手当についても遡及して資格喪失となることがある。特に障害年金においては、初診日から1年6ヶ月経過した日において障害認定され、初診日に遡って年金の支給が決定されるため多額の返還金が発生することがある。

児童扶養手当返還金の発生事由としては、以下のような事案が想定される。

【主な児童扶養手当返還金の発生要因】

① 児童扶養手当を受給している父又は母が婚姻したとき。
婚姻関係には内縁関係にある者を含み、これが事後的に発覚した際には、婚姻関係にあった期間内に支給された児童扶養手当が返還対象となる。
② 遺族年金や障害年金といった公的年金の給付を受けることができるとき。
児童扶養手当の受給者や児童が遺族年金や障害年金といった公的年金の支給を受けることができる場合、児童扶養手当の受給資格を喪失することになるが、公的年金の場合、5年間の遡及請求が可能であることから、公的年金の支給が確定した場合には、当該期間と重複して支給された児童扶養手当が返還対象となる。
③ 所得制限限度額を超過したとき。
修正申告等により、基準年における、児童扶養手当受給者等の所得が所得制限限度額を超過したときには、本来の支給額を超過して支給された児童扶養手当が返還対象となる。
④ 児童が児童福祉施設に入所し、監護を要しなくなったとき。
児童が児童養護施設等の児童福祉施設に入所した際には、父、母又は養育者の監護対象ではなくなるため、入所期間中に支給された児童扶養手当が返還対象となる。

エ) 児童扶養手当返還金の債権としての性格

児童扶養手当法第23条において、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができることとされている。このため、不正利得による児童扶養手当返還金は強制徴収公債権に区分され、それ以外の児童扶養手当返還金は、非強制徴収公債権に区分される。

なお、こども政策室によれば、これまでに、不正利得の事例はないとのことであり、現在、豊中市が債権として管理している児童扶養手当返還金は、すべて非強制徴収公債権である。

オ) 収入未済額等の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの収入未済額等の推移は表 55 のとおりである。

表 55 児童扶養手当返還金の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調定額	9,952	15,689	20,432
収入済額	1,494	3,122	2,634
不納欠損額	—	—	—
収入未済額	8,458	12,566	17,797
収納率	15.0%	19.9%	12.9%

各年度における調定額と収入済額を、現年度分と滞納繰越分とに区分すると、表 56 のとおりである。

表 56 児童扶養手当返還金の現年度分と滞納繰越分の収納状況

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
現年度分			
調定額	6,269	7,231	8,058
収入済額	1,356	3,122	2,328
収納率	21.6%	43.2%	28.9%
滞納繰越分			
調定額	3,682	8,458	12,373
収入済額	137	—	305
収納率	3.7%	0.0%	2.5%

過去 3 年間ににおける滞納繰越分の収納率は 0.0% から 3.7% の低水準にとどまっていることに加え、不納欠損処理も行われていないことから、滞納繰越分の収入未済額は、年々、積み上がる状況にある。

カ) 徴収事務の概要

1) 通常の納付の流れ

児童扶養手当返還金の納付方法は、納付書による方法のみであり、児童扶養手当返還金の発生の都度、調定を行い、納付書を発行する。ただし、債務者に資力が乏しい場合や債権額が多額に上る場合が多いことから、複数年度にわたる分割納付を認めている場合が多く、その場合には、当該年度分の納付書のみを債務者に交付することとしている。

納期限は、原則、納付予定月の末日である。債務者からの豊中市の所定口座への入金を受け、手書きで作成している徴収台帳上にて返還金の消込み作業を行う。

なお、児童扶養手当の支給事務については、平成 24 年 8 月に稼働した児童福祉総合システムによっているが、児童扶養手当返還金の収納管理等に関しては、今後、段階的に児童福祉総合システムに移行することとしている。監査時点においては、関連情報の登録が完了していないことから、従前からの徴収台帳が使用されていた。また、児童扶養手当受給者等の所得が、全部支給の所得制限限度額を超過した場合であっても、一部支給の限度額の範囲内にとどまる場合には、受給資格自体は喪失せず、児童扶養手当返還金を相殺した上で、児童扶養手当の支給が継続されることとなる。この場合には、児童福祉総合システムに要返還額を登録しておくことで、自動的に要返還額を差し引いた額が支給額として算定される。

2) 納付が確認できない場合

豊中市財務規則第 35 条において、納期限までの納付がなされなかった者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状による督促を行うこととなっている。

また、督促状を発送してもなお、納付がなされない場合には、電話等による催告や納付交渉を行うこととなる。これらを含め、債務者と折衝した経過については、経過記録に記載し、徴収台帳とともに紙面にて保管することになる。

② 監査の結果及び意見

ア) 納付書の適時な交付について（監査の結果）

平成 24 年度に発生した児童扶養手当返還金の中に、平成 24 年度中は複数回の定額分納とし、残額は平成 25 年度以降に繰り越す形態の分割納付計画が策定されている事案があった。当該事案においては、平成 24 年度中の納付予定額については、分割納付計画に沿った全 8 通の納付書が債務者に対して交付されており、これに沿った返済が行われていた。しかし、その後、平成 25 年度分の分割納付計画書の作成が行われておらず、監査時点においても納付書の交付がなされていなかった。このため、平成 24 年度中は分割納付計画に沿った返済がなされてきたにもかかわらず、平成 25 年度に入ってから、結果として、返済は行われない状態となり滞納が継続している。

本件債務者との間において、どのような納付交渉がなされたのかは、記録がないため不明である。しかし、上記の事実関係をみる限り、債務者は分割での返済意思を有していたものの、豊中市側が、新年度における分割納付計画の策定を含む納付交渉を提起せず納付書も交付しなかったため、債務者の返済意思を阻害し、結果として滞納につながった可能性が高いものと考えられる。今後、速やかに債務者と連絡を取った上で納付交渉を行い、分割納付計画を策定し、返済を継続するよう求める必要がある。

また、それ以前の滞納事案においても、分割納付計画書が策定されている特定の年度においては、一定の返済がなされているものの、翌年度以降の分割納付計画が策定されておらず、結果として、未納となったまま現在に至る事案が散見される。債務者自身が分割納付計画の策定交渉に応じなかった可能性もあり、豊中市側の要因とは一概に断定できないが、少なくとも、豊中市側から納付交渉の提起や納付書の交付を行わないことにより、納付意思を阻害することはあってはならない。

今後、分割納付計画は単年度を対象にするのではなく、返済期間を通じた計画とするとともに、債務者の手元に納付書がなくなる事態を避けるよう、納付書を適時に交付する必要がある。

イ) 経過記録への記載事項の明確化について（監査の結果）

債務者と折衝した経過については、経過記録に記載することになっているが、以下の点で、記載内容に不備がある。

1) 督促及び納付交渉等に関する記録の不備

平成23年度及び平成24年度に納期限が到来しているものの未納であった児童扶養手当返還金に関しては、督促状の送付及び納付交渉等を行った記録がほとんど残っておらず、新たに納期限が到来した滞納者に対して督促等を行った事実が確認できない。

また、それ以前に納期限が到来している滞納児童扶養手当返還金についても、平成23年度及び平成24年度中に、滞納者に対して催告や納付交渉等を実施した記録が残っておらず、その事実が確認できない。加えて、経過記録上、「督促状を送付した」等の記録が残っているものがあるが、その一文のみの記載であり、納付期限を指定しその履行を催告する文書を送付したのか、債務者に到達したのか、債務者からはどういった反応があったのか等の記録が残されておらず、豊中市として、債権回収に向けてどのような努力を行ったか把握することが困難である。

2) 債務者の収入等の状況に関する記録の不備

経過記録に債務者の置かれた環境や収入・財産の状況等に関する情報が記録されておらず、それを証する資料の添付もなされていない。このため、分割納付計画書に基づき分割納付を認めている場合であっても、債務者がどのような経済状況にあることをもって、豊中市が分割納付の額及び期間等を認めたのか、その妥当性を証する記録が確認できなかった。

3) 時効の中断事由に関する記録の不備

例えば、督促や少額での分割納付を承認する際の債務承認を兼ねた分納誓約書の徴取は、時効の中断事由となる。しかし、督促の記録が十分ではなく、納期限を指定した督促なのか催告なのか判断できないものがある。また、分納誓約書が分割納付計画書とともに保管されておらず、その徴取の有無が確認できない。

このため、時効の中断の有無及び起算点が明確に確認できないものがある。

現在、経過記録には、督促状を送付した旨等の記載がある程度であり、債務者との納付交渉の経緯や納付意思の程度、時効中断を伴う行為の有無等の記録はなされていない。今後、経過記録を実効性あるものとするためにも、例えば、債務者と納付交渉を行った場合には、①日時、②接触先の氏名や債務者との関係、③電話、文書及び訪問等の接触手段、④接触した趣旨、⑤返済意思を含む債務者側の反応、⑥提出を受けた書類等の有無及び名称、⑦交渉結果及び今後の対応、⑧時効中断に該当する場合は、その旨、⑨豊中市側の担当者名といった記載事項について明確に定めておき、運用する必要がある。

ウ) 分割納付計画書の債務者への交付について（監査の意見）

現在、分割納付計画を策定した場合、債務者には、分割納付計画書を交付せず、当該年度分の納付書のみを交付している。しかし、児童扶養手当返還金の返済は長期にわたることが多いことから、策定された分割納付計画の全体像について、債務者との間で理解を共有することが望ましい。

今後、債務者と合意して策定した分割納付計画については、債務者にも計画書を交付することが望ましいものとする。

エ) 収支申立書の徴取について（監査の結果）

滞納者との納付交渉に際しては、滞納者の納付意思や収入状況を確認するとともに、その財産状況を把握する必要がある。これらは、分割納付計画の承認を含む納付交渉の基礎となる情報であり、公平な徴収を図る意味でも、できる限り、確実な情報の入手を図る必要がある。

この点、平成23年7月に作成された「豊中市債権管理マニュアル」においては、生活困窮のために一括納付が困難であるとして、少額分納の申請を受けた場合には、所定の収支申立書により、収支、財産額及びその根拠資料を提出させることとされているが、これまで提出を受けたことはない。この場合、財産状況等の把握は、滞納者へのヒアリングによることとなるが、これだけでは十分な情報が入手できない可能性がある。滞納者へのヒアリングにより得られた財産や収支の状況に関する情報のみに基づいて分

割納付計画を認めることは、徴収業務の公平性を害するおそれがある。

確かに、収支申立書の提出及び根拠資料の添付に強制力はなく、滞納者の協力が前提であるものの、今後、児童扶養手当返還金の分割納付計画を承認する際の要件とする等、必要に応じて収支申立書を徴取する必要がある。

オ) 時効の起算点の整理について（監査の意見）

児童扶養手当返還金は公債権であり、時効期間の5年が経過した場合には、債務者が時効を援用しなくても債権が消滅する。現在、債権の発生時期が最も古いものは、平成18年度に発生した児童扶養手当返還金（3件）であり、このうち2件は、これまで一度の返済もなされていない。しかし、前述のとおり、督促や分割納付計画策定時における債務承認の有無等が経過記録上不明確であることから、時効の起算点が明確ではなく、時効が完成したか否か直ちに判断できないものが多い。

今後、全債権について過去の記録を見直し、時効の起算点を改めて確認するとともに、記録の不備から、時効の起算点が不明確なものについては、記録上確認できる納期限等で代替する等の方針を定めた上で、時効の起算点を設定する必要がある。

カ) 債権管理業務の再構築について（監査の結果）

児童扶養手当の支給事務に関しては、現況届の受付を開始する8月から審査が終了する12月初旬までは繁忙期が継続し、債権管理業務に充てる時間が少なくなる傾向がある。

確かに、児童扶養手当の支給事務よりも債権管理業務を優先することは適切ではないが、一方で、滞納者に対する督促や催告、一定の納付交渉とこれに基づく分割納付計画の策定、さらには、これらの事実関係を簡潔に記載した経過記録の作成といった、最低限の業務は必ず行う必要がある。このことは、児童扶養手当返還金の返済を行っている債務者と滞納者との間における公平性を担保する上でも重要である。

平成23年度及び平成24年度においては、記録から判断する限り、債権管理業務が適切に実施されていることを確認することはできなかった。平成25年度からは、督促状の送付及び分割納付

計画の承認時における分納誓約書の徴取を開始しているとのことであるが、改めて、実施すべき債権管理業務を具体的に洗い出した上で、その担当者を定めるとともに、随時実施する業務と特定の時期に実施する業務とを区別し、年間スケジュールを作成するなどし、基本的な債権管理業務を再構築する必要がある。

その際、年金事務所や福祉事務所を始めとする他の機関や部署との連携を図ることが、児童扶養手当返還金の発生抑制や早期の回収につながる可能性が高いことから、より一層密接な連携を図ることができるよう留意が必要である。

同時に、過去において債務者とどのような納付交渉を行ったか不明な事案が多いことから、改めて、債務者と連絡を取った上で、債務者の収入及び財産等の状況を把握し、納付交渉を行う必要がある。

キ) 債権管理室との役割分担の検討について（監査の意見）

児童扶養手当に関しては、その支給事務が優先される面は否定できないが、まずは、児童扶養手当返還金の基本的な債権管理業務の再構築に取り組む必要があることは、カ) で述べたとおりである。その上で、今後は、徴収停止を行う前提としての債務者の所在調査や財産調査への対応を行うことも求められる。

私債権等に関しては、債権管理室において、債権放棄を行う際に必要となる債務者の所在調査及び財産調査の実施対象範囲や、基本的な考え方を整理しているところであり、財産調査については、各所管課（室）の対応を債権管理室が補完することが想定されている。児童扶養手当返還金についても、財産調査等は専門性が要求されるため、債権管理室と連携して対応するなど、こども政策室と債権管理室の役割分担のあり方を検討することが求められる。

(7) 市営住宅使用料（市営住宅駐車場使用料を含む）

① 概要

ア) 債権の概要

名称	市営住宅使用料		
所管課（室）	都市計画推進部 まちづくり総務室		
債権の種類	私債権		
根拠法令	公営住宅法、市営住宅条例		
時効期間	5年（住宅明渡等請求訴訟の判決により確定した債権については10年）		
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額		705,813千円
	収入済額		587,545千円
	不納欠損額		—
	収入未済額		118,267千円
徴収方法	口座振替、納付書		
債権管理事務担当部署の人員数	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり総務室 住宅管理グループ 常勤職員3人（うち当該事務専従職員0人） ・指定管理者 近鉄住宅管理(株) 職員8人（うち当該事務専従職員3人） ・指定管理者 (一財)豊中市住宅協会 職員2人（うち当該事務専従職員0人） 		
債権管理システム	公営住宅システムで収納消込み作業を実施 滞納整理システム（全庁）で滞納管理を実施 公営住宅システムと滞納整理システムは連動		
名称	市営住宅駐車場使用料		
所管課（室）	都市計画推進部まちづくり総務室		
債権の種類	私債権		
根拠法令	市営住宅条例、 豊中市市営住宅入居者駐車場管理要綱		
時効期間	5年（住宅明渡等請求訴訟の判決により確定した債権については10年）		
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額		87,258千円
	収入済額		75,026千円
	不納欠損額		—
	収入未済額		12,232千円
徴収方法	口座振替、納付書		
債権管理事務担当部署の人員数	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり総務室 住宅管理グループ 常勤職員3人（うち当該事務専従職員0人） ・指定管理者 近鉄住宅管理(株) 職員8人（うち当該事務専従職員3人） 		
債権管理システム	公営住宅システムで収納消込み作業を実施 滞納整理システム（全庁）で滞納管理を実施 公営住宅システムと滞納整理システムは連動		

イ) 制度の概要

1) 豊中市の市営住宅の概要

市営住宅とは、地方自治体が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設であり、入居者の資格等については、公営住宅法、市営住宅条例等に規定されている。

豊中市の市営住宅の棟数及び戸数は表 57 のとおりである。

表 57 豊中市の市営住宅の概要

区分		棟数	戸数
公営住宅	一般公営住宅	50 棟	1,744 戸
	借上住宅	18 棟	359 戸
公営住宅計		68 棟	2,103 戸
改良住宅		15 棟	534 戸
市営住宅合計		83 棟	2,637 戸

なお、市営住宅への入居にあたっては、市営住宅条例施行規則第 4 条の 2 に定める特別の事情がある者を除き、原則として連帯保証人が必要である。

2) 市営住宅使用料算定の仕組み

市営住宅使用料は、入居者及び同居者の月収総額を 8 段階に区分して設定された家賃算定基礎額に各市営住宅の状況に応じて設定された 4 つの計数（立地計数（豊中市の場合は一律 1.05）、規模計数、経過年数計数及び利便性計数）を乗じて算定することとされている。

また、入居者及び同居者の月収が 80,000 円以下などの場合については、市営住宅家賃減免要綱に基づき、市営住宅使用料の減免を行っている。

ウ) 収入未済額等の推移

1) 市営住宅使用料

平成 22 年度から平成 24 年度までの市営住宅使用料の収入未済額等の推移は、表 58 のとおりである。

表 58 市営住宅使用料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
調定額	596,943	143,006	739,949	587,244	144,733	731,978	583,093	122,719	705,813
収入済額	573,737	18,605	592,342	577,082	19,346	596,429	576,467	11,078	587,545
不納欠損額	—	750	750	—	12,785	12,785	—	—	—
収入未済額	23,206	123,651	146,857	10,162	112,601	122,763	6,626	111,641	118,267
収納率	96.1%	13.0%	80.1%	98.3%	13.4%	81.5%	98.9%	9.0%	83.2%
不納欠損率	—	0.5%	0.1%	—	8.8%	1.7%	—	—	—

2) 市営住宅駐車場使用料

平成 22 年度から平成 24 年度までの市営住宅駐車場使用料の収入未済額等の推移は、表 59 のとおりである。

表 59 市営住宅駐車場使用料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
調定額	77,308	13,738	91,046	75,441	14,652	90,094	74,673	12,585	87,258
収入済額	73,445	2,769	76,214	73,619	3,351	76,970	73,493	1,533	75,026
不納欠損額	—	—	—	—	537	537	—	—	—
収入未済額	3,863	10,969	14,832	1,821	10,763	12,585	1,180	11,052	12,232
収納率	95.0%	20.2%	83.7%	97.6%	22.9%	85.4%	98.4%	12.2%	86.0%
不納欠損率	—	—	—	—	3.7%	0.6%	—	—	—

エ) 近隣市の市営住宅使用料収納率との比較

平成 23 年度における豊中市の市営住宅使用料の収納状況について近隣 6 市（箕面市、池田市、吹田市、摂津市、茨木市及び高槻市）と比較すると、表 60 のとおりである。

表 60 豊中市と近隣市の収納状況

(単位：千円)

		平成 23 年度		
		現年度分	滞納繰越分	合計
豊中市	調定済額	587,244	144,733	731,978
	収入済額	577,082	19,346	596,429
	収納率	98.3%	13.4%	81.5%
箕面市	調定済額	106,835	27,064	133,900
	収入済額	102,503	1,494	103,998
	収納率	95.9%	5.5%	77.7%
池田市	調定済額	75,393	6,365	81,759
	収入済額	73,396	1,704	75,101
	収納率	97.4%	26.8%	91.9%
吹田市	調定済額	280,106	94,568	374,675
	収入済額	267,856	9,276	277,133
	収納率	95.6%	9.8%	74.0%
摂津市	調定済額	63,569	6,278	69,848
	収入済額	62,290	888	63,178
	収納率	98.0%	14.1%	90.5%
茨木市	調定済額	57,690	9,302	66,993
	収入済額	56,563	1,655	58,219
	収納率	98.0%	17.8%	86.9%
高槻市	調定済額	57,942	28,786	86,728
	収入済額	55,202	5,598	60,800
	収納率	95.3%	19.4%	70.1%

表 60 によると、豊中市は現年度分について 7 市中最も高い収納率を達成しているが、滞納繰越分収納率は池田市、高槻市、茨木市、摂津市に次ぐ第 5 位となっている。この結果、豊中市の収納率は、現年度分及び滞納繰越分の合計においても池田市、摂津市、茨木市に次ぐ第 4 位となっている。

現年度分収納率はいずれの市においても 95% 以上を達成している一方、滞納繰越分収納率は最も高い池田市でも 26.8% にとどまっており、各市とも滞納繰越分への対応に苦慮しているものと思われる。しかし、豊中市においては、現年度分について既に高い収納率を達成しており、今後、更なる収納率の向上を目指す

ためには滞納繰越分収納率を向上させることが不可欠と考えられる。

オ) 徴収事務の概要

1) 指定管理者制度の導入

豊中市では平成 18 年度より市営住宅及び市営住宅駐車場の管理について、指定管理者制度を導入している。

現在の指定管理者である近鉄住宅管理株式会社（以下「近鉄住宅管理」という。）及び一般財団法人豊中市住宅協会（以下「住宅協会」という。）の指定期間は平成 23 年度から平成 27 年度までとなっており、近鉄住宅管理はすべての一般公営住宅と改良住宅及び借上住宅 1 団地の指定管理者として、住宅協会はその他の借上住宅の指定管理者として、それぞれ指定されている。

近鉄住宅管理及び住宅協会が指定管理者として行う業務には入居者募集や維持管理に加え、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料（以下「市営住宅使用料等」という。）の収納管理や滞納整理等の業務が含まれる。

豊中市（まちづくり総務室）と指定管理者の市営住宅使用料等の収納管理等に係る業務分担は概ね表 61 のとおりとなっている。

表 61 豊中市と指定管理者の業務分担

豊中市 （まちづくり総務室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 か月以上の滞納者に対する住宅明渡等請求訴訟の提起 ・ 収納状況の管理等
指定管理者 （近鉄住宅管理、住宅協会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納管理 ・ 滞納者への納付指導 ・ 12 か月以上の訴訟対象者の抽出

2) 市営住宅使用料等の収納管理

市営住宅使用料等の徴収については、約 5 割が納付書による納付、約 4 割が口座振替、残りが生活保護法第 14 条に規定する住宅扶助の受給者に係る福祉事務所による代理納付等となっている。収入があった場合、公営住宅システムで収納消込みを行い、併せて収納簿でも同様の消込み作業（押印で確認）を行う。

3) 市営住宅使用料等の滞納整理

納期限までに納付されない市営住宅使用料等が生じた場合には、市営住宅家賃等滞納整理要領に沿って管理される。公営住宅システム上の収納状況については、全庁的システムである滞納整理システムにも連動しており、滞納指導等の履歴については、滞納整理システムにて管理している。

市営住宅家賃等滞納整理要領に基づく滞納整理事務の流れは表 62 のとおりとなっている。なお、指定管理者が行うべきものとして、指定管理業務の仕様書に明記されているものについては○印を付している。

表 62 市営住宅使用料等の滞納整理事務の流れ

要領の 条文番号	内容	指定管理者 の業務
第 2 条	督促状の送付	○
第 3 条	催告書の送付	○
第 4 条	滞納整理票の作成	○
第 5 条	滞納者に対する納付指導 (呼出し又は臨戸)	○
第 6 条	連帯保証人に対する家賃納付指導依頼書 の発送	○
第 7 条	納付誓約書の提出要求	○
第 8 条	法的措置対象者の抽出	○
第 9 条	法的措置対象者への契約解除予告通知の 発送及び納付誓約書の提出要求	○
第 10 条	契約解除	
第 11 条	契約解除者に対する即決和解等	
第 12 条	住宅明渡等請求訴訟	
第 13 条	住宅明渡等請求訴訟における和解	
第 14 条	住宅明渡等請求訴訟勝訴の場合等におけ る強制執行	
第 15 条	退去滞納者への納付指導	○
第 16 条	弁護士等への訴訟委任	
第 17 条	退去滞納者の滞納家賃への敷金充当	
第 18 条	不納欠損処分	

② 監査の結果及び意見

ア) 退去滞納者への納付指導について（監査の意見）

市営住宅家賃等滞納整理要領第 15 条において、退去滞納者への納付指導に関して、次のとおり規定されている。

（退去滞納者への納付指導）

第 15 条 退去した滞納者に対し、引き続き納付指導を行う。

2 前項の退去した滞納者に対し、滞納家賃等に係る債権回収のため、有効と認めるときは、法的措置を行う。

そして、表 62 に記載したとおり、当該規定は、指定管理業務の仕様書において指定管理者が行うべき滞納整理事務に位置づけられている。

一方、指定管理者が実際に行った退去滞納者に対する滞納整理事務の状況は、表 63 のとおりである。

表 63 退去滞納者に対する滞納整理事務

指定管理者	滞納整理事務の状況
近鉄住宅管理	平成 23 年 10 月及び 12 月と平成 25 年 4 月に催告書を送付し、反応があった滞納者に対し滞納指導を行っている。
住宅協会	退去滞納者に対し、個別に電話で対応している。

表 63 のように、近鉄住宅管理と住宅協会とでは、退去滞納者に対して行った滞納整理事務の内容が異なっている。これは、市営住宅家賃等滞納整理要領第 15 条の規定が漠然とした内容であり、具体的にどのような事務を行うべきか明確になっていないことに起因すると考えられる。

また、まちづくり総務室では退去滞納者について、年 1 回住民票を取得し所在調査を行っているとのことであるが、これに加えて少なくとも年 1 回程度は催告書を送付し、郵便物が不達にならないことを確認しておくべきである。

したがって、指定管理者において退去滞納者に対する催告書の送付等、滞納整理事務として行うべき事務の範囲について、まち

づくり総務室において整理し、指定管理者への周知を図る必要がある。

イ) 連帯保証人の現況調査等について（監査の結果）

市営住宅家賃等滞納整理要領第 6 条において、連帯保証人に対する依頼等に関して、次のとおり規定されている。

（連帯保証人に対する依頼等）

第 6 条 滞納者の家賃の納付を促すため必要なときは、その連帯保証人に対し、家賃納付指導依頼書（様式第 6 号）を発する。

そして、表 62 に記載したとおり、当該規定についても、指定管理業務の仕様書において指定管理者が行うべき滞納整理事務に位置づけられている。

この点、原則として、入居滞納者の連帯保証人に対しては、指定管理者が納付指導依頼に加えて、催告書の送付を行っている。一方、退去滞納者については、ア) に記載した滞納者本人に対する対応を行うにとどまっており、連帯保証人に対する納付指導等は行われていない。この結果、退去滞納者に係る連帯保証人については、既に所在不明となっている可能性もある。したがって、退去滞納者に係る連帯保証人の現況調査を改めて実施しておく必要がある。

ウ) 滞納繰越分収納率の向上に向けた方策について（監査の意見）

前述のとおり、豊中市において、今後、更なる収納率の向上を目指すためには滞納繰越分収納率を向上させることが不可欠である。表 64 は、平成 24 年度分における滞納繰越分の調定額を態様別に区分したものである。

表 64 滞納繰越分調定額の態様別区分（平成 24 年度）

	債務者数(人)	金額(千円)
①入居滞納者		
A 生活保護受給者	39	5,796
B A 以外	98	18,719
②退去滞納者	121	98,204
合計	258	122,719

以下では、表 64 における態様毎に考えられる方策を述べる。

1) 生活保護受給者（①A）について

市営住宅の入居者が入居中に生活保護（住宅扶助）を受給することとなった場合、受給開始後に発生する市営住宅使用料等については、福祉事務所からの代理納付による収受が可能となる。しかし、生活保護受給開始前に市営住宅使用料等の滞納が発生していることが多く、受給開始前に発生した市営住宅使用料等については、回収可能性は相当低いのが実態である。

表 64 の①A はこのような生活保護受給者に係る滞納額であり、まちづくり総務室によると、他の入居者との公平性の観点から、滞納額について月数千円程度の分納を行うよう指導を行っている場合もあるとのことである。

一方、債権管理条例第 9 条第 1 号は、債権放棄を行う場合の要件として「債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき」とし、債権管理室は、「生活保護法の適用を受けている若しくは適用基準に近い状態」がこれに該当するとしている。

確かに、公平性の観点からは少額であっても分納を継続させることが望ましいが、分納の期間が相当の長期間に及ぶことが想定される場合については、「履行の見込みがない」と判断することも可能であると考えられる。したがって、例えば、連帯保証人が存在しない場合には、生活保護受給者が滞納額を分納する期間の上限について一定の基準を設け、当該期間を超過しても納付が見込まれない額に限って、債権管理条例第 9 条第 1 号に基づく債権放棄の対象とすることも考えられる。

2) 生活保護受給者以外の入居滞納者（①B）について

表 64 の①Bについては、生活保護受給となっていないにもかかわらず滞納となっているものであり、可能な限り回収を強化する必要がある。

回収を促進するためには、電話及び書面による催告と併せて臨戸による催告の頻度を高め、滞納者の状況をさらに詳細に把握し、納付指導の実効性を高めることが必要である。また、悪質な滞納者に対する住宅明渡等請求訴訟等についても、今後とも積極的に実施する必要がある。

また、指定管理者である近鉄住宅管理が人材派遣の活用といった独自の取組みを行っていることや、住宅協会が毎月 2 回の電話催告のみならず毎月 1 回の訪問を行うことにより滞納者との信頼関係の構築に努めた結果、平成 24 年度の現年度分収納率は 98.9%となっている。このことは、指定管理業務の評価における成果指標の一つである現年度分収納率の向上に向けて、指定管理者が様々な取組みを行った結果ともいえることから、滞納繰越分収納率を成果指標に追加し、指定管理者が持つノウハウの発揮を促すことも考えられる。

3) 退去滞納者（②）について

表 64 の②は、ア) で述べた退去滞納者であり、現状では、近鉄住宅管理と住宅協会とで滞納整理事務の内容が異なっている。

ただし、実態をみると、退去の理由が住宅明渡等請求訴訟の判決によるものであるなど、回収可能性は相当低いものが多数を占める。

ア) で述べたとおり、住民票の取得及び催告書の送付については定期的に行う必要があるが、今後、消滅時効に係る時効期間が経過した場合については、債権管理条例に基づき債権放棄の対象とすることも考えられる。

債権管理条例は、債権放棄を行う場合の要件として、時効期間の経過に加え、「債務者に差し押さえることができる財産がないとき」（第 9 条第 5 号ア）を規定している。実際の運用にあたっては、債務者及び連帯保証人の所在調査はまちづくり総務室で担当するとしても、財産調査に関しては専門的知識が求められることから、債権管理室と連携して実施する必要がある。

エ) 不納欠損処理処分要領の見直しについて（監査の意見）

不納欠損処理とは、債権放棄又は時効完成等によって債権が消滅するなどしたために、過去に調定を行った歳入が徴収できなくなった場合において、当該徴収事務を終了させる会計上の内部手続である。

市営住宅使用料等については、不納欠損処分処理要綱において、民法第 169 条に規定する定期給付債権の短期消滅時効が完成し、かつ、納付が期待できない市営住宅の家賃又は駐車場の使用料に係わる債権について、不納欠損処分を行うとしており、具体的には、不納欠損処分の対象を以下のとおりとしている。

【不納欠損処理処分要領】

2 不納欠損処分の対象は、下記①または②に該当し、かつ、滞納家賃等納期限日から起算して毎年 3 月 31 日現在において 5 年を経過する者とする。

① 当該住宅退去後、所在が不明である者若しくは死亡した者にかかる債権

② 過年度において不納欠損を行ったことのある債権

豊中市では、債権管理条例の制定に合わせ、平成 25 年度以降は、債権管理条例に基づき債権放棄を行った債権について不納欠損処理を行うこととし、債権放棄の対象債権と不納欠損処理の対象債権を一致させる方針としている。したがって、平成 25 年度中に、不納欠損処理処分要領の内容について、債権管理条例第 9 条に規定する債権放棄を行う場合の要件に整合したものに改正する必要がある。

(8) 学校給食費収入

① 概要

ア) 債権の概要

名称	学校給食費収入	
所管課（室）	教育委員会事務局 学校給食室	
債権の種類	私債権	
根拠法令	学校給食法第 11 条第 2 項	
時効期間	2 年	
平成 24 年度 における調定 額、収入済額、 不納欠損額、 収入未済額	調定額	801,779 千円
	収入済額	787,737 千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	14,041 千円
徴収方法	口座振替、納付書	
債権管理事務 担当部署の 人員数	・学校給食室 常勤職員 6 人（うち当該事務専従職員 2 人） その他職員 5 人（うち当該事務専従職員 1 人）	
債権管理 システム	学校給食システムにより管理	

イ) 制度の概要

学校給食費収入とは、児童の保護者に対して学校給食法第 11 条第 2 項に規定された経費の負担を求めているものあり、学校給食に供される食材費などが該当する。

【学校給食法】

(経費の負担)

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

豊中市では、平成 23 年度まで、各市立小学校において学校給食費を徴収し、食材の発注などは財団法人豊中市学校給食会（以下「給食会」という。）を通じて行われてきた。しかし、給食会

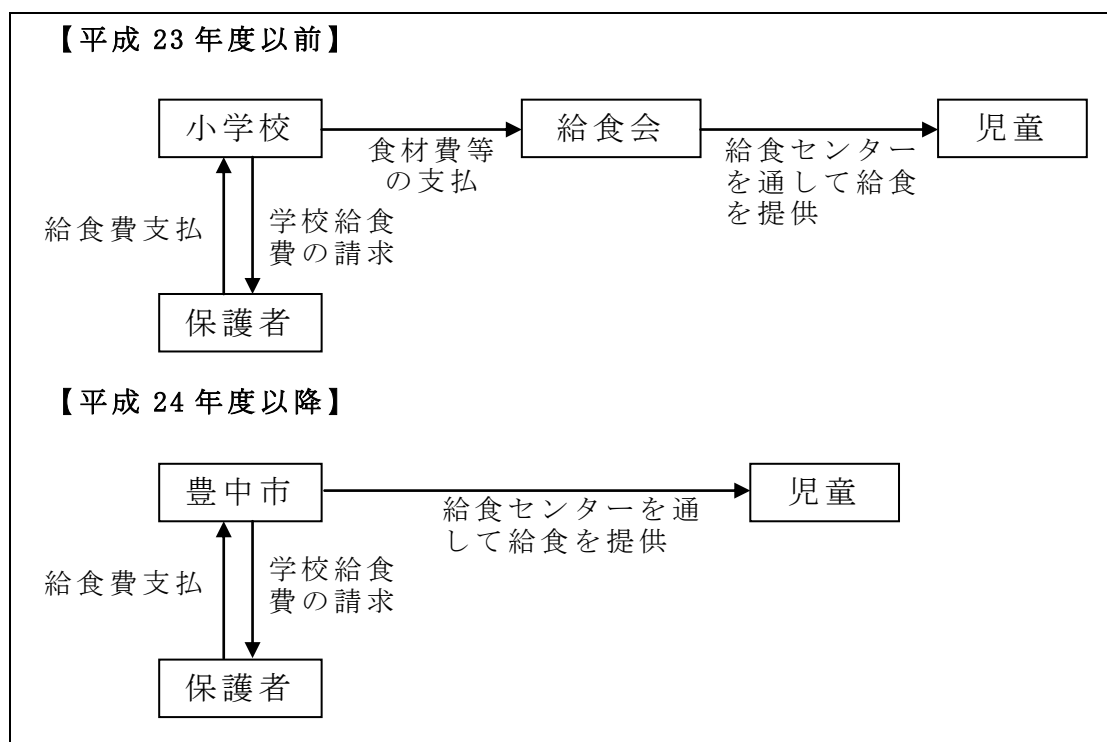
の公益法人制度改革に伴う新制度への移行が困難であると想定されたことや学校給食費の徴収について一層の適正化を図るための検討を進めた結果、給食会を解散し、同時に学校給食費の徴収業務を市が直接行うこと（これを「公会計化」という。）が決定された。そして、平成 24 年度からは豊中市学校給食費徴収規則に基づき、学校給食費の公会計化が行われている。

この変更による影響としては、まず給食発注業務が直営化されたことが挙げられる。すなわち、従来、給食会が行ってきた当該業務については、豊中市（学校給食室）が実施することとなり、これに伴い給食発注業務における入札・契約事務は豊中市財務規則に則って行われることとなった。

また、学校給食費はそれまで公金ではない私費であったが、公会計化により、徴収される学校給食費は豊中市の一般会計の歳入となり、その徴収、督促等の債権管理業務は豊中市（学校給食室）が行うこととなった。

平成 23 年度以前と平成 24 年度以降の学校給食費に係る債権債務の関係を図 2 のとおりである。

図 2 学校給食費に係る債権債務の関係



豊中市学校給食費徴収規則では、第3条において具体的な学校給食費の徴収について、以下のように定めている。

【豊中市学校給食費徴収規則】

第3条 前条の規定により徴収する学校給食費の日額は、次の表の左欄に掲げる児童の学年の区分に応じ、同表の右欄に定める日額とする。

児童の学年	日額
低学年（1年・2年）	196円
中学年（3年・4年）	198円
高学年（5年・6年）	200円

【豊中市学校給食費徴収規則】

第4条 保護者は、別表に規定する日額に、その月において学校給食を実施した日数を乗じて得た額（以下「納付月額」という。）を、納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、納付月額を減額することができる。

2 前項の納付期限は、その月の翌月の15日とする。ただし、納付期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合には、これらの日の翌日を納付期限とする。

ウ) 収入未済額等の推移

平成24年度における収入未済額等は表65のとおりである。

表65 平成24年度における学校給食費の収入未済額等

(単位：千円)

	平成24年度
調定額	801,779
収入済額	787,737
不納欠損額	—
収入未済額	14,041
収納率	98.3%

なお、イ)に記載したとおり、市では平成24年度に学校給食費を公会計化しているが、平成23年度以前の私費会計における学校給食費の徴収状況は表66のとおりである。

表 66 学校給食費（私費会計）の徴収状況の推移

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	762,500	760,100	783,800
収入額	757,200	754,600	779,000
未収額	5,300	5,500	4,800
収納率	99.3%	99.3%	99.4%

平成23年度以前の私費会計においては、毎年度5百万円程度の未収金が発生していた。これが、平成24年度の公会計化後は、約14百万円に増加する結果となった。

エ) 徴収業務の概要

学校給食費の徴収は、原則として口座振替で行われる。現在の口座振替利用率は全児童数の97.3%である。

学校給食室では、新たに入学した1年生の保護者に対し、学校給食費の徴収方法の説明及び振替用口座の登録を依頼している。また、平成24年度から学校給食費の公会計化に伴い、2年生以上の保護者に対しては、従前からの振替用口座をそのまま利用する旨の同意を得るため、口座登録引継同意書を提出してもらっている。

口座振替は毎月15日に実施しているが、残高不足など何らかの理由により口座引落としができなかった場合、同月の23日頃に学校給食室から督促状と納付書を当該保護者宛に送付している。

② 監査の結果及び意見

①イ)で述べたとおり、豊中市では、平成24年度に学校給食費を公会計化している。そのため、監査対象年度である平成24年度は公会計化初年度ということになる。豊中市では監査実施年度である平成25年度においても平成24年度の状況を分析し、事

務手続について鋭意改変中である。したがって、以下に記載する意見はそれを踏まえたものとする。

ア) 未納回数別の対応について（監査の意見）

①ウ)にも記載したとおり、平成23年度以前と平成24年度を比較すると、それまでおよそ5百万円前後で推移していた収入未済額（未収金）の額が平成24年度は14百万円に大幅に増加するという結果になった。

この原因の一つとして、平成23年度以前は学級担任を通じて個別に未納発生時の対応を行っていたが、公会計化により学校給食室が一括して対応することとなり、きめ細かな対応が困難になったことが考えられる。

表67は、平成24年度における未納者の未納回数別人数を集計したものである。

表 67 平成24年度における未納者の未納回数別人数

	人数	(注)
1回	1,182人	1. 表中の人数は、延べ人数である。 2. 表中の数値は平成24年度12ヶ月の集計であるが、8月が夏休みであるため9月の徴収は行っていない。したがって、年間の最大未納回数は11回となる。 3. 市立小学校の全生徒数は21,210人（平成24年5月1日現在）である。
2回	712人	
3回	495人	
4回	407人	
5回	334人	
6回	285人	
7回	234人	
8回	205人	
9回	178人	
10回	140人	
11回	109人	

豊中市財務規則に基づき、学校給食室では、未納となった児童の保護者全員に対して、督促状を送付することとしており、表67はその発送対象となった人数を未納回数別に延べ人数で集計したものである。したがって、11回の箇所に記載されている109人はそれより少ない回の人数の中にも含まれている。例えば、10回の箇所には140人と記載されているが、このうち31人（140人－109人）は10回で未納を解消し、11回の督促対象となっていないということである。表中の延べ人数の合計は4,281人にな

り、平成 24 年度 1 年間で学校給食室は 4,281 回の督促状を送付したことになる。

①イ)にも記載したとおり、公会計化により学校給食費に係る債権債務の関係は明確になり、学校(学校長及び学級担任)は学校給食費を徴収する業務から解放された。これは公会計化のメリットといってよい。一方で、未納が発生した場合の徴収責任は豊中市が負うことになった。しかし、表 67 の件数をみても学校給食室において一括して未納となったもの全件について対応することは非常な困難を伴う。したがって、対象とする債権を何らかの形で区分して戦略的に対応する必要がある。例えば、表 67 にある未納回数ごとに区分すると表 68 のように考えることができる。

表 68 未納回数ごとに想定される対応内容

年間の未納回数	想定される対応の内容
1 回～2 回	口座残高の確認を失念し、引落しできなかったと考えられる。従来どおり督促状を送付する対応でよいと考えられる。また、電話等による確認を行うことも有効と考えられる。
3 回～5 回	このまま放置すると常習的な滞納者になる可能性がある。電話等で直接状況を確認し、制度の説明やそれまでの滞納給食費の支払方法について話し合いをもつことが必要である。なお、この階層の保護者への対応が一番重要である。これを適切に行うことで 6 回以上滞納する保護者の数は相当数減らすことが可能であると考えられる。
6 回以上	常習的な滞納者になっている可能性が否定できない。電話のみならず直接居所を訪問するなどの対応が必要である。また、電話に出ない、あるいは居留守を使うといった場合、所要の警告の後、法的措置も検討する必要がある。

なお、未納回数が 1 回から 2 回程度の初期の納付勧奨に関しては、とよなか納税・納付コールセンターなど、既存の仕組みを有効活用することも検討すべきである。

また、豊中市において学校給食費の債権管理を適切に行うための体制整備についても検討する必要がある。従来は、市立小学校41校約800学級（平成24年5月1日現在）それぞれの学級担任が学校給食費の未納について対応していた。平成24年度においては、学校給食室において一括して対応することとなったが、保護者の状況に応じた電話による説明や督促、あるいは居所への訪問といった対応は行われていない。今後は、学校給食室内あるいは教育委員会内の職務分掌などを適宜見直し、学校給食費の債権管理を適切に行うことが可能な体制を構築していく必要がある。

イ) 未納が発生した場合の納付方法について（監査の意見）

平成24年度において収入未済額（未収金）の額が大幅に増加したもう一つの原因として、未納が発生した際の納付方法の選択肢がそれまでと比べて少なくなったことも挙げられる。

平成23年度以前における未納時の対応は学校によって様々であり、学校によっては、残高不足により引落とし不能になった場合でも同一个月内にもう一度引落としを行ったり、保護者と相談して次月に2ヶ月相当分の学校給食費を引落したり、柔軟な対応が可能であった。しかし、学校給食費の公会計化によりこれら学校ごとに行われていた対応はできなくなり、豊中市において一元的に実施されることとなった。

表69は、平成23年度以前と平成24年度以降の各月の口座振替等の事務の流れを比較したものである。

表 69 公会計化前後における学校給食費の徴収事務の比較

	平成 23 年度以前		平成 24 年度以降	
	学校による口座振替		公会計による口座振替	
【時系列での手順イメージ】				
N 月	給食を提供する			
N+1 月	1 日	各校で N 月分給食数取りまとめ		
	3 日	金融機関に N 月分口座振替依頼		
	5 日	N 月分口座振替実行		各校で N 月分給食数取りまとめ
	8 日	金融機関から口座振替結果報告		金融機関に N 月分口座振替依頼
	10 日	不能の場合、保護者に連絡 再振替又は現金払い		
	15 日			N 月分口座振替実行
	18 日			金融機関から口座振替結果報告
	23 日	金融機関に再振替依頼		不能の場合、督促・納付書送付
	25 日	N 月分再振替		
27 日	金融機関から再振替の結果報告			
N+2 月	1 日	以下前月と同じ		
	5 日			N+1 月分給食数取りまとめ
	8 日			金融機関に N+1 月分口座振替と N 月分再振替依頼
	15 日			口座振替実行、N 月分督促納期限

表 69 によると、平成 24 年度以降、学校給食室において市立小学校すべての給食数の取りまとめを行った上で金融機関への振替依頼を行うとともに、未納が発生した場合には督促を行う必要があるなど、日程的な余裕がなくなっていることがわかる。

口座振替が不能となった場合には、保護者は、督促状と併せて発送された納付書を用いて銀行等の金融機関（ただし、ゆうちょ銀行を除く。）で納付しなければならない。また、督促した場合における納期限は、次回の口座振替日（翌月 8 日）を経過後の翌月 15 日としており、次月に 2 ヶ月相当分をまとめて口座振替を行うということも行っていない。しかし、昨今は共働きも多く、保護者に対して午後 3 時までに金融機関に行くことを強いるのは実情に即しているとは言い難い。

月内 2 回の引落しは日程的に困難であるが、例えば、翌月 5 日までに依頼があれば、次月にまとめて口座振替を行うといった対応は可能と考えられる。

公会計化によって、未納の回収に効果があったと思われる対応が行われなくなったことは残念であり、保護者にとって納付がしやすくなるような柔軟な対応を検討することが望まれる。

(9) 災害援護資金貸付金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	災害援護資金貸付金	
所管課（室）	健康福祉部 地域福祉室	
債権の種類	私債権	
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条	
時効期間	10 年	
平成 24 年度 における調定 額、収入済額、 不納欠損額、 収入未済額	調定額	65,279 千円
	収入済額	1,517 千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	63,762 千円
徴収方法	納付書	
債権管理事務 担当部署の 人員数	・ 地域福祉室 地域福祉グループ 常勤職員 6 人（うち当該事務専従職員 0 人） その他職員 6 人（うち当該事務専従職員 1 人）	
債権管理 システム	手書きの台帳により管理	

イ) 制度の概要

災害援護資金貸付制度は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、資金を貸付けるものである。豊中市では、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災により被害を受けた世帯の世帯主に対して、平成 6 年度及び平成 7 年度に貸付けを行っている。

貸付条件等は、表 70 のとおりである。

災害援護資金貸付金の償還は、半年賦（元利均等償還）の方法によることとされており、据置期間（3 年又は 5 年）経過後、豊中市が償還計画書を作成し、災害援護資金の貸付けを受けた借受人の履行の意思確認を行った。この際の償還計画書では、豊中市への最終償還期日は、平成 6 年度貸付け分が平成 17 年 3 月まで、平成 7 年度貸付け分が平成 17 年 9 月末までとなっており、既に未償還額の全額について償還期日を経過している。

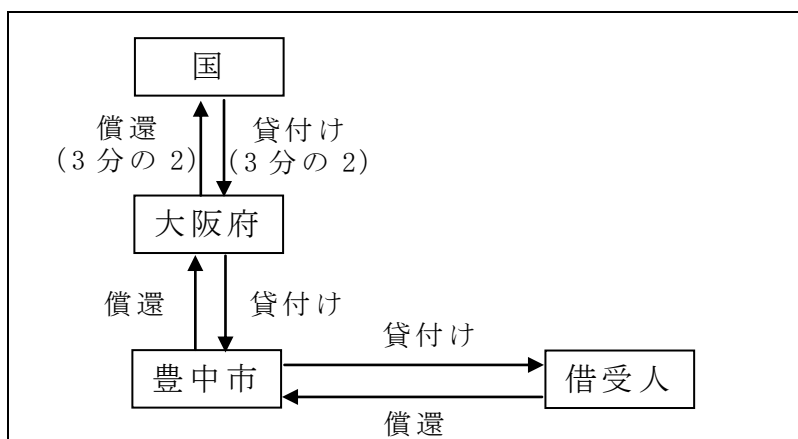
また、借受人は保証人を立てなければならない（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 8 条）こととされている。

表 70 災害援護資金貸付制度の貸付条件等

償還方法	償還期間	10年 (据置期間を含む)
	据置期間	3年又は5年
貸付利率	据置期間	無利子
	据置期間経過後	年3%
	違約金(遅延の場合)	年10.75%
貸付限度額		350万円
当初貸付額	平成6年度貸付け分	323,701千円
	平成7年度貸付け分	236,498千円
	合計	560,199千円
貸付金元利残高 (平成24年度末)	平成6年度貸付け分	35,985千円
	平成7年度貸付け分	27,776千円
	合計	63,762千円

一方、貸付金の原資については、図3のとおり、国が3分の2、大阪府が3分の1を負担し、それを豊中市が借受人に貸付けることとなっている(災害弔慰金の支給等に関する法律第11条、第12条)。

図3 災害援護資金貸付金の仕組み



豊中市が借受人から毎年度4月1日から9月30日までに償還を受けた金額について当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までに償還を受けた金額について翌年度の

9月30日までに、大阪府に償還することになっている。なお、大阪府から国へはさらに6ヶ月遅れで償還することになっている。

ただし、豊中市から大阪府への償還期間は、11年間とされており、災害弔慰金の支給等に関する法律第13条の規定に基づいて償還を免除しない限り、豊中市は借受人からの償還の有無にかかわらず、償還期日（平成6年貸付け分は平成18年3月31日、平成7年貸付け分は平成18年9月30日）に大阪府に残額を全額償還しなければならないこととなっていた。

しかし、借受人の多くが生活困窮であり、期限内の完済が困難であったため、平成18年2月及び平成23年2月に国及び大阪府に償還期日の延長を求めた。この結果、平成18年2月に5年間、平成23年2月に3年間、それぞれ償還期日の延長が認められた。現在の償還期日は、平成6年貸付け分が平成26年3月31日、平成7年貸付け分が平成26年9月30日であるが、平成25年度において、国及び大阪府に対して更なる償還期日の延長を求めた結果、2年間の延長が認められる見込みである。

ウ) 収入未済額等の推移

平成22年度から平成24年度までの収入未済額等の推移は表71のとおりである。

表 71 災害援護資金貸付金の収入未済額の推移

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	74,262	67,249	65,279
収入済額	7,012	1,970	1,517
(完済者数)	11人	1人	1人
不納欠損額	-	-	-
収入未済額	67,249	65,279	63,762
(未償還者数)	52人	51人	50人
収納率	9.4%	2.9%	2.3%
不納欠損率	-	-	-

(注) 貸付金元金の返還金及び利子の合計額を記載している。

前述のとおり、災害援護資金貸付金は未償還額の全額について償還期日を経過しているため、表 71 の各年度の調定額はすべて滞納繰越分である。

貸付けからの経過期間が長くなるにしたがって、年々償還が芳しくなくなっている状況が見受けられる。

エ) 償還免除の事由

災害援護資金貸付金の償還免除については、災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条第 1 項において、「貸付人が死亡したとき」、「貸付人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められるとき」に可能であるとされており、借受人本人の経済的困窮や破産免責決定のみでは免除事由に該当しない。また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 12 条において、相続人、保証人から徴収できるときは免除できないとされているが、保証人の免除事由は借受人本人の免除事由よりも広く、破産、死亡又は行方不明の場合には徴収できないものとして免除事由に該当するものと考えられている(大阪府知事宛平成 18 年 1 月 5 日厚生労働省社会・援護局災害救助・救援対策室長補佐事務連絡(以下「厚生労働省事務連絡」という。))。

また、豊中市が借受人に対する貸付金の償還を免除した場合には、その免除した額に相当する貸付金の償還について、大阪府・豊中市間及び国・大阪府間においても償還が免除されることとなる(災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条第 2 項、第 3 項)。

このように、償還免除は借受人本人の免除事由が限定されていることに加え、豊中市、大阪府及び国相互間の債権関係にも影響を及ぼし、大阪府との事前協議が必要となるなど、その適用は限定される。このため、実際に免除が行われたのは、表 72 のとおり平成 21 年度に行われた 5 件にとどまっている。

表 72 災害援護資金貸付金の免除内訳

免除年月日	貸付年度	免除額	免除理由
平成 22 年 2 月 12 日	平成 6 年度	766,000 円	借受人：死亡 保証人：死亡
平成 21 年 9 月 7 日	平成 6 年度	2,596,250 円	借受人：重度障害者 保証人：破産免責
平成 22 年 3 月 3 日	平成 7 年度	1,578,250 円	借受人：死亡 保証人：償還能力なし
平成 22 年 2 月 12 日	平成 7 年度	586,500 円	借受人：死亡 保証人：死亡
平成 22 年 3 月 3 日	平成 7 年度	681,500 円	借受人：死亡 保証人：償還能力なし
	(合計)	6,208,500 円	

なお、東日本大震災に係る貸付けについては一定の要件の下、本人の経済的困窮が免除事由となっている(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 103 条第 1 項、同法律の厚生労働省関係規定の施行に関する省令第 14 条第 4 項)。

オ) 破産免責決定と大阪府及び国との債権関係

上記エ) で述べた免除事由に該当しない限り、借受人は償還義務を免れないが、破産免責決定を受けた場合には、災害援護資金貸付金の債務も免責される(破産法第 253 条)。この場合には、豊中市の債権は消滅せず、給付保持力(借受人自らが進んで履行した場合には有効な履行となる)のみを有する自然債務として残存し、豊中市と大阪府及び国との債権関係には影響を及ぼさない。つまり、豊中市は借受人から償還を受けられなかったとしても、大阪府へ償還しなければならないこととなる。

カ) 支払猶予の事務処理の概要

前述のとおり、災害援護資金貸付金は未償還額の全額について償還期日を経過しており、原則として、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 11 条第 1 項の規定に基づき、支払猶予を適用する必要がある。同項は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときに支払猶予を行うことができる旨規定し

ている。このうち、「やむを得ない理由」については、厚生労働省事務連絡によると、経済的困窮の状態に陥っている場合や行方不明の場合も含まれるとされている。また、定期的に収入状況を確認する必要があることから、支払猶予の期間は、原則として最長で1年間とされているが、更新することも妨げない。

豊中市では、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第14条において、支払猶予の決定等に関して次の規定を置いている。

【災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

- 第14条 借受人が、償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申込書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、支払猶予の可否を決定し、支払猶予承認通知書又は支払猶予不承認通知書により申込人に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、借受人が行方不明等により申込書の提出ができないときは、市長は、職権により償還金の支払猶予を行うことができる。

支払猶予は、少額償還と全額猶予に区分される。少額償還とは、借受人又は保証人の資力に基づいて毎月の償還額を設定して償還させることをいい、全額猶予とは借受人及び保証人が破産、生活保護受給となり、少額償還の資力もないと認められる場合や行方不明の場合に貸付金全額の償還を猶予することをいう。

借受人からの申請により支払猶予を適用している場合、猶予期間の満了前に、直近の貸付金残高を通知するとともに、支払猶予申込書の用紙を送付している。その後、借受人から提出された申込書の内容から毎月の償還額を決定し、支払猶予承認通知書により本人に通知している。

また、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第14条第3項の規定に基づき、支払猶予を申請すべき者がいない場合（破産免責となっている場合も含む。）には、職権により支払猶予を行うことができる。この場合は、借受人に通知することはできないが、豊中市において、原則として年度毎に猶予期間を更新することとしている。

キ) 徴収事務の概要

少額償還を適用している場合、借受人に対して、原則として、年4回(4月、7月、10月、1月)、3ヶ月分の納付書を貸付金残高の通知とともに送付することとしている。借受人からの入金時には、台帳に入金情報を記載し、収入消込みを行っている。

② 監査の結果及び意見

ア) 支払猶予の適用について(監査の結果)

平成24年度末現在の災害援護資金貸付金元利残高について、平成25年6月30日現在の支払猶予の適用状況により態様別に区分すると、表73のとおりである。

表 73 災害援護資金貸付金の支払猶予の適用状況

(単位：件、千円)

	少額償還			全額猶予		その他	合計
	申請猶予	申請猶予更新未済		職権猶予			
	平成24年度中の償還の有無			借受人、 保証人が いずれも 破産	左記以外		
	有		無				
区分	I	II	III	IV	V	VI	
件数	8	10	9	4	11	8	50
金額	6,281	10,910	13,037	6,093	17,803	9,634	63,762
(注) 各区分の説明							
区分 I	借受人又は保証人による申請に基づき、少額償還の承認を行っており、実際にも償還が継続しているもの。						
区分 II	少額償還の承認について更新する必要があるが、事実上、過去に承認した少額償還の取扱いを継続しているもののうち、償還が継続しているもの。						
区分 III	区分 II と同様、過去に承認した少額償還の取扱いを継続しているものの、償還が停止しているもの。						
区分 IV	職権により全額猶予としているもののうち、借受人、保証人がいずれも破産免責となっているもの。						
区分 V	職権により全額猶予としているもののうち、区分 IV 以外のもの(行方不明など)。						
区分 VI	区分 I から V まで以外のもの。						

前述のとおり、災害援護資金貸付金は未償還額の全額について支払猶予を適用する必要があることから、表73の態様別区分の

うち、区分Ⅱ、Ⅲ及びⅥについては、次のとおりの措置を実施すべきであると考ええる。

まず、区分Ⅱは、過去に借受人又は保証人からの少額償還の申請により債務全額の承認があり、かつその償還が継続しているものである。少額償還の履行は、未償還の貸付金全額についての債務承認となり、時効中断の効力が認められ、時効管理の観点からは特段の問題は生じないものと考えられる。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第10条において、災害援護資金貸付金が償還期日までに償還されない場合には違約金を徴収することとされていることからすると、少額償還の承認を更新することなく、事実上、違約金を徴収しない取扱いとしていることには問題がある。したがって、借受人又は保証人による申請を求めた上で、少額償還を適用する必要がある。

区分Ⅲは、借受人又は保証人に対して、過去に承認した少額償還の条件に基づく納付書を送付しているものの、実際には償還が行われていないものである。現在のところ、訪問等による実態調査は実施しておらず、詳細な状況は不明であるが、少なくとも郵便物が不達となる状況には至っていない。この中には、少額償還のみならず、全額免除を適用することが相当な状況に至っているものも含まれると考えられるため、改めて、訪問等による実態調査を実施し、少額償還又は全額免除のいずれを適用すべき状況にあるのか見極めた上で、原則として借受人又は保証人による申請を求める必要がある。

区分Ⅵは、現状では実態として借受人又は保証人との交渉が途絶えているものの、支払猶予が適用されていないものであり、少額償還が可能である場合を除き、原則として全額猶予を適用することが相当であると考えられる。したがって、区分Ⅲと同様、借受人及び保証人の実態調査の上、借受人又は保証人による申請又は職権により、全額猶予を適用する必要がある。

以上、支払猶予にあたり実施すべきと考えられる措置をまとめると、表74のとおりである。

表 74 支払猶予にあたり実施すべき措置

区分	実施すべき措置
区分Ⅱ	借受人又は保証人による申請を求め、少額償還を適用する。
区分Ⅲ	少額償還又は全額免除のいずれを適用すべきであるか見極め、借受人又は保証人による申請を求める。
区分Ⅵ	原則として、申請又は職権による全額猶予を適用する。

イ) 時効の管理について（監査の意見）

災害援護資金貸付金の償還は、半年賦の方法によることとされており、弁済期の定めがある貸金債権に該当することから、消滅時効の起算点は各償還期日の翌日となるのが原則である。

しかし、据置期間経過後、豊中市が作成した償還計画書に基づく履行の意思確認を取れていない借受人も存在し、このような場合には、償還期間（10年）を経過する日の翌日が消滅時効の起算点になると考えられる。

さらに、現在、少額償還を適用している場合は、各回の償還が未償還の貸付金全額についての債務承認と認められることから、最終の償還日の翌日が時効の起算点になると考えられる。

表 73 における支払猶予の適用状況についての態様と時効の起算点の関係をまとめると表 75 のとおりである。

表 75 災害援護資金貸付金の時効の起算点

表 73 の区分	状 況	時効の起算点
区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢ	借受人からの申請に基づき少額償還としている。	最終の償還日の翌日
区分Ⅴ及びⅥ	当初の償還計画に対する借受人の履行意思が確認できる。	償還計画における各償還期日の翌日
	当初の償還計画に対する借受人の履行意思が確認できない。	償還期間（10年）を経過する日の翌日

このように、償還状況により様々となる時効の起算点について正確に把握し、時効の管理を適切に行う必要がある。

なお、現在、保証人による少額償還が行われている場合であっても、主たる債務については時効が中断しないことから、借受人に対して定期的に債務承認を求めるなどの対応をとっておく必要があることにも留意する必要がある。

ウ) 債権管理条例に基づく債権放棄について（監査の意見）

債権管理条例の施行に伴い、議会の議決を経ずに私債権の放棄を行うことが可能となった。例えば、表 73 における区分Ⅳは、債権管理条例第 9 条第 2 号に定める「破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき」に該当し、債権を放棄することができる場合に該当する。この点、地域福祉室によると、災害援護資金貸付金に関しては、大阪府への償還期日の到来までは、可能な限り、貸付金の回収に努めるとともに、国及び大阪府に対して償還期日の延長及び償還免除の適用についての協議を行っており、平成 25 年度における債権放棄は予定していないとのことであった。現在、豊中市から大阪府への償還期日は平成 28 年まで延長される見込みである。したがって、災害援護資金貸付金について、債権管理条例に基づく債権の放棄が発生するのは、平成 28 年度以降と見込まれる。

実際に債権放棄を行うにあたっては、次のような課題があると考えられる。すなわち、弁済期の定めがある貸付金債権の時効は、約定の償還期日の翌日から起算されることから、表 73 の区分Ⅴ及びⅥについて、過去に少額償還が適用されていない場合、複数年にわたって段階的に時効の完成を迎えることとなる。これらの貸付金について、各償還期日又は最終の償還期日のいずれを基準として債権管理条例第 9 条第 5 号に基づく債権放棄の対象とするのか、方針を決定しておく必要がある。

(10) 母子寡婦福祉資金貸付金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	母子寡婦福祉資金貸付金	
所管課（室）	こども未来部こども政策室	
債権の種類	私債権	
根拠法令	母子及び寡婦福祉法第 13 条、第 32 条	
時効期間	10 年	
平成 24 年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	107,080 千円
	収入済額	46,297 千円
	不納欠損額	－千円
	収入未済額	60,782 千円
徴収方法	口座振替、納付書	
債権管理事務担当部署の人員数	・ こども政策室 支援グループ 常勤職員 7 人（うち当該事務専従職員 0 人） その他職員 17 人（うち当該事務専従職員 0 人）	
債権管理システム	児童福祉総合システム	

イ) 制度の概要

母子寡婦福祉資金貸付金とは、母子及び寡婦福祉法第 13 条若しくは第 32 条に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るための用途（子の修学や就学支度、母親実施の技能習得や転居等）のために資金を貸付ける制度である。

また、従前は大阪府の事務として行われていたが、平成 24 年 4 月 1 日、豊中市が中核市に移行したことに伴い事務移譲を受け、現在は豊中市の事務として行われている。

平成 24 年度における母子寡婦福祉資金の概要は、表 76 のとおりである。

表 76 母子寡婦福祉資金一覧表（平成 24 年度版）

資金名	対象	資金用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
技能習得資金	母・寡婦	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金	月額 68,000 円 (限度：5 年)	習得期間満了後 1 年	20 年
修業資金	児童・子	同上	同上	同上	6 年
就職支度資金	母・寡婦 又は児童	就職するのに直接必要な被服・履物の購入等に充てる資金	100,000 円	1 年	6 年
医療介護資金	母・寡婦 又は児童	医療を受けるのに必要となる費用に充てる資金	340,000 円 (限度：1 年)	医療期間 (介護期間) 満了後 6 ヶ月	5 年
	母子・寡婦	介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金	500,000 円 (限度：1 年)		
生活資金	母・寡婦	技能習得期間中の生活費を補給する資金	月額 141,000 円 (限度：技能習得期間中)	習得期間満了後 6 ヶ月	資金使途に応じて 5 年～20 年
		医療介護を受けている期間において生活費等を補給する資金、又は、配偶者のない女子となって 7 年未満・失業期間中の生活費を補給する資金	月額 103,000 円 (限度：医療介護・失業期間 1 年、その他 2 年)	医療介護貸付期間満了後 6 ヶ月	
		配偶者のない女子となって 7 年未満で養育費取得の裁判費用とする資金	養育費取得の為の裁判費用は、12 ヶ月相当の一括貸付けが可能		
住宅資金	母・寡婦	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 円	6 ヶ月	6 年
転宅資金	母・寡婦	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	260,000 円	6 ヶ月	3 年
結婚資金	児童・子	婚姻に際し挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000 円	6 ヶ月	5 年
就学支度資金	児童・子	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金	小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 私立高校・高専等支度金 75,000 円 入学金等 335,000 円 私立大学・短大等支度金 75,000 円 入学金等 505,000 円	卒業後 6 ヶ月	資金使途に応じて 5 年～20 年

資金名	対象	資金用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
修学資金	児童・子	高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	私立高校（自宅） 月額 30,000 円 私立短期大学（自宅） 月額 53,000 円 私立大学（自宅） 月額 54,000 円	卒業後 6 ヶ月	資金使途に応じて 5 年～20 年
事業開始資金	母・寡婦	事業を開始するのに必要な設備・什器・機械の購入等に充てる資金	2,830,000 円	1 年	7 年
事業継続資金	母・寡婦	現に営んでいる事業を継続するのに必要な商品・材料の購入等に充てる資金	1,420,000 円	6 ヶ月	7 年

- (注 1) 対象欄の、「母・寡婦」は母子家庭の母親・寡婦本人、「児童・子」は児童又は寡婦が扶養している子を指す。
- (注 2) 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係る場合）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金及び結婚資金において、連帯保証人を立てられない場合、年利 1.5%の有利子貸付となる。
- (注 3) 修業資金、就学支度資金、就職支度資金（注 2 以外の場合）及び修学資金は無利子貸付。
- (注 4) 貸付限度額欄には、主要なもののみ記載。
- (注 5) 償還期間欄の期間は、上限期間であり、この範囲内で返済（償還）計画を策定する。

1) 貸付対象者

貸付対象者は、母子家庭の母と、寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母だった者）である。ただし、寡婦と 40 歳以上の配偶者のない女子で、現に子を扶養していない者の場合には、特別な事情のないかぎり、前年の所得（控除後）が 2,036,000 円以下の者に限られる。

なお、一部の資金（就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金）においては、子自身が貸付対象者となり得るが、その場合、償還能力のある母親や第三者を連帯保証人として立てる必要がある。また、母が借受人となる場合には、子は借受人と連帯して債務を負担することとなる。

2) 連帯保証人と利率

修学資金等において、子自身が借受人となった場合には連帯保証人を立てる必要があるが、それ以外の資金においては、必ずしも連帯保証人を立てることは必須ではない。

また、修業資金、就学支度資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。）及び修学資金は無利子とされている。一方、その他の資金については、連帯保証人を立てる場合は無利子であるが、連帯保証人を立てない場合、据置期間中は無利子であるものの、据置期間経過後は年 1.5%の利子が付される。

このように、連帯保証人を立てることによって無利子貸付とすることができることから、連帯保証人を立て、貸付けを受ける場合がほとんどである。

なお、連帯保証人に関しては、豊中市母子及び寡婦福祉法施行細則第 8 条において、以下のように定められている。

【豊中市母子及び寡婦福祉法施行細則】

(連帯保証人)

第 8 条 連帯保証人は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 償還期間の末日における年齢が 70 歳未満であること。
- (2) 貸付けを受けようとする者と同居又は同一家計に属する者ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、前項の要件に該当する者以外の者を連帯保証人とすることができる。
- 3 決定通知書受領者は、連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人を新たに立てなければならない。
- 4 市長は、連帯保証人がその適格性を具備しないと認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。

3) 償還方法

貸付金の償還は、資金ごとに定められた一定の据置期間終了後、3 年から 20 年の範囲内において、元利均等払いの方法による分割返済とされている。

なお、母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条において、支払期日までに支払いがなされない場合には、延滞元利金額につき年

10.75%の違約金を徴収することが定められている。ただし、支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないとされている。

ウ) 収入未済額等の推移

母子寡婦福祉資金貸付金は、平成24年度における中核市への移行に伴い大阪府から事務移譲されたものであり、平成24年度より豊中市の決算の対象となる。

表 77 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	—	—	107,080
収入済額	—	—	46,297
不納欠損額	—	—	—
収入未済額	—	—	60,782
収納率	—	—	43.2%
不納欠損率	—	—	—

平成24年度に豊中市が実施主体として貸付けた貸付金は、未だ支払期日が到来していないことから、平成24年度中の調定及び収入の額は、すべて、大阪府が貸付けた貸付金の返済に当たるものである。表77のとおり、平成24年度の収納率は43.2%と50%を割り込んでいるが、これは、平成24年度に支払期日が到来した元利償還金の収納率が90.9%であるのに対して、平成23年度以前に支払期日が到来していた元利償還金の収納率が7.7%と低いことに起因するものである。平成23年度以前に支払期日が到来していた元利償還金については、大阪府より譲渡された時点において、実質的に回収が困難な状況に陥っていたものもあると考えられる。

エ) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の概要

母子及び寡婦福祉法第36条により、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行うにあたっては特別会計を設けることとされてお

り、豊中市においても、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計を設けている。平成 24 年度における母子寡婦福祉資金特別会計の収支実績は表 78 のとおりである。

表 78 平成 24 年度における母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収支実績

(単位：円)

1. 歳入の部		
区分	予算額	決算額
前年度からの繰越金	0	0
一般会計からの繰入金	15,755,000	15,167,958
貸付金充当分	14,700,000	14,700,000
事務費充当分	1,055,000	467,958
国庫貸付金	29,400,000	29,400,000
母子福祉資金償還金	45,454,000	40,677,942
現年度分	39,154,000	36,842,319
過年度分	6,300,000	3,835,623
寡婦福祉資金償還金	5,063,000	5,619,617
現年度分	4,850,000	4,741,562
過年度分	213,000	878,055
預金利子等付属雑収入	0	5,801
計	95,672,000	90,871,318
2. 歳出の部		
区分	予算額	決算額
母子福祉資金貸付金	91,947,000	42,160,000
寡婦福祉資金貸付金	2,582,000	636,000
事務費	1,143,000	467,958
旅費	130,000	5,080
需用費	454,000	92,036
役務費	259,000	187,512
備品購入費	300,000	183,330
翌年度への繰越金	0	47,607,360
計	95,672,000	90,871,318

オ) 大阪府からの貸付金債権譲渡の状況

豊中市が中核市に移行したことに伴い、大阪府より事務移譲を受けており、平成 24 年 4 月 1 日付にて、「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権譲渡契約書」を締結している。このため、既存の貸付債権の譲渡は完了し、その償還金回収業務は、豊中市の事務として行われている。

しかし、譲渡を受けた債権の譲渡価格については、現在、大阪府が算定中であり、厚生労働省も含めて、関連する協議が整った

後、大阪府との間で、譲渡価格及び支払条件に関する契約を締結し、対価を支払うこととなる。現時点においては、平成 26 年度中の契約締結が見込まれるところである。

カ) 徴収事務の概要

母子寡婦福祉資金貸付金は、貸付契約時に借受人との間で合意した返済（償還）計画に基づいた償還を受けるが、一括返済の場合を除き、月次（月賦）での返済がほとんどである。納付方法は、口座振替による方法と納付書による方法とされているが、豊中市としては、納付の確実性から、口座振替による方法を推奨している。平成 24 年度に事務移譲を受けた後の新規貸付実行分については、口座振替による方法が選択されているとのことである。

1) 通常の納付の流れ

償還が開始される月の 3 ヶ月前に、借受人、連帯借主及び連帯保証人に対して、償還開始のお知らせを送付する。

借受人が口座振替を希望する場合、口座振替日（当該月末若しくは翌月初）の 5 営業日前に、こども政策室より振替情報を登録したフロッピーディスクを各金融機関に引き渡し、口座振替の実行を依頼する。また、振替日の 3 営業日後に、口座振替結果が登録されたフロッピーディスクの返却を受ける。

一方、借受人が納付書による納付を希望する場合、当月の 10 日前後に納付書を発行する。この場合の支払期日は、口座振替日と同日である。

その後、豊中市の所定口座への入金を受けて、児童福祉総合システム上にて償還金の消込み作業を行う。

2) 納付が確認できない場合

口座振替による入金を確認できなかった者及び支払期日までの納付がなされなかった者に対しては、翌月末までに督促状を送付する。督促状を送付してもなお、納付がなされない場合には、電話等による催告を行うとともに、滞納分については納付交渉を行う。その際の経過については、児童福祉総合システム上のメモ欄に折衝記録として記録する。なお、大阪府が事務を行っていた

平成 23 年度以前の記録については、大阪府より移管を受けた文書上の記録に基づくこととなる。

また、納付交渉の過程で、当初の返済（償還）計画の変更を認める場合があるが、この場合には、所定の「償還期間変更申出書」を徴取した上で、その適否を検討し承認する。

② 監査の結果及び意見

ア) 貸付金回収の重要性について（監査の意見）

母子寡婦福祉資金貸付金は、国からの借入金（国庫貸付金）や豊中市の一般会計からの繰入金も存在するものの、原則として、過去に貸付けを受けた者からの償還金を主な財源として新たな貸付けを行うことが、制度上想定されている。表 78 のとおり、平成 24 年度においては、母子福祉資金及び寡婦福祉資金を合わせた償還金 46,297,559 円に対して、貸付けの実行額は 42,796,000 円とほぼ均衡しており、翌年度への繰越金が 47,607,360 円生じている。

しかし、①オ) で述べたとおり、今後、大阪府から譲渡を受けた貸付債権に係る対価の支払いが発生することもあり、国からの借入金（国庫貸付金）や豊中市の一般会計からの繰入金が増加することが想定される。大阪府において事務が行われていた当時から貸付けの実行額自体、減少傾向にあるとのことであるが、国からの借入金や豊中市の一般会計に過度に依存しないためにも、償還金のより確実な回収を図ることが重要である。

イ) 連帯保証人の実在性の確認について（監査の結果）

平成 24 年度に大阪府から事務移譲を受けた後、豊中市在住の連帯保証人に関しては、住民基本台帳との同期が取られていることから、実際の生存等が確認されている。しかし、豊中市非在住の連帯保証人の中には、引き継いだ情報が古いこと等から、現実に連絡を取ることが困難と思われる事案がある。

こども政策室によれば、一部の連帯保証人の情報が更新されておらず、現実と合致しない可能性があることは認識しているものの、借受人若しくは連帯債務者のうちいずれかの者と連絡が取れている等の理由で、必要に応じて、連帯保証人との連絡を図ることにより対応しているとのことである。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び寡婦の自立促進を目的とした福祉制度であるとはいえ、補助金や助成金のような一方的な給付ではなく、返済を前提とした貸付金である。そもそも経済的な基盤の弱い母子及び寡婦等が借受人となることが想定されており、その返済能力は脆弱なものとなることが推測されるが、連帯保証人は、その脆弱性を補う重要な人的担保である。過去における連帯保証人の管理状況に不備があったとしても、既に事務移譲を受けた以上、豊中市が主体的に不足する面を補っていく必要がある。

今後、豊中市非在住の連帯保証人を対象とした現況確認を行い、その生存の有無や連帯保証人としての意思を改めて確認する等、保証能力を確保する方策を検討する必要がある。その際、借受人から連絡先を聴取しても、なお所在が不明な連帯保証人に関しては、その適格性を具備しているものとは考えられないことから、借受人に対して、連帯保証人の変更を求めることが望ましい。

ウ) 時効の起算点の整理について（監査の意見）

返済が延滞している貸付金の一部に、事務移譲以前における記録の不備から、時効の起算点が不明確なものがある。

母子寡婦福祉資金貸付金は分割納付が原則であることから、各支払期日の翌日が時効の起算点となるが、その後の督促や債務承認等によって時効が中断するため、当該督促等の翌日から、新たに時効期間が進行することとなる。しかし、一部の貸付金の中には、督促や債務承認等の有無及びその日付に関する記録が適切に残されていないため、時効期間が経過しているのか否か判断できないものがあった。

また、一部の資金（就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金）において母が借受人となる場合には、子は母と連帯して債務を負担することとなる。この場合、連帯保証人の場合と異なり、借受人である母が債務承認して時効が中断したとしても、連帯債務者である子の時効は中断しない。したがって、借受人である母との間において、債務承認を条件に長期にわたる少額分納を継続した場合、連帯債務者である子からも債務承認を得なければ、子に対しては時効期間が経過する可能性がある。

今後、各貸付金について、改めて過去の記録を見直し、連帯債務者も含め、時効の起算点について確認するとともに、記録の不備から、時効の起算点が不明確なものについては、記録上確認できる支払期日等で代替する等の方針を定めた上で、時効の起算点を設定する必要がある。

エ) 違約金の取扱いについて（監査の結果）

母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条において、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に返済すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 10.75%の違約金を徴収することが定められている。また、災害その他やむを得ない理由により納付が困難な事情がある場合には、豊中市母子及び寡婦福祉法施行細則第 18 条に基づき、免除申請書の提出を求め、その内容に応じて免除することができるとされている。しかし、平成 24 年度において、免除申請書の提出を受けていないにもかかわらず、違約金の徴収を行うに至っていない事案が見受けられた。

この点、平成 24 年度以降、豊中市が新たに貸付けた債権については、事前に違約金の規定について説明し、借受人の理解を得た上で貸付契約を締結することとし、支払期日までの支払いがなされない場合には、法令どおりに違約金を徴収する方針とのことである。

一方、大阪府から譲渡され、平成 24 年度以降に支払期日が到来する貸付金については、借用証書に違約金に関する記載がなく、大阪府において貸付契約時に違約金に関する説明をしていない可能性がある。このため、債務者が法令に定める違約金の存在を十分に認知しておらず、実際に違約金を請求した場合に、債務者との間で紛争が生じるおそれもある。しかし、過去の経緯は別として、既に事務移譲を受けた以上、今後、違約金を徴収する責任は豊中市にある。まずは、滞納者に対して、法令上、違約金が発生する旨を改めて周知する必要がある。

また、少額分納における回収金については、違約金よりも元利償還金に優先して充当することになると考えられる。違約金の徴収により、却って元利金の回収が困難になる場合については、豊

中市母子及び寡婦福祉法施行細則第 18 条に基づき免除申請書の提出を受けた上で、違約金の徴収を免除することが必要である。

オ) 債権管理条例に基づく債権放棄について（監査の意見）

現状、母子寡婦福祉資金貸付金について債権放棄は行っていない。母子寡婦福祉資金貸付金は私債権であるため、債権管理条例に基づき債権放棄を行うためには、借受人及び連帯保証人のいずれもが、破産免責や死亡、相続人の相続放棄等により債務を引き継ぐ者がいない場合等を除き、借受人及び連帯保証人が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められることが必要である。

また、時効期間経過後においても、借受人及び連帯保証人のいずれもが、死亡、相続人の相続放棄等により債務を引き継ぐ者がいない場合を除き、借受人及び連帯保証人に関して、①差し押さえる財産がないこと、②強制執行をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあること、③いずれもが所在不明であり、かつ差し押さえる財産が不明であること、に該当すると認められることが必要である。

これらはいずれも、生活保護の受給開始の事実等をもって一義的に判断できるものではなく、借受人及び連帯保証人の財産の状況や将来における回復の見込み等を勘案して判断する必要がある。

確かに、母子寡婦福祉資金貸付金は、福祉的な性格を有する貸付金であり、返済能力の脆弱な者を主な対象として貸付けを行うことから、滞納債権が解消されず累積する傾向にある。したがって、限られた人員の中で効率的な回収業務を行うためにも、実質的に回収が困難な貸付債権については債権放棄を行う必要があると考えられる。しかし、一方では、厳しい経済状況の中で、少額ながらも返済を継続している借受人との間の公平性を確保するためにも、徒に債権放棄を行うべきではなく、可能な限り返済を促した上で、それでもなお返済が困難な場合に、債権放棄を行うこととする必要がある。

現在、債権管理室において、私債権等に関する債権放棄を行う際に必要となる債務者の所在調査及び財産調査の実施対象範囲や、基本的な考え方を整理しているところであり、財産調査につ

いては、各所管課（室）と債権管理室が連携して実施することが想定されている。母子寡婦福祉資金貸付金についても同様であり、今後、債権管理室は、早期に取扱いの方針を定めるとともに、子ども政策室との間において、具体的な事務における役割分担を明確にする必要がある。

(11) 下水道使用料、水道料金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	下水道使用料	
所管課（室）	上下水道局経営部 お客さまセンター 窓口課	
債権の種類	強制徴収公債権	
根拠法令	下水道法、豊中市下水道条例	
時効期間	5年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	4,386,606千円
	収入済額	3,972,377千円
	不納欠損額	6,348千円
	収入未済額	407,880千円
徴収方法	口座振替、納付書 (水道料金と同時に徴収)	
債権管理事務担当部署の人員数	・窓口課 収納係 常勤職員3人(うち当該事務専従職員3人) その他職員1人(うち当該事務専従職員1人)	
債権管理システム	水道料金調定システム	

名称	水道料金	
所管課（室）	上下水道局経営部お客さまセンター窓口課	
債権の種類	私債権	
根拠法令	水道法、豊中市水道事業給水条例	
時効期間	2年	
平成24年度における調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額	調定額	8,222,410千円
	収入済額	7,404,281千円
	不納欠損額	14,463千円
	収入未済額	803,666千円
徴収方法	口座振替、納付書 (下水道使用料と同時に徴収)	
債権管理事務担当部署の人員数	・窓口課 収納係 常勤職員3人(うち当該事務専従職員3人) その他職員1人(うち当該事務専従職員1人)	
債権管理システム	水道料金調定システム	

イ) 制度の概要

1) 下水道使用料

下水道事業は、下水道法に基づき下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するとともに、浸水防除並びに資源の有効利用や循環型社会への貢献を目的とする事業である。下水道法によると、下水とは「汚水又は雨水」とされている。このうち、汚水とは家庭からの生活排水や事業所からの産業排水及び水洗トイレからの屎尿であり、雨水とは降水及び融雪水などの地表にあるものをいう。

下水道使用料は、下水道使用者が排除した汚水の量に応じて負担する使用料である。

2) 水道料金

水道事業は、水道法に基づき、水を供給することを旨とし、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする事業である。

水道料金は、水道の使用者が使用水量に応じて負担する使用料である。

ウ) 収入未済額等の推移

1) 下水道使用料

平成22年度から平成24年度までの下水道使用料の収入未済額（未収金）等の推移は、表79のとおりである。

表 79 下水道使用料の収入未済額等の推移

(単位：千円)

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	現年度分	過年度分	合計	現年度分	過年度分	合計	現年度分	過年度分	合計
調定額	4,148,488	411,046	4,559,534	4,013,244	372,786	4,386,031	3,994,494	392,112	4,386,606
収入済額	3,811,675	366,398	4,178,074	3,659,681	327,076	3,986,758	3,623,707	348,670	3,972,377
不納欠損額	—	5,841	5,841	—	4,848	4,848	—	6,348	6,348
収入未済額	336,812	38,806	375,618	353,563	40,862	394,425	370,787	37,093	407,880
収納率	91.9%	89.1%	91.6%	91.2%	87.7%	90.9%	90.7%	88.9%	90.6%
不納欠損率	—	1.4%	0.1%	—	1.3%	0.1%	—	1.6%	0.1%

下水道事業については、地方公営企業法の財務規定の適用は強制されていないが、豊中市では、経営の効率性、安定性、透明性を向上させるため、平成 20 年 4 月から地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計方式による経理が行われている。歳入歳出決算である一般会計等においては、出納整理期間（翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日まで）の収入について、調定年度の収入済額とされるのに対し、企業会計方式による場合、翌年度 4 月、5 月に収入される額については各年度の収入済額には含まれず、収入未済額（未収金）として取り扱われることとなる。

表 79 における平成 24 年度の過年度分の内訳は表 80 のとおりであり、収入済額の大半は平成 23 年度発生分であることがわかる。

表 80 下水道使用料の平成 24 年度過年度分の内訳

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 23 年度発生分	352,321	338,949	—	13,371	96.2%
平成 22 年度以前発生分	39,790	9,720	6,348	23,721	24.4%
合計	392,112	348,670	6,348	37,093	88.9%

2) 水道料金

平成 22 年度から平成 24 年度までの水道料金の収入未済額（未収金）等の推移は、表 81 のとおりである。

表 81 水道料金の収入未済額等の推移

（単位：千円）

	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	現年度分	過年度分	合計	現年度分	過年度分	合計	現年度分	過年度分	合計
調定額	7,991,824	852,658	8,844,483	7,503,244	823,426	8,326,670	7,446,302	776,108	8,222,410
収入済額	7,249,076	755,251	8,004,327	6,811,435	723,417	7,534,852	6,730,833	673,447	7,404,281
不納欠損額	—	12,262	12,262	—	11,221	11,221	—	14,463	14,463
収入未済額	742,747	85,144	827,892	691,808	88,788	780,596	715,468	88,197	803,666
収納率	90.7%	88.6%	90.5%	90.8%	87.9%	90.5%	90.4%	86.8%	90.1%
不納欠損率	—	1.4%	0.1%	—	1.4%	0.1%	—	1.9%	0.2%

水道事業については、地方公営企業法の財務規定が強制適用され、企業会計方式による経理が行われており、水道料金についても、翌年度4月、5月に収入される額については調定年度の収入未済額（未収金）として取り扱われる。

表 81における平成24年度の過年度分の内訳は表 82のとおりであり、収入済額の大半は平成23年度発生分であることがわかる。

表 82 水道料金の平成24年度過年度分の内訳

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成23年度発生分	689,368	657,233	—	32,134	95.3%
平成22年度以前発生分	86,739	16,213	14,463	56,062	18.7%
合計	776,108	673,447	14,463	88,197	86.8%

エ) 徴収事務の概要

水道料金及び下水道使用料の徴収事務は、上下水道局において一元的に管理されており、上下水道局経営部お客さまセンター窓口課収納係（4人）が所管している。また、窓口受付業務、水道使用開始・使用中止精算業務、口座振替促進業務、計量業務及び滞納整理業務については民間会社に委託しており、業務委託先の職員7人が収納業務を担当している。

水道メーターの検針は、通常の場合2ヶ月ごとに行われているが一部の大口顧客については毎月行われている。検針から入金がない場合の給水停止に至るまでの基本的な業務の流れは表 83のとおりとなっている。

表 83 水道メーター検針から給水停止までの流れ

業務の流れ	4月検針の場合
・水道メーターを検針する。	4月1日から25日まで
・検針月の翌月に「納入通知書」を送付する。	5月8日頃 (納期限：5月20日、 口座振替の場合の振替日 ：5月17日)
・納期限までに入金がない場合、翌月「納入通知書(督促)」を送付し督促する。	6月8日頃 (納期限：6月20日)
・口座振替ができない場合、翌月「口座振替再請求(督促)の通知」送付により督促する。	6月8日頃 (再振替日：6月17日)
・納期限までに入金がない場合、翌月、次回の検針分を合算した「納入通知書」を送付し督促する。	7月8日頃 (納期限：7月20日)
・口座振替ができない場合、翌月、次回の検針分を合算した「再請求通知書」送付により督促する。	7月8日頃 (再振替日：7月17日)
・納期限までに(4ヶ月分の)入金がない場合、上下水道局で出力した滞納者リスト等を委託事業者を受け渡し、委託事業者が訪問及び電話での納付勧奨等を行う。	7月27日頃
・上下水道局で、委託事業者からの報告内容を確認の上、給水停止執行の決裁を行う。	8月以降
・上記決裁に基づき、委託事業者が滞納者宅を訪問し、納付勧奨等を行う。	
・入金が確認できない場合、給水停止を行う。	

② 監査の結果及び意見

ア) 分割納入誓約書の徴取について(監査の結果)

平成25年8月時点における大口滞納者10件について、水道料金調定システムにおける「交渉記録更正」の記載内容や担当者に対するヒアリング等により、滞納状況や今後の整理方針等を確認した。その結果、水を大量に使用する事業者の資金繰り悪化に伴う滞納が多い状況であった。そして、給水停止はこれらの事業者にとって事業の存続そのものが不可能となり、過去の滞納額の回収が一層困難となるため、多くは、給水は継続しつつ、滞納者との交渉の結果、分納により対応している状況であった。

下水道使用料及び水道料金は、当初の納入通知の時点において別個独立した債権として発生することから、当初の納期限の翌日が消滅時効の起算点となるのが原則である。ただし、分納が継続している場合は、分納の対象債権について滞納者による債務承認

があったものとして、時効の中断の効果が認められる。債務承認の方式は法律上、書面によることは求められていないが、後日紛争が生じた場合の証拠とするため、滞納者に対して分納開始時における全滞納額の明細とこれに対する分納計画を明記した分納誓約書を書面により差し入れさせることが望ましい。

この点、豊中市上下水道局では、「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」に基づき、分納による場合、滞納金額及び分納計画を記載した分割納入誓約書を徴取することとしているが、大口滞納者10件のうち3件について徴取されていない状況であった。

分納を行う場合、分割納入誓約書は網羅的に徴取する必要がある。また、滞納者との間で分納計画がまとまらなかったり、分納計画を書面に残すことについて同意が得られなかったりする場合には、少なくとも全滞納額の明細を明記した債務承認書を徴取しておく必要がある。

イ) 分納が継続している場合の不納欠損処理について (監査の結果)

豊中市においては、下水道使用料と水道料金のいずれについても当初の調定から5年を経過した収入未済額について一律に不納欠損処理を行っている。したがって、たとえ分納が継続している場合であっても、分納の対象となる債権の中に当初の調定から5年を経過した債権が含まれている場合には、その債権についても不納欠損処理されることとなる。実際、ア)で述べた大口滞納者10件のうち1件において、概ね毎月入金が続いているにもかかわらず、分納の対象となる債権の一部が不納欠損処理されているものがあった。そもそも不納欠損処理とは、過去に調定を行った歳入が徴収できなくなった場合において行うべき処理であり、分納による収入が見込まれる債権の一部を不納欠損処理することには合理的な理由がない。今後は、分納が継続している滞納者に対する債権についての不納欠損処理を行うべきではない。

なお、今後の不納欠損処理の基準のあり方についての意見は、ウ)において記載している。

ウ) 不納欠損処理の基準について (監査の意見)

1) 現状の取扱いについて

豊中市においては、イ) で述べたとおり、下水道使用料と水道料金は、いずれも当初の調定から 5 年を経過した収入未済額について不納欠損処理を行っている。しかし、公債権である下水道使用料と私債権である水道料金は、次の点で本質的な相違があることを認識しておく必要がある。

すなわち、下水道使用料については、自治法第 236 条第 1 項の規定によって時効期間は 5 年であり、また、自治法第 236 条第 2 項によって、時効の援用を必要とせず、その時効による利益を放棄することはできないので、自治体の意思にかかわらず 5 年経過後に時効は確定し当該債権は消滅する。

一方、水道料金については、時効期間は 2 年 (民法第 173 条第 1 項) と解されているが、消滅時効の援用又は権利の放棄を行わない限り、2 年経過後においても債権は消滅しないこととなっている。

なお、不納欠損処理前の債権については水道料金調定システムによって管理されているが、不納欠損処理後の債権については、システムから「不納欠損一覧表」としてまとめて打ち出し、入金があった場合の消込み等の管理に利用している。

以上をまとめると、表 84 のとおりである。

表 84 下水道使用料及び水道料金の不納欠損処理

【下水道使用料】		
	調定から5年未経過の債権	調定から5年経過した債権
不納欠損処理	不納欠損処理未実施	不納欠損処理実施
時効との関係	時効は未完成	時効は完成 (ただし、分納がない場合)
債権消滅の有無	債権は存続	債権は消滅 (ただし、分納がない場合)
管理方法	水道料金調定システムで管理(徴収事務、滞納整理事務)	管理終了
【水道料金】		
	調定から5年未経過の債権	調定から5年経過した債権
不納欠損処理	不納欠損処理未実施	不納欠損処理実施
時効との関係	時効の援用がない限り、時効は未完成	
債権消滅の有無	債権は存続	債権は存続
管理方法	水道料金調定システムで管理(徴収事務、滞納整理事務)	不納欠損一覧表で管理 (徴収事務は終了、入金があった場合のみ消込みに利用)

2) 今後の検討の方向性について

公債権である下水道使用料については、5年の時効期間の経過をもって債権が消滅することとなる。しかし、分納等による債務承認がある場合、時効の中断事由となることから、必ずしも調定から5年経過後に消滅時効が完成するとは限らない。現状では、当初の調定から5年経過後に不納欠損処理をしているが、今後は、時効の中断事由が終了した時点から5年経過後に不納欠損処理を行うこととする必要がある。

一方、水道料金を含む私債権について、豊中市は、債権管理条例の制定に合わせ、平成25年度以降、債権管理条例に基づき債権放棄を行った債権について不納欠損処理を行うこととし、債権放棄の対象債権と不納欠損処理の対象債権を一致させる方針としている。したがって、水道料金については、当初の調定から5年経過後に不納欠損処理を行うという現状の運用は継続することはできず、債権管理条例第9条に定める債権放棄の要件に照らして不納欠損処理の適用を検討することとなる。今後、水道料金について、同条第3号又は第5号を適用し、債権放棄を実施する

場合には、滞納者の財産に関する調査を行うことが前提となるが、現状では十分に財産に関する調査を実施しているとは言い難い。

この点、分納を承認する場合には、ア)で述べたように、滞納者から分割納入誓約書を徴取することとしているが、今後は、これに加えて、他市町村、法務局、金融機関等に対し、収入及び資産の状況等に関する調査を豊中市上下水道局が行うことについて、滞納者から同意書を徴取するなど、可能な限り、財産に関する調査の実効性を向上させる手段を検討すべきである。そして、このような手段を講じてもなお回収が見込めない債権のみを債権放棄の対象とする滞納整理事務の体系を構築する必要がある。

なお、「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」についてもこのような観点から所要の改定を行うことが求められる。

エ) 下水道使用料と水道料金の一元管理について（監査の意見）

前述のとおり、強制徴収公債権である下水道使用料と私債権である水道料金は、豊中市上下水道局のもと一元管理がなされている。

下水道使用料と水道料金は、計量（査定）業務と調定、収納業務等において密接かつ継続的に関係しており、一元管理することは、効率的な事業運営の面で有効である。下水道使用料の算定の際に用いる「排除した汚水の量」について、豊中市下水道条例第15条第3項第1号において、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とすると定めている。そして、平成24年度において、水道の給水戸数169,503戸に対して、下水道の水洗化戸数は169,019戸であり、ほぼ100%に近い数値となっていることから、水道料金を算定する過程と下水道使用料を算定する過程が重複し、両者を一連のものとして一元管理するメリットや同時徴収による効果も大きい。

一方で、強制徴収公債権である下水道使用料の徴収に係る職務権限は、私債権である水道料金よりも大きい。しかし、下水道使用料に係る職務権限で財産調査などを行って、入手した情報を水道料金の徴収に利用することは、地税法第22条の守秘義務違反の疑義が生じるため、下水道使用料を徴収するための権限をすべて活用できない状況にある。このことが、一元管理することのデメリットとなっている。このデメリットを最小限に抑えるべく、

例えば、重要な下水道使用料の滞納について、債権管理室と連携を図って滞納処分を実施するなど、強制徴収公債権の徴収に係る権限を十分に活用する方策を検討していくことが求められる。

オ) 水道料金調定システムについて（監査の意見）

現行の「水道料金調定システム」は、水道料金の調定、収納消込み業務等を管理するものであり、平成2年の導入から20年以上が経過し、今後、改修又は新規システムの導入が検討されることが予想される。

現行のシステムでは、分納の管理を行うことができず、分納による収入があった場合には、便宜上、システム上管理している調定月の最も古い水道料金から消込み、次に当該月の下水道使用料を消込むこととしている。しかし、これでは実際に「いつ」「いくら」入金があったかが不明なので、これらの情報について、別途、システムの「交渉記録更正」に記載することによって管理している。

現状のように、当初の調定から一律5年を経過した債権を不納欠損処理の対象とするのであれば、対象債権の抽出はシステム上容易に行うことができる。しかし、今後は、イ)及びウ)で述べたように分納が継続している債権や時効の中断事由が終了した時点から5年を経過していない債権については、不納欠損処理の対象から除いたり、水道料金の不納欠損処理対象となる債権について債権管理条例における債権放棄となる債権と一致させたりすることが必要となり、システム外での集計作業が必要となると考えられる。

新規システムの導入を検討する際には、このような現行システムの債権管理上の問題点を早期に洗い出し、円滑な導入を達成することが求められる。

(12) 患者窓口納付金

① 概要

ア) 債権の概要

名称	患者窓口納付金	
所管課(室)	市立豊中病院 事務局 医事課	
債権の種類	私債権	
根拠法令	豊中市病院事業の設置等に関する条例第 10 条	
時効期間	3 年	
平成 24 年度 における調定 額、収入済額、 不納欠損額、 収入未済額	調定額	2,703,835 千円
	収入済額	2,583,344 千円
	不納欠損額	14,032 千円
	収入未済額	106,458 千円
徴収方法	現金、クレジットカード、口座振込	
債権管理事務 担当部署の 人員数	・ 医事課 医事係 常勤職員 3 人 (うち当該事務専従職員 0 人) その他職員 29 人 (うち当該事務専従職員 1 人)	
債権管理 システム	医療事務システム (I B A R S) 及びエクセル等 により管理	

イ) 病院事業会計における未収金の概要

病院事業会計における未収金は、医業未収金と医業外未収金に区分される。

医業未収金のうち主なものは、市立豊中病院（以下「病院」という。）における診療に係る患者窓口納付金及び医療保険者等請求分（以下「保険者等請求分」という。）の未収額である。医療保険者等とは、会社員等が加入する社会保険、自営業者等が加入する国民健康保険、75 歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度の運営者をいう。保険診療においては、一般の場合、患者が医療費の 3 割を自己負担し、残りの 7 割については、医療保険者等が支払うこととなっている。この保険診療の際に支払われる自己負担金及び保険者等請求分を合わせて診療報酬という。一方、健康保険が適用されない室料差額等については、その全額が患者の負担となる。

医業外未収金は、交付されることが決定した補助金の未収額や治験受託収入、実習指導謝礼金の未収額である。

平成 24 年度の病院における未収金の内訳は表 85 のとおりである。

表 85 病院における未収金の内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
医業未収金	2,375,055
保険者等請求分	2,199,554
患者窓口納付金	106,458
入院個人未収金（退院患者）	54,413
外来個人未収金	18,478
在院患者未収金	33,566
その他	69,042
医業外未収金	89,182
府補助金	57,964
小児救急医療補助金	7,474
治験受託収入	4,825
実習指導謝礼金	5,154
その他	13,764
合計	2,464,238

(注) 「在院患者未収金」とは、年度末（3月31日）現在入院中の患者に対する患者窓口納付金の請求額である。

ウ) 監査対象としての患者窓口納付金

イ) に記載したとおり、医業未収金には、患者窓口納付金及び保険者等請求分の未収額が計上される。

病院は診療月ごとの診療内容等についてレセプトを作成し、診療月翌月 10 日までに審査支払機関に提出する。審査支払機関において、レセプトの審査が行われた後、診療月翌々月 20 日頃に、医療保険者等から病院へ診療報酬が支払われる。また、会計上は、診療月末日付で当該月分のレセプトに基づき、医業未収金を計上している。

このように、医業未収金のうち保険者等請求分については、医療保険者等に支払義務があり、病院側に債権管理業務の必要性が低いと考えられる。したがって監査の対象に含めないものとした。

また、医業外未収金についても、補助金等の交付又は回収が担保された債権であることから、監査の対象に含めないものとした。

以上により、病院事業会計における未収金のうち、監査対象とする債権は、患者窓口納付金とした。

エ) 患者窓口納付金の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの患者窓口納付金のうち、外来患者に係るものと入院患者に係るものの推移は、表 86 及び表 87 のとおりである。

表 86 患者窓口納付金（外来）の推移

(単位：件、千円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
前年度繰越額	2,300	18,968	2,251	18,932	2,046	18,633
当年度回収額	568	3,778	528	3,411	595	4,338
当年度発生額	743	6,184	786	6,555	838	6,801
不納欠損額	224	2,441	463	3,443	332	2,616
次年度繰越額	2,251	18,932	2,046	18,633	1,957	18,478

表 87 患者窓口納付金（入院）の推移

(単位：件、千円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
前年度繰越額	622	72,835	637	68,927	586	58,584
当年度回収額	75	10,449	102	13,471	84	11,664
当年度発生額	156	16,830	137	14,492	136	18,909
不納欠損額	66	10,289	86	11,363	112	11,415
次年度繰越額	637	68,927	586	58,584	526	54,413

(注) 当年度回収額には調定変更による未収金の減額を含めている。

表 86 によると、平成 24 年度の外来に係る未収金の発生件数及び金額は平成 23 年度に比べて増加している。これは、平成 24 年度以降、患者に対して診療日以後に追加徴収する範囲を拡大したことによるものである。具体的には、平成 24 年度以降、診療

情報提供書の作成料等についても追加徴収することとなり、平成 23 年度において 76 件、118 千円であった追加徴収は、平成 24 年度において、219 件、194 千円となった。このような追加徴収の範囲に係る変更の影響を除くと、外来に係る未収金は、金額ベースで若干の増加が見られるが、件数ベースでは減少している。

一方、表 87 によると、平成 24 年度における入院に係る未収金の当年度発生額が増加しているように見えるが、平成 24 年度には 1 件で約 6,600 千円という事案が含まれており、これを除くと、減少傾向といえる。

オ) 徴収事務の概要

外来患者の場合、診療後に渡される会計ファイルを会計窓口へ提出する。その後、患者は会計窓口カウンター付近の電子掲示板に自身の番号が表示されたことを確認して 1 階ロビーに設置された診療費自動支払機又は会計窓口にて支払いを行うこととなっている。診療費自動支払機は、平成 21 年 10 月に 3 台、平成 22 年 10 月に 1 台導入され、現在は 4 台が稼働している。

入院患者の場合、退院日に入院費用が確定し、患者窓口納付金が支払われることとなる。退院日が土日以外の場合、入退院受付窓口にて請求書を渡し診療費自動支払機又は会計窓口での支払いを依頼している。また、退院日が土日の場合、救急窓口にて請求書を渡し支払いを依頼している。なお、月末を跨ぐ入院患者については、当該月に係る窓口納付金について翌月 9 日頃に請求し、できる限り 3 日以内の支払いを依頼している。

② 監査の結果及び意見

ア) 未収金の発生の抑制策について（監査の意見）

債権管理上は、滞納を繰り返す患者について診療を拒否する等の手段をとることにより新たな未収金の発生を抑制することが、最大の有効策といえる。しかし、医師法第 19 条に定められているいわゆる応召義務の解釈として、医療費の不払いが直ちに診療拒否の正当な理由にはならないとされているため、病院においても滞納を繰り返す患者について、たとえこれを把握している場合であっても、診療を拒否するということはない。

【医師法】

第 19 条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

(第 2 項略)

現在病院では、結果的にすべての患者について診療を実施する必要性から、外来患者及び入院患者に対してその未収金の発生状況に応じた対応は行っていない。しかし、未収金の発生について何ら抑制策を講じない状態では、債務者たる患者の数が膨大となり、職員等の回収意欲あるいは回収手段に悪影響を与えることにもなりかねない。したがって、未収金の発生を事前に抑制する策を検討することが望ましい。

外来患者について債権が発生する状況としては、次の 4 つの類型がある。

- ①会計ファイルを会計窓口へ提出せずにそのまま帰ってしまう
(会計ファイルは持ち帰ってしまう。) 場合
- ②会計ファイルを会計窓口へ提出するが、診療費の精算は行わずに帰ってしまう場合
- ③会計窓口で支払いについて相談を申し出る場合
- ④支払い終了後、追加徴収が発生した場合

病院の対応としては、上記①、②及び④の場合、翌日には電話し、次回来院の予約がある場合には当該予約日における支払いを依頼し、次回来院の予約がない場合には即時の支払いを依頼するとともにゆうちょ銀行の郵便振替払込書を送付している。その後、支払いがなかった場合には督促状を送付するなどしている。

未収金発生直後の病院側の対応については、特に問題はない。しかし、特に上記①及び②の場合に該当する患者については、診療費の支払いについて義務を負っているという認識がそもそも薄いという点において悪質性を認め、今後は上記③及び④の患者への対応とは別の対応を考えるべきである。

例えば、上記①及び②の患者については、次回来院時の受け付け直後(診療前)に職員から支払いについての相談に誘導し、支払

いの確約を受けた後に診療を行うことを考える必要がある。未収金の発生時に病院側への相談(すなわち支払方法に関する病院と患者の同意)があったかどうかによって、その後の対応は変えて然るべきである。

入院患者の場合、病院は患者の入院時において限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の公的医療保険の給付申込等の説明を行い、未収金発生額の低減に努めている。しかし、これは、悪質な滞納患者を意識した対策というよりは一般的な説明であり、外来患者と同様、前回退院時における支払相談の有無によって来院時の対応を変えるべきである。さらに入院患者の場合、月末を跨ぐ入院を除き、退院日に入院費用が確定するため、支払いも退院日に行われるのが通常である。しかし、入院患者に過去の診療費の未収金が残っていたり、病院に対して確約した支払計画が履行されていなかったりする場合には、入院時の説明の際に支払いを求めるとともに、即時に支払いができない場合には、少なくとも履行可能な支払計画について改めて同意を得ておくなどの対応を行うべきである。

また、現在、病院では入院費用の前払いは実施していない。しかし、退院時に金額が確定するといえども概算でどれくらいかかるかはある程度予想がつくはずである。特に、費用が高額となる手術等が予定されている場合には、その一部の前払いを患者に対して依頼するなどして、未収金の発生額を抑制する必要がある。

イ) 誓約書等の徴取及び記載内容について(監査の意見)

病院では、診療費の未収金が発生した際、外来患者には、外来未収金報告書兼誓約書、入院患者には、誓約書を提出させている。

平成24年度末現在未収金残高があるものの中から任意に抽出した事例について、その管理状況を確認したところ、外来未収金報告書兼誓約書又は誓約書(以下「誓約書等」という。)がそもそも徴取されていないものが散見された。病院側との相談に応じず、誓約書等を提出しないまま帰宅してしまう患者は、診療費の支払義務についての認識が薄いと思われるが、誓約書等を提出する患者については、少なくとも支払義務については認識しているといえる。したがって、今後、継続的に誓約書等の徴取に努める必要がある。

また、誓約書等の内容について、徴取後の未収金回収の実効性を高めるものとなるよう考慮すべきである。抽出した事例の中には、誓約書等を徴取しているものの、連絡先や支払期日欄、保証人の印章欄が空欄であるものが散見された。誓約書等については網羅的に記載を求める必要がある。加えて、連絡先については、勤務先の電話番号等についても記載を求める、保証人については、その場で電話連絡し、保証人になることの同意を得るなどの対応を行うことが考えられる。

さらに、現在は、誓約書等は1回の診療又は入院につき1枚ずつ作成されている。しかし、当該患者について過去の滞納額がある場合には、債務の承認による時効の中断を図るとともに、患者に対して過去の滞納も含めて自覚を促すため、誓約書等にはそれまで発生している未収金の合計額を記載し、これを患者に承認させることが望ましい。

ウ) 法的措置の迅速な実行について（監査の結果）

平成22年度以降、病院が実施した法的措置の実績は、平成23年度の入院患者に対する8件（請求金額1,315千円）の支払督促のみにとどまっている。病院では、この支払督促の効果について、事務手続の割に回収額が芳しくないと判断し、平成24年度は実施していない。

しかし、公立病院における法的措置の実行は、直接的な債権の回収だけが目的ではなく、手続の中で将来の滞納を抑止する効果や患者に対して病院への相談を促すという効果も期待される。したがって、今後は病院が有する債権について法的措置を実施していく必要がある。

実施する場合の注意点としては、徒にすべての滞納患者に対して実施するのではなく、効果を考えて実施する必要がある。

表88及び表89は、平成24年度における未収金の状況（外来、入院）についてまとめたものである。

表 88 平成 24 年度における未収金の状況（外来）

（単位：件、千円）

発生 年度	前年度繰越額		平成 24 年度回収額		不納欠損処理額		翌年度繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18 以前	15	229	2	16	7	125	6	86
19	342	2,635	4	11	325	2,490	13	133
20	223	2,285	10	34	0	0	213	2,251
21	372	3,310	38	169	0	0	334	3,140
22	308	3,617	48	343	0	0	260	3,273
23	786	6,555	493	3,762	0	0	293	2,792
小計	2,046	18,633	595	4,338	332	2,616	1,119	11,677
24	—	—	—	—	—	—	838	6,801
合計	—	—	—	—	—	—	1,957	18,478

表 89 平成 24 年度における未収金の状況（入院）

（単位：件、千円）

発生 年度	前年度繰越額		平成 24 年度回収額		不納欠損処理額		翌年度繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18 以前	89	9,561	2	205	38	3,815	49	5,540
19	101	11,289	5	192	68	7,208	28	3,888
20	93	11,265	3	286	2	228	88	10,750
21	75	5,926	4	654	3	129	68	5,142
22	91	6,049	8	820	1	33	82	5,196
23	137	14,492	62	9,506	0	0	75	4,985
小計	586	58,584	84	11,664	112	11,415	390	35,504
24	—	—	—	—	—	—	136	18,909
合計	—	—	—	—	—	—	526	54,413

（注）平成 23 年度発生分における「平成 24 年度回収額」には調定変更分 709 千円が含まれている。

表 88 及び表 89 からわかることは、発生後 2 年を経過した未収金はほとんど回収が期待できないということである。平成 23 年度に実施した 8 件の支払督促についても、発生後 2 年以上経過

した未収金を対象としていたことが、効果が上がらなかった一因と考えられる。

したがって、重点的に対応すべきは前年度に発生した未収金であり、これらの患者に対しては速やかに督促し、それでも支払わない、又は相談に応じない、相談に応じても計画どおり支払わない場合といった悪質な滞納患者に対しては速やかに法的措置の実施を検討する必要がある。また、このようにすることで、滞納患者以外の患者についても、将来の滞納を抑止することにも繋がると考えられる。

エ) 督促状及び催告書について（監査の意見）

病院における督促状及び催告書の発送時期や頻度についての現状の取扱いは、表 90 のとおりである。

表 90 病院における督促状及び催告書の発送時期及び頻度

区分	現状の取扱い
外来	<ul style="list-style-type: none"> ・月末締の未収金抽出リストを翌月 10 日ごろに作成し、リスト作成日から起算して 2 ヶ月後を目安として督促状を発送している。 ・督促状を発送した後、入金がないものについては、以後 2 ヶ月に 1 回の割合で催告書を発送している。
入院	<ul style="list-style-type: none"> ・入院台帳より毎週日曜日締めで精算が未了となっている患者を抽出する。その後、これらの患者について翌週から電話連絡を行い、これにより連絡がつかなかった患者に対しては、精算ができていないことを知らせる文書を発送している。この文書における納付期限は 1 週間であるが、納付期限を経過しても支払いのないものについては、随時督促状を発送することとしている。 ・最近 3 年間で未収金の残高がある入院患者については、年 3 回催告書を発送している。

病院では、これらのルールに則って督促状等の発送事務を行っているが、これらのルールは明文による規程に基づいているものではない。なお、外来患者及び入院患者のいずれにおいても次回

の予約日が決まっている場合などには督促状の発送を行わないこともある。

一方、豊中市財務規則第 35 条によれば、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないこととなっており、患者窓口未収金の発生日を納期限と考えた場合、表 90 の取扱いでは、外来患者について豊中市財務規則における督促状の送付期限が守られていない状況となっている。日々発生する外来患者に係る患者窓口納付金について、それぞれ 20 日以内に督促状を発送することは困難であり、現状のようにある程度まとめて督促状を発送することはやむを得ないと考えられるが、病院として、発送時期及び支払期日等について明文による規程を策定し、これに基づいた事務とする必要がある。その際、現状、2 ヶ月後となっている督促状の発送時期を可能な限り早期化することを検討すべきである。

また、督促状の内容については現状どおりでよいと考えられるが、漫然と何度も同じものを送っていても効果がない。したがって、督促状を発送したにもかかわらず、支払いがない、あるいは支払いについての相談がない場合は、催告書として、督促状よりも厳しい文面で、支払いがなければ法的措置へ移行する旨の通知を送付する必要がある。催告書についてもその発送時期及び支払期日等について明文による規程を策定しておく必要がある。

なお、督促状及び催告書は支払いを迫るものであると同時に、滞納患者から病院への支払方法等の相談を促す効果が期待されるものである。催告書は通常厳しい文面となるが、相談に来ればそれに応じるという姿勢は公立病院として強調されて然るべきである。

現在でも、月々数千円の分割払いにて診療費を支払っている患者も多数いる。このような患者との間に不公平がないよう対処することが必要である。

オ) 不納欠損処理及び債権放棄について（監査の意見）

病院では、未収金の発生から 5 年経過後に不納欠損処理を行うこととしている。一方、私債権である患者窓口納付金は消滅時効期間である 3 年を経過しても、債務者による時効の援用がなければ、債権としては消滅しない。そして、豊中市では、これまで患

者窓口納付金の債権放棄は行われておらず、結果的に会計上の処理である不納欠損処理が先行して実施される形となっていた。

この点、患者窓口納付金を含む私債権について、豊中市は、債権管理条例の制定に合わせ、平成 25 年度以降、債権管理条例に基づき債権放棄を行った債権について不納欠損処理を行うこととし、債権放棄の対象債権と不納欠損処理の対象債権を一致させる方針としている。したがって、未収金の発生から 5 年経過後に不納欠損処理を行うという現状の運用は継続することはできず、債権管理条例第 9 条に定める債権放棄の要件に照らして不納欠損処理の適用を検討することとなる。

この点、まず、一患者あたり一定金額（例えば 1 万円未満）の未収金については、債権管理条例第 9 条第 3 号を適用し、徴収停止の措置をとった後、1 年の経過をもって債権放棄を行うことが考えられる。一方、一患者あたり高額（例えば 1 万円以上）の未収金については、同条第 5 号ア又はウによる債権放棄を行うことが考えられる。この場合、患者の所在及び財産の調査が必要となるが、このうち、財産の調査については一定の専門的知識が求められることから、債権管理室との連携強化を図るなど効率的・効果的な実施手法を検討する必要がある。

いずれにしても、今後の債権放棄の運用にあたって、一定の金額基準を設けるなど、費用対効果を意識した債権管理が可能となる方策を検討していく必要がある。

おわりに

豊中市では、平成 24 年 4 月の中核市移行に伴い、平成 24 年度から包括外部監査を実施することとなりました。包括外部監査 2 年目となる平成 25 年度は、監査テーマを「債権管理に関する事務の執行について」とし、平成 24 年度末における収入未済額が 10 百万円以上の債権を監査の対象としました。各債権の所管課（室）及び財務部債権管理室その他関係者の皆様には、ヒアリングや情報提供など、迅速かつ適切にご協力いただきました。

今回の監査における監査の結果は 22 件、監査の意見は 47 件でした（表 91 参照）。ここに、監査の結果とは、合規性の観点等から市に対して是正、改善を求めるものであり、監査の意見とは、監査の結果には該当しませんが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものです。

なお、表 91 の「結果」及び「意見」の欄において、監査の結果及び意見のうち、特に、早期に措置を完了すべきと考えられるものには◎を記載しています。

また、今回、監査対象となった債権については、市税、国民健康保険料等のように収納業務自体が所管課（室）の中心業務であるものもあれば、その他の債権のように、収納業務が所管課（室）の中心業務ではないものもあり、現状の債権管理の水準に差が見られることは致し方ない面もあります。監査の結果及び意見についても、現状の債権管理水準を前提として更なる是正や改善を提案するものとなっており、個別の債権に関する監査の結果及び意見には、他の債権の管理水準の向上に向けた活用が可能な事項も含まれています。したがって、個別の債権ごとの対応とするのではなく、「豊中市債権回収対策会議」等における議論を踏まえ、市全体として対応されることを期待いたします。

表 91 監査の結果及び意見の概要

No.	報告書 記載箇所	監査の結果又は意見	結果	意見
〔共通的事項〕				
1	26 ページ	市の債権情報の一元管理について		○
2	31 ページ	債権管理室への引継ぎ対象債権の拡大について		○
3	32 ページ	訴訟提起への専決処分の活用について		○
4	33 ページ	債権回収・整理計画の公表内容について		○
5	34 ページ	債権管理条例に基づく債権放棄について		○
6	38 ページ	同意書の徴取について		○
7	39 ページ	延滞金の徴収について	○	
8	41 ページ	督促手数料の徴収について		○
9	43 ページ	収納方法の多様化について		○
10	44 ページ	とよなか納税・納付コールセンターについて		○
11	45 ページ	地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について		○
〔個別の債権に関する事項〕 (市税)				
12	56 ページ	収納率向上に向けた取組みの検証について		◎
13	58 ページ	口座振替制度の利用率向上について		○
14	60 ページ	滞納初期の納税義務者に対する対応について		◎
15	62 ページ	滞納を長期化させている納税義務者に対する対応について		○
16	64 ページ	経過詳細一覧の記載内容の充実について		◎
17	66 ページ	滞納者の現況把握について		◎

No.	報告書 記載箇所	監査の結果又は意見	結果	意見
(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)				
18	75 ページ	積極的な納付交渉の実施について		◎
19	76 ページ	滞納者との接触について		◎
20	77 ページ	滞納繰越分の管理について		◎
(保育所保育料)				
21	85 ページ	賦課決定の対象者の取扱いについて		◎
22	86 ページ	時効の管理方法について		◎
23	86 ページ	収支申立書の確実な徴取について	◎	
24	87 ページ	速やかな滞納処分の実施について		◎
25	88 ページ	債権管理室への移管基準等の見直しについて		○
26	89 ページ	保育幼稚園室における徴収体制について		○
27	90 ページ	様々な滞納抑制策の検討について		○
(生活保護法第 63 条に基づく返還金 ・生活保護法第 78 条に基づく徴収金)				
28	95 ページ	規程類の整備について	◎	
29	96 ページ	システムの債権管理機能の活用について	○	
30	96 ページ	台帳間の整合性の確保について		◎
31	97 ページ	紙台帳の作成について	◎	
32	97 ページ	督促について	◎	
33	97 ページ	納付交渉の徹底について	◎	
34	98 ページ	不納欠損処理について	◎	
35	98 ページ	現金管理について		◎
36	99 ページ	履行延期申請の徹底について	◎	
37	99 ページ	返還決定通知について	◎	

No.	報告書 記載箇所	監査の結果又は意見	結果	意見
(国民健康保険療養給付費返還金)				
38	102 ページ	電話催告等の実施について	◎	
(児童扶養手当返還金)				
39	110 ページ	納付書の適時な交付について	◎	
40	111 ページ	経過記録への記載事項の明確化について	◎	
41	112 ページ	分割納付計画書の債務者への交付について		◎
42	112 ページ	収支申立書の徴取について	◎	
43	113 ページ	時効の起算点の整理について		◎
44	113 ページ	債権管理業務の再構築について	◎	
45	114 ページ	債権管理室との役割分担の検討について		○
(市営住宅使用料 (市営住宅駐車場使用料を含む))				
46	121 ページ	退去滞納者への納付指導について		◎
47	122 ページ	連帯保証人の現況調査等について	◎	
48	122 ページ	滞納繰越分収納率の向上に向けた方策について		○
49	125 ページ	不納欠損処理処分要領の見直しについて		◎
(学校給食費収入)				
50	130 ページ	未納回数別の対応について		◎
51	132 ページ	未納が発生した場合の納付方法について		○

No.	報告書 記載箇所	監査の結果又は意見	結果	意見
(災害援護資金貸付金)				
52	141 ページ	支払猶予の適用について	◎	
53	143 ページ	時効の管理について		◎
54	144 ページ	債権管理条例に基づく債権放棄について		○
(母子寡婦福祉資金貸付金)				
55	152 ページ	貸付金回収の重要性について		○
56	152 ページ	連帯保証人の実在性の確認について	◎	
57	153 ページ	時効の起算点の整理について		◎
58	154 ページ	違約金の取扱いについて	◎	
59	155 ページ	債権管理条例に基づく債権放棄について		○
(下水道使用料、水道料金)				
60	161 ページ	分割納入誓約書の徴取について	◎	
61	162 ページ	分納が継続している場合の不納欠損処理について	◎	
62	163 ページ	不納欠損処理の基準について		◎
63	165 ページ	下水道使用料と水道料金の一元管理について		○
64	166 ページ	水道料金調定システムについて		○
(患者窓口納付金)				
65	170 ページ	未収金の発生の抑制策について		◎
66	172 ページ	誓約書等の徴取及び記載内容について		◎
67	173 ページ	法的措置の迅速な実行について	○	
68	175 ページ	督促状及び催告書について		◎
69	176 ページ	不納欠損処理及び債権放棄について		◎

以上